

平成22年度

包括外部監査の結果報告書

(研究開発機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理)

平成23年1月

三重県包括外部監査人

水野信勝

目 次

第1 外部監査の概要.....	1
1 外部監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件.....	1
3 特定の事件を選定した理由.....	1
4 外部監査の対象とした部局.....	1
5 外部監査の方法.....	2
6 外部監査の実施期間.....	2
7 外部監査人並びに補助者の氏名及び主な資格.....	4
8 利害関係.....	4
第2 外部監査対象の概要.....	5
1 三重県の産業の状況.....	5
2 研究開発機関の組織上の位置づけ.....	7
第3 各研究開発機関の概要.....	8
1. 保健環境研究所.....	8
2. 林業研究所.....	17
3. 工業研究所.....	26
4. 農業研究所.....	38
5. 畜産研究所.....	47
6. 水産研究所.....	54
第4 各研究開発機関の監査の意見及び指摘.....	61
1. 保健環境研究所.....	61
2. 林業研究所.....	69
3. 工業研究所.....	76
4. 農業研究所.....	97
5. 畜産研究所.....	110
6. 水産研究所.....	115
第5 研究所共通の意見及び指摘.....	124
(1) 需用費（消耗品費）及び備品購入費の予定価格の算定根拠について.....	124
(2) 知的財産の管理.....	125
(3) 研究テーマごとの支出把握について.....	130
(4) 契約履行能力の確認について.....	130
(5) 情報管理に関する研究所固有の取り組みについて.....	131
(6) 固定資産に対する付保状況について.....	132

- ・ 報告書中の数値は、端数の切捨処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。
- ・ 監査結果のうち、三重県の条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項は【結果】とし、監査人としての意見を述べたものを【意見】とする。

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

研究開発機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

(2) 外部監査対象期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日

(ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成22年度予算額も参考とする。)

3 特定の事件を選定した理由

三重県では、「県民しあわせプラン」を推進するため、平成19年度から平成22年度までの実施計画である「第二次戦略計画」において、「新しい時代の公」を支える資源についての仕組みづくりを課題として掲げており、その中で専門知識等知的資源の活用の観点から、研究開発機関が主体として役割を担うことが期待されている。

三重県には、現在6つの研究開発機関があり、保健環境、林業、工業、農業、畜産及び水産の各分野において試験研究が行われている。いずれも県の経済・産業の活性化、くらしの安全・安心を確立するための重要な基盤となるものであるとともに、毎年度多額の支出が行われている。

以上より、事業目的や成果が県の施策、県民のニーズに沿っているか、研究開発機関の重要性を鑑みて、財務事務が関係法令等に準拠して執行されているか、経済性、効率性が阻害されていないかについて、監査することが相当であると判断した。

4 外部監査の対象とした部局

研究開発機関を所管する部署

- (1) 健康福祉部
- (2) 環境森林部
- (3) 農水商工部

5 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ア 収納事務が関係法令、規則等に準拠して適切に行われているか。
- イ 支出事務が関係法令、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ウ 請負、委託契約に関する事務が関係法令、規則等に準拠して適切に行われているか。
- エ 研究用設備・機器・薬品等物品の管理が諸規程に準拠して適切に行われているか。また、特許等の知的財産権を含めた財産の管理は適切に行われているか。
- オ 運営や事業は効果的・効率的なものとなっているか。また研究課題の選定及び研究成果の評価・検証・普及が適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ア 関係部局への質問の実施
- イ 研究課題の選定と成果の評価についての検討
- ウ 共同研究の検討
- エ 収入項目の検討
- オ 収入事務、支出事務の検討
- カ 人件費の検討
- キ 契約事務の検討
- ク 知的財産管理の適切性の検討
- ケ 現金等・固定資産・棚卸資産の管理の適切性の検討
- コ 現地視察

6 外部監査の実施期間

平成22年6月14日から平成22年12月13日まで。

本監査は、事前に所管部局へのインタビューを行ったのち、現場視察を行った。以下にそのスケジュールと実施内容を記載した。

関係部局への質問は平成22年7月28日から7月29日にかけて、以下のスケジュールでインタビューを実施した。

日付	時間	施設名	対象部局名
2010年7月28日	10:00-10:30	保健環境研究所	健康福祉部
	10:30-11:30	保健環境研究所、林業研究所	環境森林部
2010年7月29日	9:30-11:30	工業研究所、農業研究所、畜産研究所、水	農水商工部

		産研究所	
	13:00-14:00	農水商工部科学技術・地域資源室	農水商工部

本調査は平成 22 年 8 月 2 日から 9 月 8 日にかけて、以下のスケジュールで施設往査を実施した。

日付	時間	施設名	所管部局名
2010 年 8 月 2 日	9:30-13:30	三重県水産研究所 鈴鹿水産研究室	農水商工部
2010 年 8 月 3 日	9:30-16:30	三重県保健環境研究所	健康福祉部
2010 年 8 月 4 日	9:30-16:30		環境森林部
2010 年 8 月 5 日	9:30-16:00	三重県林業研究所	環境森林部
2010 年 8 月 6 日	9:30-17:00		
2010 年 8 月 9 日	9:30-17:00	三重県工業研究所 本所	農水商工部
2010 年 8 月 10 日	9:30-17:00		
2010 年 8 月 11 日	9:30-17:00	三重県工業研究所 窯業研究室 伊賀分室	農水商工部
2010 年 8 月 12 日	9:30-13:30	三重県農業研究所 茶業研究室	農水商工部
2010 年 8 月 23 日	9:30-17:00	三重県農業研究所 本所	農水商工部
2010 年 8 月 24 日	9:30-16:30		
2010 年 8 月 25 日	9:30-17:00	三重県畜産研究所	農水商工部
2010 年 8 月 26 日	9:30-15:00		
2010 年 8 月 27 日	9:30-16:30	三重県工業研究所 窯業研究室	農水商工部
2010 年 8 月 30 日	10:00-16:30	三重県水産研究所 本所	農水商工部
2010 年 8 月 31 日	9:30-16:00		
2010 年 9 月 1 日	9:30-17:00	三重県工業研究所 金属研究室	農水商工部
2010 年 9 月 2 日	9:30-12:00	三重県水産研究所 尾鷲水産研究室	農水商工部
2010 年 9 月 3 日	9:30-17:00	三重県農業研究所 伊賀農業研究室	農水商工部
2010 年 9 月 8 日	13:00-15:30	三重県農業研究所 紀南果樹研究室	農水商工部

7 外部監査人並びに補助者の氏名及び主な資格

外部監査人	水野信勝	公認会計士
補助者	西原浩文	公認会計士
同	清水彰子	公認会計士
同	児山法子	公認会計士
同	筒井敬士	公認会計士
同	大場みどり	日本公認会計士協会準会員
同	酒井真利子	日本公認会計士協会準会員
同	鈴木識都	日本公認会計士協会準会員
同	三浦大介	日本公認会計士協会準会員
同	番由貴夫	日本公認会計士協会準会員
同	森みずほ	日本公認会計士協会準会員
同	水谷博之	弁護士

8 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1 三重県の産業の状況

外部監査対象である研究開発機関は、地域の産業振興と密接な関係を有しており、まず、現在の三重県の産業の状況について説明していく。

平成20年度における三重県内と国内の各産業の生産状況は以下の通りである。

表 2-1 経済活動別総生産

産業	平成20年度			
	県内総生産(名目)		国内総生産(名目)	
	金額 (十億円)	構成比 (対小計)	金額 (十億円)	構成比 (対小計)
1 産 業	6,755.0	88.9%	456,846.0	88.6%
(1)農業	64.4	0.8%	5,989.2	1.2%
(2)林業	12.4	0.2%	434.4	0.1%
(3)水産業	27.9	0.4%	948.8	0.2%
第1次産業計	104.8	1.4%	7,372.3	1.4%
(2)鉱 業	12.0	0.2%	407.8	0.1%
(3)製造業	2,393.7	31.5%	100,279.3	19.4%
(4)建設業	411.2	5.4%	30,923.8	6.0%
第2次産業計	2,816.9	37.1%	131,610.9	25.5%
(5)電気・ガス・水道業	165.3	2.2%	9,007.7	1.7%
(6)卸売・小売業	601.0	7.9%	69,617.1	13.5%
(7)金融・保険業	356.8	4.7%	29,394.5	5.7%
(8)不動産業	826.5	10.9%	61,806.2	12.0%
(9)運輸・通信業	522.0	6.9%	34,001.1	6.6%
(10)サービス業	1,361.7	17.9%	114,036.4	22.1%
第3次産業計	3,833.3	50.4%	317,863.0	61.6%
2 政府サービス生産者	720.0	9.5%	48,220.1	9.4%
3 対家計民間非営利サービス生産者	127.3	1.7%	10,831.2	2.1%
4 小 計	7,602.3	100.0%	515,897.5	100.0%
5 輸入品に課される税・関税	87.6		5,945.2	
6(控除)総資本形成に係る消費税	62.6		3,610.3	
7(控除)帰属利子	301.5		22,633.1	
8 県内総生産	7,325.8		495,599.3	

資料源泉：平成20年度三重県民経済計算確報、同国民経済計算確報を一部改変

(注) 1億円未満及び少数第1位未満は四捨五入した。

表 2-1 によると、三重県では、他の東海 2 県（愛知県・岐阜県）同様、製造業が強いことが分かる。四日市の石油化学産業、鈴鹿の自動車産業が有名である。また、近年の推移については上記表では省略をしているが、世界的不況の影響を受けた平成 20 年度を除けば、増加傾向にある（平成 19 年度は、対前年度比で 4.8% 増。三重県民経済計算速報より計算した）。県としても三重クリスタルバレー構想、三重シリコンバレー構想を掲げ、企業誘致を促進している。

水産業については、黒潮の影響を受ける熊野灘、遠浅の砂浜が広がる伊勢湾といった恵まれた漁場を背景に、非常に盛んな地域である。漁業経営体数は全国 4 位（2008 年漁業センサス）、生産額は全国 8 位（平成 18 年、三重県 HP「みえの水産 2009 年度版」）となっている。

農業については、農業経営体数が全国 23 位（2010 年世界農林業センサス）であるものの、お茶など全国上位に位置するものもある。一方、生産性については、平成 19 年度の 1 戸当たりの生産農業所得が全国平均が 1,077 千円であるのに対し、三重県は 685 千円（全国 31 位、農林水産省「生産農業所得統計」より）と全国平均を下回っている。生産物の構成に差があるため、一概には言えないものの、効率性、高付加価値化が課題として挙げられる。

林業については、林業経営体数が全国 40 位（「平成 18 年度森林・林業統計書」の中の「三重県の森林・林業の全国順位」）であるものの、ヒノキの生産量は全国 3 位、ひらたけが 4 位（資料源泉はいずれも上記数値と同様）と健闘している。

三重県では、2004 年度から、10 年先を見据えた県政の目指すべき将来像とその実現に向けた道筋を示した総合計画である「県民しあわせプラン」を策定している。当該プランは、従来の量的な改革のみならず、質的な改革（政策の質、職員の意識など）を目指すものである。現在、2007 年度から 10 年度までの実施計画である「第二次戦略計画」に取り組んでおり、21 個の重点事業、11 個の「みえの舞台づくりプログラム」、約 60 もの施策及び各施策毎に数個の基本事業を決定し、施策及び基本事業毎に関連する目標値を定めている。例えば、製造業や農林水産業に関しては、以下のような施策がその一部として挙げられる。

(ア) 施策 221 安全で安心な農作物の安定的な提供

目標…食料自給率（カロリーベース）

(イ) 施策 222 農林水産資源の高付加価値化

目標…「三重ブランド」として認定された農林水産品目の認定事業者数

(ウ) 施策 226 安全で安心な水産物の安定的な提供

目標…漁業総生産量の全国に占める割合

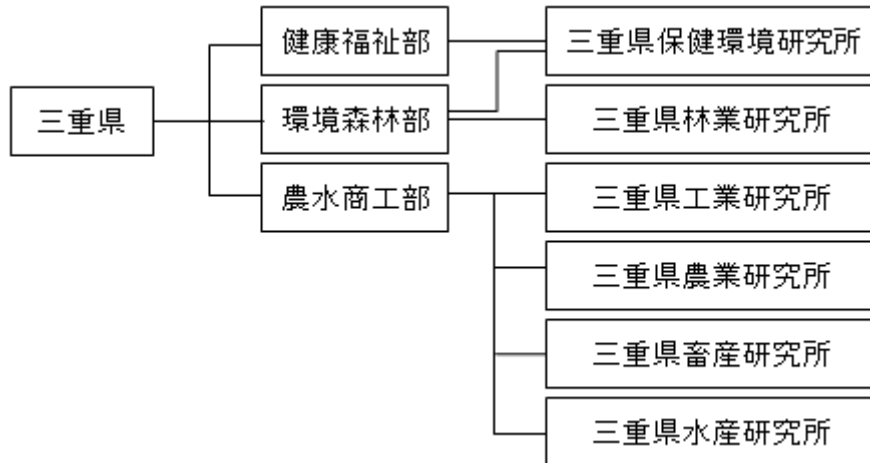
(エ) 施策 231 自律的産業集積の推進

目標…製造品出荷額の全国順位

2 研究開発機関の組織上の位置づけ

三重県の研究開発機関の組織上の位置づけは表 2-2 のとおりである。保健環境研究所は、環境森林部と健康福祉部の両方の管轄となっている。

表 2-2 各研究開発機関の位置づけ



第3 各研究開発機関の概要

1. 保健環境研究所

1 設立目的・根拠条例等

三重県保健環境研究所は三重県行政組織規則第55条に基づいて設立され、その目的は、「保健衛生及び環境保全に係る調査研究及び試験検査に関する事務を分掌させるために、保健環境研究所を設置する。」としており、四日市市を所在地としている。

また保健環境研究所の分掌事務は、次のとおりである。

三重県保健環境研究所	一 保健衛生及び環境保全に係る調査研究及び試験検査の企画及び調整に関すること。
	二 感染症情報センターの運用管理に関すること。
	三 保健事象の疫学研究に関すること。
	四 公衆衛生情報の収集、解析及び提供に関すること。
	五 細菌等の調査研究及び試験検査に関すること。
	六 ウィルス、リケッチア等の調査研究及び試験検査に関すること。
	七 原虫等の調査研究及び試験検査に関すること。
	八 感染症に係る分子生物学的調査研究及び試験検査に関すること。
	九 病理学的・臨床医学的調査研究及び試験検査に関すること。
	十 医薬品、化粧品、家庭用品等の安全性及び有効性に係る調査研究及び試験検査に関すること。
	十一 食品、食品添加物、食品汚染物、生体試料等の理化学的調査研究及び試験検査に関すること。
	十二 毒物、劇物、麻薬等の理化学的調査研究及び試験検査に関すること。
	十三 飲料水、温泉水等の調査研究及び試験検査に関すること。
	十四 放射能の調査研究及び試験検査に関すること。
	十五 大気汚染防止に係る調査研究及び試験検査に関すること。
	十六 水質汚濁防止に係る調査研究及び試験検査に関すること。
	十七 土壌汚染防止に係る調査研究及び試験検査に関すること。
	十八 廃棄物の調査研究及び試験検査に関すること。
	十九 悪臭物質の調査研究及び試験検査に関すること。
	二十 騒音振動の調査研究に関すること。
	二十一 保健衛生及び環境保全に係る研修指導の企画及び技術

	的援助に関すること。
	二十二 その他保健衛生及び環境保全に係る調査研究及び試験検査に関すること。

2 沿革

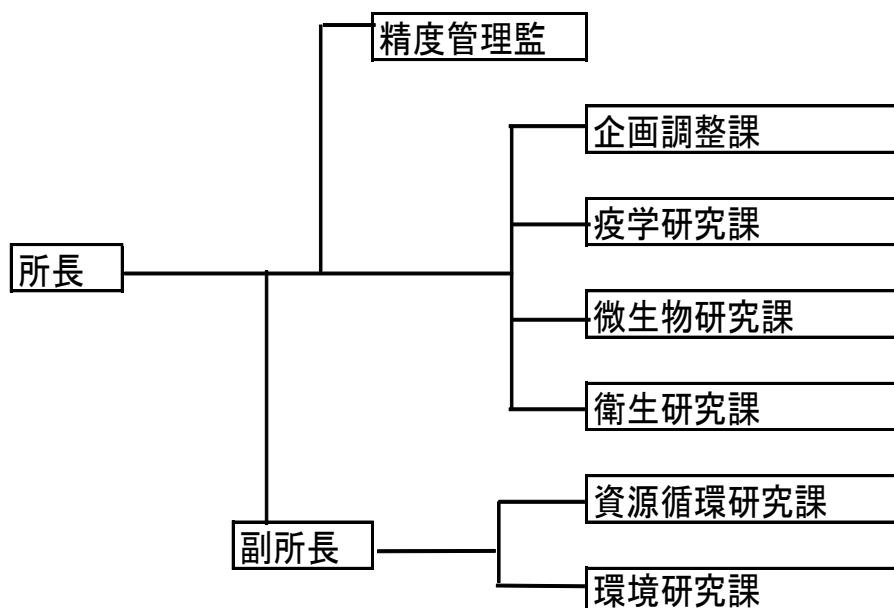
地域保健行政、環境保全行政の原点は「住民の健康の維持増進と生活環境の安全確保」であり、その科学的、技術的な基盤を担う研究機関として衛生研究所と環境科学センターの統合がなされ、三重県科学技術振興センター保健環境研究所になり、その後組織改編に伴い同保健環境研究部と改称し、三重県科学技術振興センターの組織改編に伴い三重県保健環境研究所となっている。

年月	出来事
昭和 23 年 6 月 10 日	衛生試験所及び細菌検査所を統合して三重県衛生研究所(津市広明町 310 番地)を設立
昭和 28 年 7 月 16 日	衛生研究所が食品衛生法の規定により検査施設として指定。(昭和 28 年 7 月 20 日三重県告示第 525 号)
昭和 40 年 11 月 1 日	衛生研究所が津保健所・衛生研究所・高等看護学院合同庁舎(津市栄町1丁目 172 番)に移転。
昭和 42 年 8 月 1 日	三重県公害センター(四日市市堀木 2-16-24)を設立。
昭和 48 年 2 月 19 日	三重県公害センターを三重県四日市庁舎敷地内(四日市市新正 4-21-5)に移転。
昭和 51 年 4 月 1 日	三重県公害センターを三重県環境科学センターに改組、併せて、南勢支所(津市高茶屋小森町)を設置。
昭和 54 年 10 月 16 日	三重県環境科学センター南勢支所を三重県松阪庁舎(松阪市高町 138)に移転。
昭和 58 年 3 月 15 日	衛生研究所が三重県津庁舎(津市桜橋 3-446-34:保健所・衛生研究所棟)に移転。
平成 5 年 4 月 1 日	三重県環境科学センター南勢支所を廃止し、三重県環境科学センター—松阪市駐在に改組。
平成 10 年 4 月 1 日	三重県行政組織規程の一部改正により、衛生研究所が三重県科学技術振興センター衛生研究所として業務を開始。

平成 10 年 4 月 1 日	三重県行政組織規程の一部改正により、環境科学センターが三重県科学技術振興センター環境科学センターとして業務を開始。
平成 11 年 4 月 1 日	三重県環境科学センターと三重県衛生研究所を統合し、三重県科学技術振興センター保健環境研究所として業務を開始。
平成 11 年 8 月 13 日	鈴鹿山麓リサーチパーク内(四日市市桜町 3690-1)に新築移転。
平成 13 年 4 月 1 日	組織改編に伴い三重県科学技術振興センター保健環境研究部と改称。
平成 20 年 4 月 1 日	組織改編に伴い三重県保健環境研究所と改称。

資料源泉：三重県保健環境研究所ホームページ

3 組織（平成 22 年 3 月 31 日）



資料源泉：平成 22 年度事業概要

4 施設の概要と所在地

所在地

三重県四日市市桜町 3 6 8 4 - 1 1

敷地面積 8,113 m² 建物面積 4,638 m²

構造

本館：鉄筋コンクリート造(地上3階) 附属棟：鉄筋コンクリート造一部鉄骨
延床面積 9,734 m²

5 主要な業務内容

(1) 各研究課の主要な業務

研究課	主要な業務
企画調整課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の身分及びサービスの管理 ・ 予算及び経理、財産の管理 ・ 広報・広聴 ・ 保健衛生・環境保全研究の企画調整 ・ ISO14001 環境マネジメントシステムの管理・運用 等
疫学研究課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県感染症情報センターの運用管理 ・ 感染症、保険事象の疫学研究 ・ 健康づくりに係る調査研究 ・ 公衆衛生に関する各種情報の収集・解析・提供 等
微生物研究課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 細菌、ウイルス、リケッチアの試験検査及び調査研究 ・ 病原微生物の分子生物学的な試験検査及び調査研究 ・ 感染症の発生動向等に関する試験検査及び調査研究 ・ 医薬品、化粧品及び家庭用品等の微生物学的試験検査及び調査研究 ・ 先天性代謝異常検査 等
衛生研究課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、化粧品、家庭用品等の安全性・有効性に係る理化学試験検査及び調査研究 ・ 食品、食品添加物、食品汚染物、生体試料等の理化学的試験検査及び調査研究 ・ 毒物・劇物等の理化学的試験検査及び調査研究 ・ 飲料水、温泉水等の試験検査及び調査研究 ・ 放射能の試験検査及び調査研究 等
資源循環研究課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物資源化技術の試験検査及び調査研究 ・ 水環境の保全に係る試験検査及び調査研究 ・ 水質汚濁物質の試験検査及び調査研究 ・ 水質汚濁に係る廃棄物、底質、生物等の試験検査及び調査研究 等
環境研究課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気環境の保全に係る試験検査及び調査研究 ・ 大気汚染物質の試験検査及び調査研究 ・ 化学物質による環境汚染に係る試験検査及び調査研究 ・ 悪臭物質に係る試験検査及び調査研究 等

(2) 業務の具体的な内容

当研究所の業務は、大別して、ア調査研究、イ試験検査、ウ公衆衛生情報の解析・提供、エ研修指導、オ科学技術の普及に分けられる。

ア 調査研究

調査研究として具体的には、下記のような研究を行っている。

(ア) 企画調整課

・地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究

事業年度 平成20～21年度

・「食品由来健康被害原因物質検査マニュアル」策定事業

事業年度 平成20～22年度

(イ) 疫学研究課

・性感染症予防推進戦略的サーベイランス研究事業

事業年度 平成19～21年度

・地域健康課題の現状分析と対応戦略研究事業

事業年度 平成21～23年度

(ウ) 微生物研究課

・日本脳炎ウィルスの動向等に関する研究

事業年度 平成19～21年度

・遺伝子解析を用いた結核感染動向及び多剤耐性結核菌に関する研究

事業年度 平成19年度～

・日本紅斑熱リケッチアの迅速診断に関する研究

事業年度 平成20～21年度

・麻疹ウィルスの迅速診断に関する研究

事業年度 平成21年度

・細菌性食中毒の防止対策に関する研究

分担研究：腸炎ビブリオ食中毒の防止対策に関する研究

・三重県におけるリケッチア感染症の分子生物学的研究

事業年度 平成21年度

(エ) 衛生研究課

・地域性を考慮した農産物中残留農薬一斉分析法に関する研究

事業年度 平成19～21年度

・未承認医薬品(甲状腺末)中医薬品成分の試験法開発事業

事業年度 平成20～21年度

- ・温泉のリスク管理を目的とした地下流体モデル研究

事業年度 平成20～22年度

(オ) 資源循環研究課

- ・水環境保全経常試験研究

事業年度 平成19～21年度

- ・ファイトレメディエーションによる重金属汚染土壌の浄化方法の開発

事業年度 平成19～21年度

- ・浄水汚泥の有効利用方法に関する研究

事業年度 平成19～21年度

- ・臭気成分を指標とした食品廃棄物コンポストの熟度判定手法の確立

事業年度 平成20～22年度

(カ) 環境研究課

- ・大気中微小粒子に含まれる多環芳香族炭化水素等実態研究

事業年度 平成19～21年度

- ・大気環境保全経常試験研究

事業年度 平成20～21年度

- ・赤潮・底泥対策技術対策開発事業

事業年度 平成19～22年度

イ 試験検査

試験検査としては県から要請される行政検査や省庁からの委託調査、医療機関や食品・薬品会社からの一般依頼検査などを実施している。

ウ 公衆衛生情報の解析・提供

感染症発生動向調査情報の収集、解析、提供や健康指標運用管理システムの改良とデータベースの更新、感染症病原体検出情報の提供などを実施している。

エ 研修指導

地域の保健関係職員や研修医師、学生等に対する研修を実施している。

オ 科学技術の普及

県民に対する施設の一般公開や夏休み科学体験教室の開催や公民館等に向いての出前トークを実施している。

6 人員の状況

平成 22 年 3 月時点での人員の状況は以下の通りである。

所属	人員数
所長	1
副所長（環境研究課課長兼務）	1
精度管理監（疫学研究課課長兼務）	1
企画調整課	5
（内訳） 副参事兼課長	1
事務職	2
技術職	1
業務補助職員	1
疫学研究課	4
（内訳） 総括研究員兼課長（精度管理監兼務）	1
研究員	1
業務補助職員	2
微生物研究課	9
（内訳） 総括研究員兼課長	1
研究員	6
嘱託員	1
業務補助職員	1
衛生研究課	12
（内訳） 主幹研究員兼課長	1
研究員	10
嘱託員	1
資源循環研究課	7
（内訳） 総括研究員兼課長	1
研究員	6
環境研究課	7
（内訳） 課長（副所長兼務）	1
研究員	5
業務補助職員	1
全合計	45

資料源泉：健康福祉部・環境森林部作成資料

7 収支の状況（平成 21 年度）

収支状況は、下記の表 3-1-1 の通りである。

歳入については、国費が増加しているのは、これは国の緊急経済対策により、地域活性化のための公共投資臨時交付金を受けたためである。

歳出については、備品購入費が増加しているのは、上記の国の緊急経済対策による公共投資臨時交付金を財源として、未更新の分析機器等の整備を行ったためである。

表 3-1-1 収支状況 (円)

科目	平成 20 年度	平成 21 年度
歳入		
県費	256,700,006	327,041,831
使用料手数料	32,748	16,132
競争的研究プロジェクト受託	1,600,000	500,000
事業収入		
諸収入(受託以外)	468,803	3,739,877
使用料手数料(証紙収入による本庁調定分)	1,326,960	806,820
国費	8,045,084	145,610,200
繰入金	2,406,840	2,254,662
歳入合計	270,580,441	479,969,522
歳出		
報酬	3,242,880	3,250,560
共済費	1,446,183	1,608,406
賃金	7,071,290	8,521,840
報償費	175,000	120,000
旅費	7,249,036	5,740,390
需用費	116,185,837	118,365,891
役務費	4,087,441	5,110,210
委託料	99,160,617	104,179,756
使用料及び賃借料	25,484,998	39,687,328
備品購入費	5,298,494	192,580,801
負担金、補助及び交付金	1,135,865	693,540
公課費	42,800	110,800
歳出合計	270,580,441	479,969,522

資料源泉：環境森林部・健康福祉部作成資料

8 他府県との比較

研究所の人員規模などに関する他府県との比較資料はないとのことであるため、省略する。

2. 林業研究所

1 設立目的・根拠条例等

三重県林業研究所は三重県行政組織規則第 57 条に基づいて設立され、その目的は、「林業に係る調査研究及び試験検査に関する事務を分掌させるために、林業研究所を設置する」としており、津市を所在地としている。

なお、研究所における分掌事務は、次のとおりである。

三重県林業研究所	一 林業試験研究に係る企画調整及び情報提供に関すること。
	二 育種、育苗及び育林に係る試験研究に関すること。
	三 森林生態に係る試験研究に関すること。
	四 林業経営及び林業機械の試験研究に関すること。
	五 森林保護及び防災に係る試験研究に関すること。
	六 特用林産に係る試験研究に関すること。
	七 林産物の加工に係る試験研究に関すること。
	八 森林の公益的機能に係る試験研究に関すること。
	九 採種園及び採穂園の管理に関すること。

2 沿革

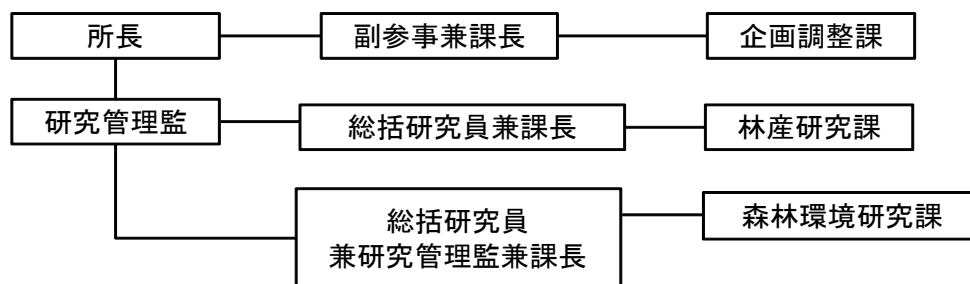
内容
昭和 38 年 4 月、実用技術の開発に重点をおく試験研究と、研究成果の普及指導の場として一志郡白山町二本木に三重県林業技術普及センターが設立。
昭和 48 年 12 月に本館が新築され、昭和 49 年 4 月に三重県林業技術センターと改称。
昭和 55 年 5 月には、天皇、皇后両陛下をお迎えして、第 31 回全国植樹祭お手まき行事が行われ、これを機に、センター組織の一つとして緑化センターが設置されるとともに、展示館、樹木図鑑園、芝生広場等が整備される。
平成元～5 年度には木材加工に関する試験研究の施設整備が、平成 7 年度にはきのご栽培試験に関する施設整備が実施された。
平成 10 年 4 月から三重県林業技術センターは三重県科学技術振興センター林業技術センターとなった。これにともない林業相談及び林業後継者育成研修等を主業務としていた指導室は、農林水産商工部林業振興課へ移行され、林業技術センター駐在となり、また、緑化センターは廃止され、それに付属していた展示館、樹木図鑑園等は林業技術センターが管理することとなった。

平成 13 年度には三重県科学技術振興センターの組織が再編整備され、林業技術センターの名称は三重県科学技術振興センター林業研究部となった。

平成 19 年度に科学技術振興センターが廃止され、平成 20 年 4 月からは環境森林部に帰属し、三重県林業研究所と改称。

資料源泉：三重県林業研究所ホームページより

3 組織（平成 22 年 3 月 31 日現在）



資料源泉：平成 21 年度 業務報告書第 47 号

4 施設の概要と所在地

(1) 構内敷地 144,046 m²

		(m ²)	
林業研究所本館	519(延 1,023)	機械棟	130
研修館	242	展示館	416
木材乾燥棟	60	木材試験棟	174
木材加工棟	408	第 2 木材加工棟	131
特産・機械実習舎	324	ミストハウス	104
種子精選室	74	作業舎	200
苗畑	6,600	育種母樹林 (採種園、採穂園)	92,900
ほだ場	93	樹木凶鑑園	4,360
緑化見本園	1,940	樹木園	5,600
ポットかん水施設	2,689	芝生広場	2,980
きのこ栽培試験棟	200	車庫	48
木材倉庫	120	その他	23,734

(2) 構外敷地 238,582 m²

(m²)

実習林	171,248	育種母樹林	67,334
-----	---------	-------	--------

(3) 所在地

本館 津市白山町二本木3769-1

実習林 津市白山町川口字田ノ尻5418-2

川口採種園 津市白山町川口字タカノスワキ5366-12

5 主要な業務内容

(1) 各研究課の主要な業務

研究課	主要な業務
林産研究課	木材の加工・利用に関する試験研究 特用林産物の利用に関する試験研究
森林環境研究課	森林の多様な機能の発揮に関する試験研究 森林の適正な保全・育成に関する試験研究

資料源泉: 三重県ホームページ(県の組織一覧)より

(2) 業務の具体的な内容

林業研究所は、「県民しあわせプラン」の理念と「三重の森林づくり基本計画」の推進方向及び、「三重県科学技術振興ビジョン」の構想に基づき、県民生活の安心・安全の確保、環境の保全、産業の振興等を目指した研究を目的としている。

【試験研究課題】

林業を支える技術開発の推進

課題名	No.1 尾鷲ヒノキの材質特性の把握と新たな機能性部材の開発
期間	平成 19～22 年度
目的	尾鷲ヒノキを内装材等へ転用するために、材内部への汚れ等の浸透を防止し、メンテナンス性の向上を目的に、撥水性付与技術を検討する。これらと圧密等を利用した表面改質技術を組合せ内装材としての性能を付与した部材の開発試験を行う。

課題名	No.2 スギ梁桁材の効率的乾燥技術に関する研究
期間	平成 20～22 年度

目的	人工林の長伐期化に伴い、生産される中・大径丸太を梁桁材として利用するため、天然乾燥、蒸気式乾燥等により実大材の乾燥試験を実施し、損傷の無いスギ梁桁材の乾燥条件を確立するための試験を行う。
----	---

課題名	No.3 ニホンジカによる森林被害の防除に関する研究
期間	平成 21～23 年度
目的	県内に複数の調査定点を設定し、森林被害量を評価するとともに、嗜好性レベルの異なる複数の指標植物種を用いた簡易な被害量評価法を検討する。また、周辺地域において複数の方法による生息密度推定を行い、現在実施されている糞粒法の誤差評価を行う。 さらに、根張り部分を中心とする林木剥皮害の防止法を検討する。

課題名	No.4-1 長伐期化に対応した森林管理・中大径材利用技術の開発 — 長伐期化に対応した森林管理技術の開発 —
期間	平成 19～22 年度
目的	長伐期化に対応した三重県独自の森林管理技術を確立するために、前年度に作成した長伐期施業対応版のスギ・ヒノキ人工林林分収穫表を利用して、システム収穫表を作成する。また、長伐期人工林施業体系の構築を行う。

課題名	No.4-2 長伐期化に対応した森林管理・中大径材利用技術の開発 — 長伐期化に対応した中大径材利用技術開発 —
期間	平成 19～22 年度
目的	昨年度実施した県産ヒノキ平角材の曲げ強度試験に合わせ、本年度も強度試験を行うとともにそれらの結果に基づき木造建築設計時に活用できる三重県版ヒノキ横架材スパン表を作成する。

課題名	No.5 低コスト素材生産技術に関する基礎調査
期間	平成 22 年度
目的	三重県における素材生産コスト、労働生産性の現状把握と将来予測を行うために既存統計資料を用いた解析を行う。低コスト素材生産が可能な条件を明らかにするために、聞き取り調査や既存資料から労働生産性や素材生産コストと各種要因との関係を解析する。

課題名	No.6 造林初期における保育コスト低減技術の開発
期間	平成22～24年度
目的	造林初期における保育コストを低減するために、初期成長が優れた三重県産ヒノキ品種の苗木生産技術、下刈り省略可否判定技術の開発を行う。また、これらの成果を活用して初期保育コストを低減した育林体系を構築する。今年度は挿し木試験を行い、効率的生産に適した品種選抜、挿し穂サイズの検討を行う。また、造林地において各種の現地調査を行い、植栽木と競合植生の成長等のデータを蓄積する。

課題名	No.7 商品化を目指したきのこ栽培技術の開発
期間	平成22～24年度
目的	きのこ生産現場への新技術導入を目指し、以下の試験に取り組む。 1. ヒラタケ選抜株の特性調査と安定生産技術の確立 林業研究所で育種、選抜したヒラタケ交配株について、品種登録を目指した栽培特性の調査を行うとともに、ビンおよび袋栽培における諸条件を調査し、安定的な栽培法を解明する。 2. オオイチョウタケ安定生産技術の開発 オオイチョウタケ菌糸の大量増殖法の開発と、簡易施設および空調栽培施設利用による発生技術を開発する。 3. アラゲキクラゲ安定生産技術の開発 アラゲキクラゲの培地組成、栽培条件の検討を行い、コストダウン、収量アップを目指すとともに、簡易施設利用による発生条件を解明する。

自然環境保全の研究

課題名	No.8 森林吸収源活用体制整備・強化事業
期間	平成18～22年度
目的	本事業は、京都議定書で我が国が約束した森林の炭素吸収量を算定するため、全国規模で実施されているものの一環で、森林の5つの炭素プール(地上部、下部、リター、枯死木、土壌)のうち、森林や土壌タイプの違いを反映した土壌炭素量等を把握するため、県内の森林6箇所程度について調査を実施する。

課題名	No.9 管理不足林分への間伐が林内環境に及ぼす影響の解明に関する研究
期間	平成20～22年度

目的	県内で実施された強度間伐林(下層・列状)において、プロット調査、樹幹解析調査を実施し、林分構造(直径分布、樹高分布、樹冠形状等)、肥大成長等に及ぼす影響の実態把握を行う。また、間伐による水・土砂の動態に及ぼす影響を把握するため、強度間伐林と無間伐林の固定試験地において林床の土砂移動量、流出量等を比較検討する。
----	---

その他

研究交流の推進

課題名	No.10 安全安心な乾燥材生産技術の開発
期間	平成21～23年度
目的	高品質で安全な高温乾燥材を供給することを目的として、表面割れ及び内部割れの少ない三重県産ヒノキの高温乾燥スケジュールを開発する。

課題名	No.11 荒廃人工林の管理により流量増加と河川環境の改善を図る革新的な技術の開発(CREST)
期間	平成21～26年度
目的	<p>荒廃した人工林において強度の間伐を行い、流量や水質の変化を調査し、人工林の管理が流域からの水供給量に及ぼす影響を定量化し、水資源管理を行うための森林管理モデルの構築を目的とする。</p> <p>なお、本研究は平成21年度戦略的創造研究推進事業(CRESTタイプ)において、10研究機関が参加する共同研究の一部を分担して実施する研究である。</p>

水環境の保全のための調査研究

課題名	No.12 森林が閉鎖性海域の環境に及ぼす影響の解明
期間	平成19～22年度
目的	陸域の土地被覆が、海域の環境に及ぼす影響を明らかにするため、閉鎖性海域である英虞湾沿岸の土地利用の変遷を航空写真、行政資料等からまとめるとともに、リターバック法により沿岸広葉樹リターの分解速度、沿岸小動物のリター利用実態を調査する。(水産研究所等と共同研究)

資料源泉：三重県林業研究所ホームページ

6 人員の状況

平成22年3月31日現在の人員は、下記の通りである。

所属	人員数
所長	1
研究監理監 (総括研究員兼森林環境研究課長兼務)	1
企画調整課	8
(内訳) 副参事兼務課長	1
事務職	3
技師	1
業務補助職員	3
林産研究課	6
(内訳) 総括研究員兼課長	1
主幹研究員	1
研究員	3
業務補助職員	1
森林環境研究課	8
(内訳) 総括研究員兼課長(研究管理監兼務)	1
主幹研究員	2
研究員	1
技術員	2
嘱託	1
業務補助職員	1
全合計	23

資料源泉:環境森林部作成資料

7 収支の状況 (平成 21 年度)

収支状況は、下記の表 3-2-1 の通りである。

表 3-2-1 収支状況

(円)

科目	平成 20 年度	平成 21 年度
歳入		
県費	39,064,925	60,776,399
国庫補助金	2,512,5000	32,784,000
使用料及び手数料	107,752	2,893,638
財産収入	130,670	117,571
諸収入	2,419,568	981,486
繰入金	—	1,859,872
合計	44,235,415	99,412,966
歳出		

報酬	1,572,480	1,572,480
共済費	1,243,258	1,720,045
賃金	8,370,000	9,901,800
報償費	240,000	455,000
旅費	2,875,170	2,729,340
需用費	19,023,874	16,423,605
役務費	806,234	730,982
委託料	5,488,630	22,965,110
使用料及び賃借料	521,364	560,414
工事請負費	—	3,316,950
備品購入費	2,560,005	37,600,540
負担金、補助及び交付金	1,443,700	1,405,200
公課費	90,700	31,500
合計	44,235,415	99,412,966

資料源泉：歳入・歳出…歳出決算額集計表

注)(1) 収入

- ①平成 21 年度において、国庫補助金が増加している。理由は、緊急経済対策によって、以前より購入を検討していた研究機器の更新が認められたためである。
- ②平成 21 年度において県費が増加している。理由は、平成 21 年度において、研究機器の更新が認められたためである。
- ③平成 21 年度には繰入金がある。これは、国の緊急雇用対策により臨時雇用を行った際の人件費充当用の収入である。
- ④平成 21 年度において、使用料および手数料が増加している。今まで、使用料手数料に計上されていたのは、日本電信電話株式会社(NTT)と中部電力株式会社の電柱が敷地内にあるため、土地代を収受している分と、花子さん(花粉の測定機)で花粉の測定を行っている分の手数料のみであった。平成 21 年度は委託試験の手数料収入についても、この項目に入れている。平成 21 年度より前は諸収入にしていた。

(2) 支出

- ①備品購入費が平成 21 年度において増加している。理由は緊急経済対策により高額な研究機器(高周波・蒸気複合乾燥機、27,825 千円など)を購入したからである。
- ②委託料が平成 21 年度において増加している。理由は研究機器購入に伴う保守等を委託したためである。

8 他府県との比較

三重県林業研究所の人員規模について、全国都道府県の同様の研究機関と比べどのレベルにあるかを聴取したところ、特に他府県との比較は行っていないとのことであった。そのため、農林水産省の「平成 20 年度農林水産研究開発要覧」を入手し、比較を行った。47 都道府県のうち、近隣他府県である和歌山県、奈良県、静

岡山、岐阜県、滋賀県との比較結果を以下に掲載する。

三重県林業研究所の技術員 1 人当たりの人口の全国順位は 16 位である。

図表 3-2-2

平成 19 年度他府県との比較

県名	人口	公設試験研究 機関技術員	技術員一人当たりの人口	
	(人)		(人)	順位(全国)
三重県	1,869,669	8	233,708	16
岐阜県	2,098,131	14	149,866	24
静岡県	3,798,327	14	271,309	11
滋賀県	1,401,073	4	350,268	10
奈良県	1,405,074	11	127,734	28
和歌山県	1,012,397	11	92,036	37

資料源泉：農林水産研究開発要覧

3. 工業研究所

1 設立目的・根拠条例等

三重県工業研究所は三重県行政組織規則第 59 条に基づいて設立され、その目的は、「工業に係る調査研究及び試験検査に関する事務を分掌させるために、工業研究所を設置する」としており、津市にある三重県工業研究所のほか三重県工業研究所金属研究室、三重県工業研究所窯業研究室、三重県工業研究所窯業研究室伊賀分室により構成されている。

なお、各研究室等における分掌事務は、次のとおりである。

三重県工業研究所	一 工業試験研究に係る企画調整及び情報提供に関すること。
	二 工業技術に係る技術支援及び人材育成に関すること。
	三 機械及び機械部品の試験研究に関すること。
	四 金属加工技術の試験研究に関すること。
	五 電子材料及び電子デバイスの試験研究に関すること。
	六 化学及び高分子材料の試験研究に関すること。
	七 土木建築材料の試験研究に関すること。
	八 医薬品の試験研究に関すること。
	九 食品及び発酵食品の試験研究に関すること。
	十 福祉用具の試験研究に関すること。
工業研究所金属研究室	一 金属工業に係る技術支援及び人材育成に関すること。
	二 金属材料の試験研究に関すること。
	三 鑄造技術の試験研究に関すること。
工業研究所窯業研究室	一 窯業に係る技術支援及び人材育成に関すること。
	二 窯業原材料及び製品の試験研究に関すること。
	三 窯業製品のデザイン開発に関すること。
工業研究所窯業研究室伊賀分室	一 陶磁器に係る技術支援及び人材育成に関すること。
	二 陶磁器の原材料及び伊賀焼製品の試験研究に関すること。

資料源泉：三重県ホームページより

2 沿革

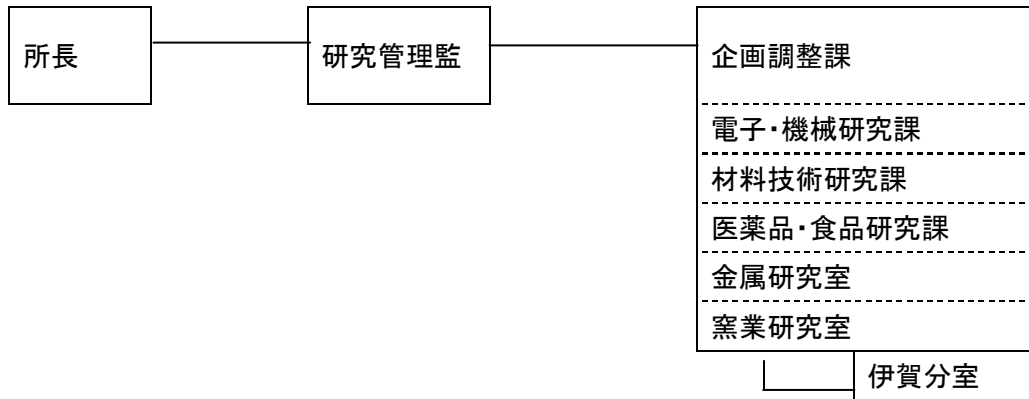
年代	内容
明治 42 年 4 月(1909)	津市広明町に「三重県工業試験場」創設
大正 15 年 12 月(1926)	窯業部門を四日市に移し、四日市分場とする
昭和 9 年 4 月(1934)	四日市分場を独立させ、窯業試験場とする

昭和 12 年 4 月(1937)	津市島崎町に庁舎移転
昭和 22 年 8 月(1947)	津市上浜町三菱重工業株式会社に庁舎借用
昭和 27 年 8 月(1952)	仮庁舎を津市古河町の民有地借用移転
昭和 28 年 9 月(1953)	津市栄町 4 丁目 277 番地の三重県鉄鋼組合事務所に移転
昭和 33 年 9 月(1958)	3 課(総務課、試験課、技術課)5 係制とする
昭和 47 年 6 月(1972)	津市高茶屋に管理棟、繊維棟、機械室棟の新庁舎完成移転、職制を 7 課制とする
昭和 47 年 8 月(1972)	名称を「三重県工業技術センター」と改称
昭和 48 年 3 月(1973)	機械金属棟及び機械工作棟の新庁舎完成
昭和 48 年 4 月(1973)	化学課、木工課、材料課を栄町庁舎より移転、機械金属課を新設
昭和 49 年 6 月(1974)	化学棟、木工棟の新庁舎完成
昭和 51 年 4 月(1976)	合成樹脂課を新設、また、繊維第一課を染色加工課、繊維第二課を編織課、材料課を材料試験課とし、4 部 9 課制とする
昭和 52 年 4 月(1977)	デザイン課を新設
昭和 53 年 4 月(1978)	企画管理課を総務課、企画情報室とする
昭和 55 年 4 月(1980)	化学課を化学食品課、公害防止技術課を環境技術課とする
昭和 56 年 4 月(1981)	職制を化学部、繊維部、機械金属部、意匠工芸部の 4 部 11 課 1 室制とする。三重県醸造試験場を化学部に吸収し、醸造課とする
昭和 62 年 4 月(1987)	バイオ棟完成、醸造課、津市大谷町より移転
平成 2 年 4 月(1990)	スタッフ制の導入、総務課と企画情報、デザイン開発、化学、機械電子、繊維、応用材料の 6 部門とする
平成 9 年 4 月(1997)	組織変更し、総務課と企画情報室、製品開発室、研究指導室(4 チーム)プロジェクト研究室を設置
平成 10 年 4 月(1998)	三重金属試験場、三重窯業試験場を統合し、「三重県科学技術振興センター工業技術総合研究所」となる。またグループ制を導入し、10 グループを設置
平成 13 年 4 月(2001)	「三重県科学技術振興センター工業研究部」に名称を変更
平成 20 年 4 月(2008)	科学技術振興センターの再編・廃止により「三重県工業研究所」に名称を

	変更
--	----

資料源泉:三重県工業研究所ホームページ

3 組織 (平成 22 年 3 月 31 日現在)



資料源泉:平成 21 年度業務報告

4 施設の概要と所在地

- (1) 工業研究所 津市高茶屋 5-5-45
敷地面積 23,208.85 平方メートル
延床面積 2,355.15 平方メートル
建物 中央棟、研究支援 A 棟、B 棟、共同研究 A 棟、B 棟、機械加工棟、
バイオ棟、機械室棟
- (2) 金属研究室 桑名市大字志知字西山 208
敷地面積 7,752 平方メートル
延床面積 1,702 平方メートル
建物 本館、実験棟、開放試験棟
- (3) 窯業研究室 四日市市東阿倉川 788
敷地面積 10,896 平方メートル
延床面積 2,972 平方メートル
建物 本館、試作棟、調土棟、窯場、燃料電池実験棟、廃水処理施設
- (4) 伊賀分室 伊賀市丸柱 474
敷地面積 406.74 平方メートル
延床面積 259 平方メートル
建物 本館、窯場

5 主要な業務内容

(1) 各研究課の主要な業務

各研究課の主要な業務は以下のとおりである。

研究課	主要な業務
電子・機械研究課	機械及び機械部品、金属加工技術、電子材料、電子デバイスの試験研究に関すること。 所管業務にかかる技術支援及び人材育成に関すること。
材料技術研究課	化学及び高分子材料、土木建築材料の試験研究に関すること。 所管業務にかかる技術支援及び人材育成に関すること。
医薬品・食品研究課	医薬品、食品・発酵食品、福祉用具の試験研究に関すること。 所管業務にかかる技術支援及び人材育成に関すること。
金属研究室	金属材料や鑄造技術の試験研究および金属工業に係る技術支援・人材育成に関すること。
窯業研究室	窯業原材料(陶磁器、ファインセラミックス)の試験研究や窯業製品のデザイン開発、および窯業に係る技術支援・人材育成に関すること。
伊賀分室	陶磁器原材料や伊賀焼製品の試験研究、技術支援、人材育成に関すること。

資料源泉:平成 21 年度業務報告

(2) 業務の具体的な内容

当研究所の業務は、大別して (a) 研究業務と (b) 技術支援・人材育成業務の 2 つに分けられる。

ア 研究業務

当研究所は、三重県総合計画「県民しあわせプラン」の第二次戦略計画(三重県の政策・事業体系)の政策－施策－基本事業－事務事業体系に位置付けられる「施策：技術の高度化の促進」の施策を重要課題として、企業の技術力・製品開発力向上のため、研究開発に取り組んでいる。また、産学官の共同研究や公募型共同研究なども積極的に実施し、地域産業との研究交流も行っている。

具体的には、以下のような研究を行っている。

(ア) 新分野への展開を図る技術開発の推進

研究課題	期間
低炭素社会に向けたエネルギー技術開発促進事業	平成 22 年度
次世代燃料電池開発事業	平成 21～23 年度
人にやさしい医療・福祉ものづくり事業	平成 20～22 年度
口腔内速崩壊錠の製剤化技術の開発事業	平成 21～23 年度

(イ) 地域産業を支援するための技術開発の推進

研究課題	期間
食品の味覚特性評価技術の開発及び応用研究	平成 21～23 年度
環境負荷を軽減する機能性コンクリート製品の開発事業	平成 20～22 年度
電子回路のノイズ対策技術の開発に関する研究	平成 20～22 年度
機械産業用鋳物の溶解技術に関する研究事業	平成 21～23 年度
地域資源を活用した製品開発促進事業	平成 22 年度
伊賀焼ビードロ釉の発色と釉性状に関する研究	平成 22 年度
鋳造技術集積を生かした新製品開発支援事業	平成 19～22 年度
三重のやきものフレッシュアップ事業	平成 19～22 年度

(ウ) 県内企業への技術支援の推進

企業との共同研究として、主に下記の研究を行っている。

研究課題
高温作業型 PEFC の触媒に関する検討
モロヘイヤ葉由来増粘安定剤に係る研究
微生物を利用したコンクリート製品の開発
球状黒鉛鋳鉄の黒鉛粒数増加と伸びの改善
新しい坏土の安定化と伊賀焼土鍋の開発

資料源泉：平成 21 年度業務報告書

(エ) 研究交流・研究プロジェクト推進事業

競争的研究プロジェクト受託事業収入として、下記の収入を得ている。

競争的研究プロジェクト受託事業収入とは、各研究員が(独)新エネルギー・産業技術総合研究機構、(独)科学技術振興機構等に研究テーマを応募し、採択された受託研究契約に基づいて受け入れた収入である。

表 3-3-1 競争的研究プロジェクト受託事業表

事業名	金額(円)
重点的地域研究開発育成プログラム(地域ニーズ即応型)	11,522,000

重点的地域研究開発育成プログラム(育成研究)	29,302,000
重点的地域研究開発育成プログラム(シーズ発掘)	13,000,000
地域研究開発プロジェクト支援事業((財)岡三)	500,000
戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン)	792,345
研究成果最適展開支援事業	3,417,000
都市エリア(発展型)事業	2,181,685
燃料電池実用化戦略的技術開発事業	7,245,000
酸化物系非金属触媒開発事業	4,830,000
技術シーズ発掘・社会システム実証事業	3,991,118
中部イノベーション創出共同体事業	414,140
合計	77,195,288

資料源泉:平成 21 年度事務事業概要

イ 技術支援・人材育成業務

当研究所は、研究業務のほかに、上記課題の達成のために、企業に直接訪問することによる技術支援や、セミナーの開催による研究成果の普及などを行っており、具体的には、平成 21 年度の場合、下記の業務を行った。

- ・産業ニーズ・技術シーズ活用推進事業として、191 社の県内企業への訪問、技術相談業務として、面談、電話、電子メールにて、のべ 2,685 件の技術相談に応じた。
- ・依頼試験業務として、企業の依頼を受けて 4,983 件の分析等の試験を行った。
- ・機器開放推進事業として、当研究所の機器を開放し、企業の試験研究を支援した。
- ・技術支援として、県内企業からの依頼を受けて、企業の進める技術開発をのべ 27 件支援した。
- ・中小企業の技術開発人材育成事業として、基盤技術研修講座、先進技術セミナー、デザインセミナーののべ 12 講座を開催した。
- ・インターンシップ研修生の受入として、9 名のインターンシップ研修生を受け入れた。
- ・薬事関係技術支援強化事業として、薬事関係企業より電話、面談等により 234 件の技術相談に対応した。また、薬事キャラバンとして 31 社の企業を訪問し、3 件の技術支援を行った。
- ・科学技術理解増進事業として、一般県民や子ども等を対象とした体験教室や、研究成果の展示等を行った。

6 人員の状況

平成 22 年 3 月 31 日現在の人員は、下記の通りである。

所属	人員数
所長	1
企画調整課	9
(内訳)副参事兼課長	1
副参事	1
事務職	7
電子・機械研究課	12
(内訳)総括研究員兼課長	1
研究員	11
材料技術研究課	11
(内訳)総括研究員兼研究管理監兼課長	1
研究員	8
嘱託	1
業務補助職員	1
医薬品・食品研究課	11
(内訳)総括研究員兼課長	1
研究員	10
金属研究室	11
(内訳)総括研究員兼室長	1
研究員	6
事務職	1
嘱託	3
窯業研究室	11
(内訳)総括研究員兼課長	1
研究員	7
事務職	1
嘱託	1
業務補助職員	1
窯業研究室伊賀分室	4
(内訳)研究員	3
業務補助職員	1

資料源泉:平成 21 年度業務報告

7 収支の状況 (平成 21 年度)

(1) 収支の状況

収支状況は、下記の表 3-3-1 の通りである。全体的に増加傾向にあるが、特に競争的研究プロジェクト受託事業収入が増加している。

表 3-3-2 収支状況

(円)

科目	平成 20 年度	平成 21 年度
歳入		
県費	102,874,866	67,838,915
国庫補助金	3,297,400	721,000
使用料及び手数料	22,065,230	21,038,112
財産収入	262,650	283,250
競争的研究プロジェクト受託事業収入	50,697,928	77,195,288
諸収入	1,986,849	24,536,592
繰入金	18,377,020	23,063,556
合計	199,561,943	214,676,713
歳出		
報酬	7,569,850	7,505,630
共済費	2,430,173	2,279,840
賃金	9,505,710	9,408,360
報償費	741,500	659,500
旅費	9,623,250	9,778,500
需用費	87,437,888	79,657,237
役務費	3,610,898	3,799,127
委託料	49,654,558	37,347,597
使用料及び賃借料	1,792,622	1,425,173
工事請負費	19,635	73,200
原材料費	94,053	22,869
備品購入費	31,372,932	64,779,656
負担金、補助及び交付金	2,565,952	1,933,723
公課費	61,600	70,800
他部執行委任事業分	-6,918,678	-4,064,499
合計	199,561,943	214,676,713

資料源泉: 歳出…平成 21 年度 工業研究所事務事業概要より集計

歳入…平成 21 年度 業務報告書, H21 決算内訳(室別)より集計

注1) 収入について

- ①競争的研究プロジェクト受託事業収入が年々増加している。外部資金確保のため、積極的に応募できるものは応募しているためである。21 年度の応募件数は 61 件であり、うち採択されたのは 22 件(21 年度前より継続しているもの 8 件を含む)である。
- ②諸収入が平成 21 年度において増加している。国の緊急経済対策による、ものづくり中小企業支援事業の収入が 20,513 千円あるためである。

注 2) 支出について

- ①人件費については、正規職員の分は含まれていない。

②平成 21 年度において委託料が減少しているが、これは 20 年度には耐震工事があったため、その分の委託料が増加しているためである。また 20 年度は競争的プロジェクト受託事業収入にともなう再委託による増加 9,581 千円があった。

③備品購入費が平成 21 年度において増加している。理由は、競争的研究プロジェクト受託事業の増加に伴う備品の購入があったためである。

④他部執行委任事業分とは、農水商工部以外の部局から受けた事業経費である。主な内容は、両年度ともに、県庁舎等維持修繕費(総務部より)である。

(2) 正規職員の人件費

正規職員の人件費については、農水商工部において予算・執行管理、総務事務センターにおいて給与計算及び支払管理を行っており、上記表 3-3-2 には反映されていないため、別途図表 3-3-3 にて把握した。

なお、平成 21 年度の人件費の減少については、定年退職等に伴い平均の基本給が低下したこと等、人員構成の変化によるものである。

表 3-3-3 正規職員の人件費

	平成 20 年度		平成 21 年度	
	金額 (千円)	一人当たり 人件費(千円)	金額 (千円)	一人当たり 人件費(千円)
給料	293,329	4,889	282,067	4,701
職員手当	189,511	3,159	170,940	2,849
共済負担金	99,915	1,665	92,224	1,537
合計	582,755	9,713	545,231	9,087
職員数(人)	60		60	

資料源泉: 研究所正規職員人件費一覧

※職員数は、各年度の 4 月 1 日時点の人数である。

8 他府県の研究機関との比較

(1) 人員規模の比較

三重県工業研究所の人員規模、事業所数、製品出荷額について、全国都道府県の同様の研究機関と比べどのレベルにあるかを把握するため、平成 20 年度の全国都道府県との比較データを入手した。47 都道府県のうち、近隣県である奈良県、和歌山県、愛知県、岐阜県、滋賀県との比較結果を以下に掲載する。

三重県工業研究所の技術員 1 人当たりの人口の全国順位は 16 位、技術員 1 人当たりの出荷額は 3 位である。

図表 3-3-4

平成 20 年度近隣他県との比較

県名	人口	公設試験 研究機関 技術職員	事業所数	製品出 荷額	技術職員一人 当たりの人口		技術職員一人 当たりの出荷 額	
	(人)	(人)	実数	金額 (億円)	(人)	全国 順位	金額 (億円)	全国 順位
三重県	1,869,669	54	7,232	117,808	34,624	16	2,181.6	3
岐阜県	2,098,131	109	14,315	60,126	19,249	38	552.4	25
愛知県	7,398,327	235	36,174	466,186	31,482	19	1,983.8	4
滋賀県	1,401,073	52	5,342	74,909	26,944	23	1,440.6	10
奈良県	1,405,074	33	4,657	24,550	42,578	8	743.9	19
和歌山県	1,012,397	62	3,752	32,825	16,329	42	529.4	28

資料源泉:平成 20 年度比較データを加工

(2) 研究開発に関する調査結果と三重県工業研究所の実績との比較

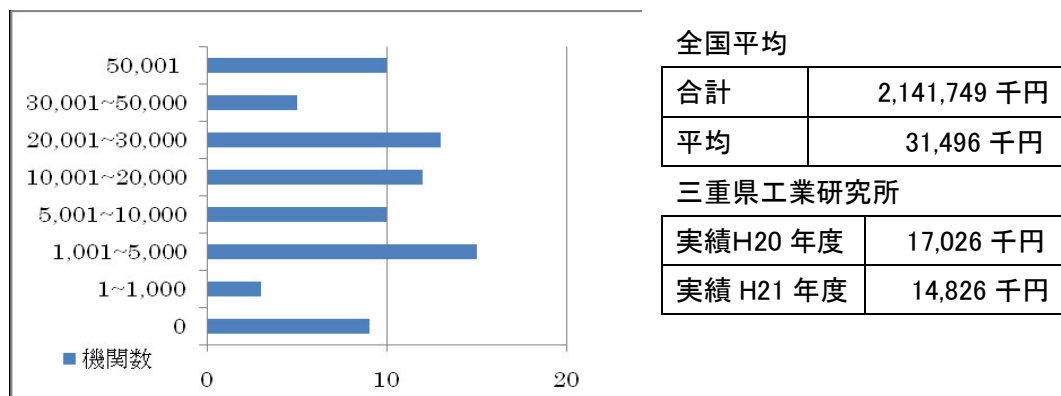
平成 20 年度都道府県立施設における研究開発に関する調査結果と三重県工業研究所の実績を比較する。

ア 依頼試験収入額

依頼試験収入については、全国平均より少額であるが、図表 3-3-5 によると、比較的公設試験研究機関数が多いカテゴリーに入っており、取り立てて少額ではなく中間程度に位置することが分かる。

依頼試験収入額については、先に説明した収支の状況（表 3-3-2）の使用料および手数料に含まれる。

図表 3-3-5 依頼試験収入額ごとの機関数(千円)



全国平均	
合計	2,141,749 千円
平均	31,496 千円

三重県工業研究所	
実績H20 年度	17,026 千円
実績 H21 年度	14,826 千円

※縦軸は金額、横軸は公設試験研究機関(以下の図表も同様)

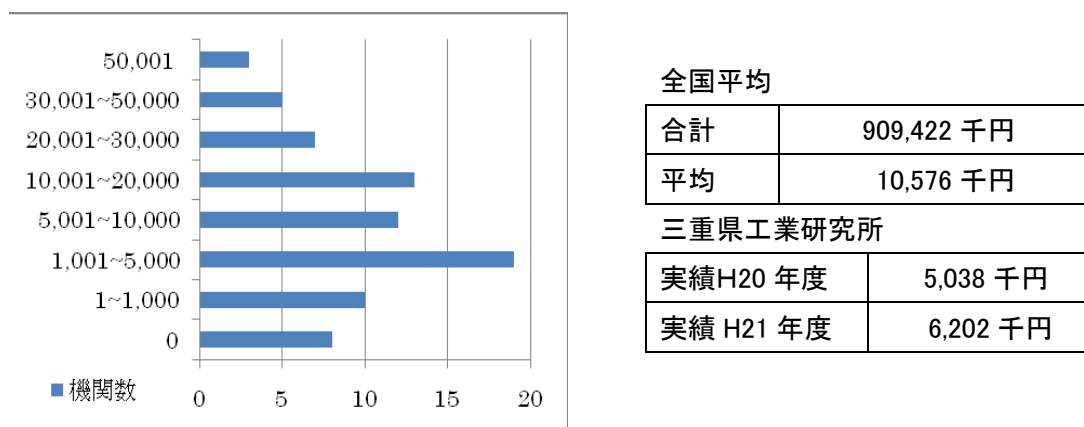
資料源泉:平成 20 年度都道府県立公設試験における研究開発に関する調査結果より(三重県工業研究所と同じ研究範囲の公設試験研究機関分を再集計)

イ 機器開放収入

機器開放収入については、全国平均より少額となっており、これに関しては、三重県自体の規模によるものや、高額先端機器を設置していないこと、技術支援を重視し県外企業が利用する際の割増料金や指導料等を徴収しない方針であることが要因であると考えられる。一番該当する研究開発機関が多いカテゴリーである 1,001 千円から 5,000 千円からは外れていることから、取り立てて少ない部類ではなく中位程度に位置することが分かる。

機器開放収入については、先に説明した収支の状況（表 3-3-2）の使用料および手数料に含まれる。

図表 3-3-6 機器開放収入額ごとの機関数(千円)



全国平均	
合計	909,422 千円
平均	10,576 千円
三重県工業研究所	
実績H20 年度	5,038 千円
実績 H21 年度	6,202 千円

資料源泉:平成 20 年度都道府県立公設試験における研究開発に関する調査結果より(三重県工業研究所と同じ研究範囲の公設試験研究機関分を再集計)

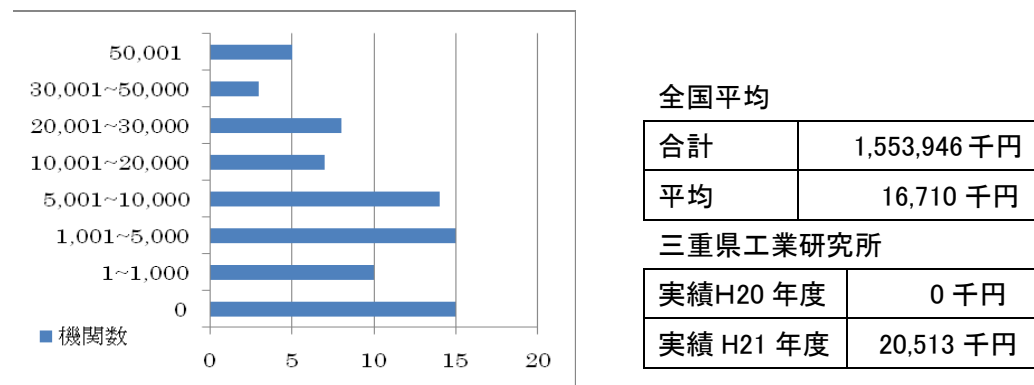
三重県工業研究所の平成 21 年度実績…工業研究所実務概要

ウ 受託研究の受託料

平成 20 年度においては受託研究は 0 件であったが、国の緊急経済政策の一環による収入があったため、平成 21 年度は増加している。これらの金額については、現地往査にて、「決算内訳の諸収入（受託料収入）」と一致することを確認した。

受託研究の受託料については、収支の状況（表 3-3-2）では諸収入として計上されており、受託事業収入とは異なる。受託事業収入は、国に研究内容を提案した結果、獲得した競争的研究資金であり、収支の状況（表 3-3-2）では、競争的研究プロジェクト受託事業収入として計上されている。

図表 3-3-7 受託研究の受託料ごとの機関数(千円)



資料源泉:平成 20 年度都道府県立公設試における研究開発に関する調査結果

エ 外部研究資金額

持続的・発展的な産学官連携システムを構築するため、多様な主体のネットワークを構築し、研究コーディネート機能や研究企画・立案力を一層強化し、共同研究・プロジェクトの推進や国等の競争的研究資金の獲得を目指した結果、平成 21 年度は平成 20 年度と比較して増加した。

なお、他府県との比較については利用可能なデータがなかったため省略する。

4. 農業研究所

1 設立目的・根拠条例等

三重県農業研究所は三重県行政組織規則第 62 条に基づいて設立され、その目的は、「農業に係る調査研究及び試験検査に関する事務を分掌させるために、農業研究所を設置する」としており、松阪市にある農業研究所のほか三重県農業研究所茶業研究室、三重県農業研究所伊賀農業研究室、三重県農業研究所紀南果樹研究室により構成されている。

具体的には、農業を盛んにするとともに、生活者起点の立場での健康の維持や自然環境の維持向上のための技術開発を行う機関として設立された。

なお、各研究室等における分掌事務は、次のとおりである。

三重県農業研究所	一 農業試験研究に係る企画調整及び情報提供に関すること。
	二 土壌及び肥料に係る試験研究に関すること。
	三 農作物の病害及び虫害に係る試験研究に関すること。
	四 有機性廃棄物の循環利用に係る試験研究に関すること。
	五 主要農作物及び特用作物に係る試験研究に関すること。
	六 園芸作物に係る試験研究に関すること。
	七 水稲及び園芸作物に係る新品種開発研究に関すること。
	八 主要農作物等原種生産に関すること。
	九 農業経営に係る試験研究に関すること。
	十 バイオテクノロジー等に係る試験研究に関すること。
	十一 農業機械及び作業技術に係る試験研究に関すること。
農業研究所茶業研究室	一 茶の栽培及び製造に係る試験研究に関すること。
	二 南勢地域の茶に係る試験研究に関すること。
農業研究所伊賀農業研究室	主要農作物の栽培、原種生産及びブドウに係る試験研究に関すること。
農業研究所紀南果樹研究室	かんきつ等果樹に係る試験研究に関すること。

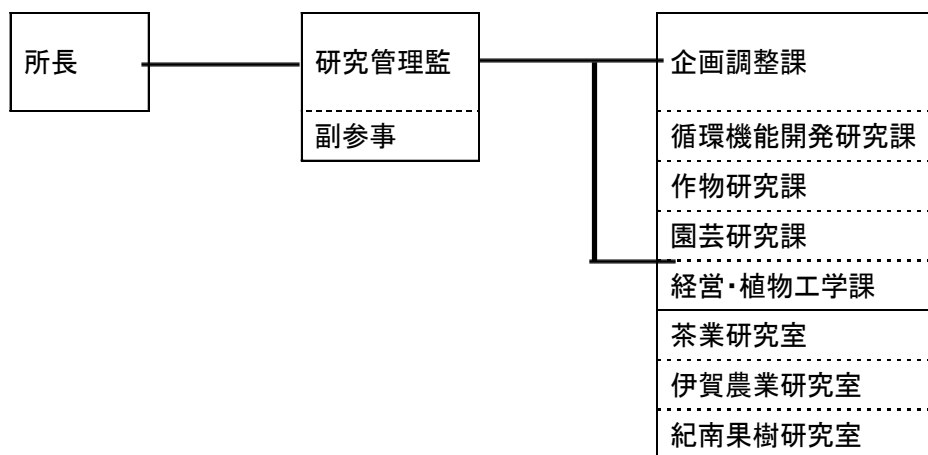
2 沿革

内容
「三重県栽培試験場」：明治 10 年、津市に設置。その後「三重県農業試験場」、「三重県立農事試験場」に改称。
大正 11 年鈴鹿市に移転。
昭和 25 年「三重県立農業試験場」、昭和 32 年「三重県農業試験場」に改称。
「米麦原種圃」：大正 11 年、多気郡相可町に「南勢分場」、阿山郡小田村に「伊賀分場」を設置。

「紀南園芸指導所」:昭和 12 年、南牟婁郡神志山村志原に設置(昭和 29 年、紀南分場)。
「三重県茶業組合連合茶業試験場」:明治 42 年、津市に設置。大正 15 年県に移管、「三重県立茶業試験所」。昭和 12 年亀山市に移転。昭和 25 年「三重県立農業試験場茶業分場」に改称。
「三重県種畜場」:大正 9 年、津市の栽培試験場内に設置。昭和 18 年一志郡嬉野町へ移転。昭和 37 年「三重県畜産試験場」に改称。
「勸業試験場」:明治 12 年、度会郡小俣町に設置。大正 11 年津市に移転。「三重県蚕業試験場」に改称。
昭和 45 年、農業に関する試験研究・普及・教育の各組織を統合し、一志郡嬉野町を本所として「三重県農業技術センター」が発足。「農業試験場」「蚕業試験場」「畜産試験場」を統合。
昭和 61 年、普及、教育機関を分離。「病虫害防除所」を併設。
平成 2 年、「花植木センター」を鈴鹿市に設置。
平成 3 年、スタッフ方式(専門担当方式)を導入、研究各部の再編を実施。
平成 10 年、「三重県科学技術振興センター」に編入。病虫害防除所を分離。
平成 12 年、グループ制を導入
平成 13 年、農業部門と畜産部門を分離。農業部門は農業研究部、畜産部門は畜産研究部と改称。花植木センターを農業研究部園芸グループに統合。
平成 18 年、農業研究部各グループを、研究課と改称し、循環機能開発研究課、作物研究課、園芸研究課、経営・植物工学研究課を置いた。
平成 20 年、科学技術振興センターが廃止されることに伴い、農業研究所に改称。

資料源泉:三重県農業研究所ホームページ

3 組織（平成 22 年 3 月 31 日現在）



資料源泉：平成 21 年度業務年報

4 施設の概要と所在地

- (1) 農業研究所 松阪市嬉野川北町 530
 用地面積 283,720 m²
 建物面積 14,125 m²

- (2) 茶業研究室 亀山市椿世町 992-2
 用地面積 47,278 m²
 建物面積 1,928 m²
 大台試験地 多気郡大台町栃原 1436-1
 用地面積 5,238 m²
 建物面積 255 m²

- (3) 伊賀農業研究室 上野市森寺松ヶ谷 1240
 敷地面積 64,576 m²
 建物面積 11,597 m²

- (4) 紀南果樹研究室 南牟婁郡御浜町志原 2327
 敷地面積 85,439 m²
 建物面積 1,899 m²

- (5) 鈴鹿市駐在 鈴鹿市高塚町新林 1619-1
 敷地面積 18,735 m²
 建物面積 1,421 m²

資料源泉：三重県農業研究所要覧

5 主要な業務内容

(1) 各研究課の主要な業務

研究課	主要な業務
循環機能開発研究課	農作物の病害及び虫害に係る試験研究に関すること。 農畜産業における自然循環技術に係る試験研究に関すること。 土壌及び肥料に係る試験研究に関すること。 土壌微生物に係る試験研究に関すること。
作物研究課	水稻の育種に係る試験研究に関すること。 主要農作物及び特用作物に係る試験研究に関すること。 主要農作物の原種の生産及び配布に関すること
園芸研究課	園芸特産物の育種に係る試験研究に関すること。 園芸作物に係る試験研究に関すること。 果樹に係る試験研究に関すること。 野菜に係る試験研究に関すること。 花植木に係る試験研究に関すること。 花植木の栽培に係る研修、指導及び展示に関すること。
経営・植物工学課	農業技術情報に係る試験研究に関すること。 農業経営、経済に係る試験研究に関すること。 農業機械に係る試験研究に関すること。 バイオテクノロジー等先端技術に係る試験研究に関すること。
茶業研究室	茶の栽培及び製造に係る試験研究に関すること 茶種苗の育成及び配布に関すること。 南勢地域の茶に係る試験研究に関すること。
伊賀農業研究室	農作物の栽培に係る試験研究に関すること。 主要農作物の原種の生産及び配布に関すること。 果樹に係る試験研究に関すること。
紀南果樹研究室	果樹に係る試験研究に関すること。

資料源泉：三重県農業研究所ホームページ

(2) 業務の具体的な内容

当研究所の業務は、大別して (a) 研究業務と (b) 技術支援・人材育成業務の 2 つに分けられる。

(a) 研究業務

当研究所では、県内における農業技術の中核機関として、農業の低コスト化技術、

バイオテクノロジー等先端技術、消費者ニーズに即した農産物の高品質化や安全な食料生産技術、環境への負荷の少ない農業生産技術など、農業を盛んにするための研究はもとより、生活者起点の立場での健康の維持や自然環境の維持向上を目指した幅広い視野から食料・農業・農村に関わる研究を行っている。

具体的には、三重県行政の基本計画として策定された「県民しあわせプラン」に基づき、県民（消費者、農業者、農業関係団体）の視点に立った農業技術開発を推進するため、以下の5つのテーマを設定し、研究を行っている。

1. 産地間競争力を強化するための技術開発（18テーマ）
 - ・みえのニューライス開発事業（平成12～21年度）（作物研究課、伊賀農業研究室）
 - ・植物遺伝資源の収集保存と特産園芸品種開発（平成14～23年度）（園芸研究課）
 - ・新品種移転促進研究事業（平成19～21年度）（園芸研究課）
2. 安全・安心を確保するための技術開発（7テーマ）
 - ・オゾンの農業生産技術への利用（平成19～21年度）（循環機能開発研究課）
 - ・種子繁殖型イチゴ品種の開発（平成20～22年度）（園芸研究課）
3. 持続性・効率性・安定性を高めるための技術開発（10テーマ）
 - ・カンキツ温暖化病害虫に対する防除技術の確立（平成19～21年度）（紀南果樹研究室）
 - ・緑化植物のコンテナ栽培における省力的な抑草技術の開発（平成20～22年度）（園芸研究課）
4. 循環型社会実現への貢献のための技術開発（2テーマ）
 - ・作物病害の抑制効果を持つ微生物の堆肥化過程での増殖技術（平成19～23年度）（循環機能開発研究課）
5. 環境保全に向けた技術開発（3テーマ）
 - ・施肥量節減と樹勢回復と目指したナシ液肥施用技術の開発（平成21～23年度）（園芸研究課）

(b) 技術支援・人材育成業務

当研究所では、研究業務のほかに、開発された新技術等を積極的に実用普及に努めるとともに、技術指導者や海外研修生等との交流を行っており、具体的には、下記の業務を行っている。

1. 技術支援業務

農業団体からの支援要請を受け、園芸研究課が中心となって、新品種の紹介、高品質安定栽培技術の紹介、支援を行っている。平成20年度に行った主な技術支援は下記の通りである。

- ①柿「蓮台寺」の葉専用収穫栽培での施肥量と摘採葉程度に関する技術の確立
- ②トマトロックウール栽培における低段密植栽培方式の安定した栽培技術
- ③蓮台寺柿の果実軟化抑制技術
- ④名張市におけるブドウ果皮の着色ムラ実態解明
- ⑤大型緑茶製造ラインによる国産紅茶製造

2. 人材育成業務

農家を対象に研究成果情報の提供と研修会開催によって研究成果の普及に努めたり、効率的な害虫駆除や適正な施肥管理のための診断指導を行っている。また、海外の農業科学院との技術交流を行っており、その一環で研究員の受け入れ等を行っている。

平成20年度は、「花植木新技術定着化事業（鈴鹿市駐在における指導研修等実施状況）」や「河南省農業科学院との技術交流」を実施した。

6 人員の状況

平成 22 年 3 月 31 日現在の人員は、下記の通りである。

所属	人員数
所長	1
企画調整課	13
（内訳） 副参事兼課長	1
事務職	10
業務補助職員	2
循環機能開発研究課	19
（内訳） 総括研究員兼課長	1
研究員	10
技術員	3
嘱託員	1
業務補助職員	4
作物研究課	12
（内訳） 総括研究員兼課長	1
研究員	4
技術員	5
業務補助職員	2

園芸研究課	22
(内訳) 総括研究員兼研究管理監兼課長	1
研究員	10
技術員	6
嘱託員	2
業務補助職員	3
経営植物工学科	9
(内訳) 総括研究員兼課長	1
研究員	5
技術員	2
業務補助職員	1
茶業研究室	10
(内訳) 総括研究員兼課長	1
研究員	4
技術員	3
嘱託員	1
業務補助職員	1
伊賀農業研究室	12
(内訳) 総括研究員兼課長	1
研究員	4
技術員	5
業務補助職員	2
紀南果樹研究室	11
(内訳) 総括研究員兼課長	1
研究員	3
技術員	5
業務補助職員	2
全合計	109

資料源泉：農水商工部作成資料

7 収支の状況（平成 21 年度）

（1）収支の状況

収支状況は、下記の表 3-4-1 の通りである。平成 21 年度において、備品購入費が増加しているが、農業研究所本所、各研究室の地上デジタル放送対応機器の購入とその工事によるものである。

人件費等義務的経費を除いた政策的経費については県の財政状況を踏まえて減少傾向にあるが、受託事業収入については競争的研究プロジェクトの採択等に力を

入れることにより単年度では増減はあるものの増加してきている。

表 3-4-1 収支状況

(円)

科目	平成 20 年度	平成 21 年度
歳入		
県費	150,332,267	179,305,578
国庫補助金	17,100,000	32,859,000
使用料及び手数料	186,856	185,219
財産収入	14,053,200	18,369,567
受託事業収入	42,256,764	69,190,710
諸収入	2,765,188	4,669,216
繰入金	—	—
合計	226,694,275	304,579,290
歳出		
報酬	4,974,720	6,421,750
共済費	4,661,177	5,017,714
賃金	27,230,040	28,788,040
報償費	3,746,180	4,356,668
旅費	14,864,010	13,973,640
需用費	106,104,714	112,390,557
役務費	5,901,638	6,502,243
委託料	44,151,914	59,098,314
使用料及び賃借料	2,392,713	2,097,056
工事請負費	73,500	19,428,601
原材料費	85,827	—
備品購入費	10,552,970	45,549,622
負担金、補助及び交	1,698,072	745,785
付金		
公課費	256,800	209,300
合計	226,694,275	304,579,290

資料源泉：歳入…歳入に関する調書、歳出…各年度の事務事業概要

(2) 正規職員の人件費

なお、正規職員の人件費については、農水商工部において予算・執行管理、総務事務センターにおいて給与計算及び支払管理を行っており、上記表 3-4-1 には反映されていないため、別途図表 3-4-2 にて把握した。

表 3-4-2 正規職員の人件費

	平成 20 年度		平成 21 年度	
	金額(千円)	一人当たり人件費(千円)	金額(千円)	一人当たり人件費(千円)
給料	386,225	4,244	381,656	4,288
職員手当	240,055	2,638	232,676	2,614
共済負担金	132,790	1,459	127,777	1,436
合計	759,070	8,341	742,109	8,338
職員数(人)	91		89	

資料源泉：研究所正規職員人件費一覧

※職員数は、各年度の 4 月 1 日時点の人数である。

8 他府県との比較

三重県農業研究所の人員規模について、全国都道府県の同様の研究機関と比べどのレベルにあるかを聴取したところ、特に他府県との比較は行っていないとのことであった。そのため、農林水産省の「平成 20 年度農林水産研究開発要覧」を入手し、比較を行った。

47 都道府県のうち、近隣都道府県である和歌山県、奈良県、静岡県、岐阜県、滋賀県との比較結果を以下に掲載する。

三重県の農業研究所の研究職員 1 人当たりの人口の全国順位は 10 位である。

図表 3-4-3

平成 19 年度他府県との比較

都道府県	人口	公設試験研究機関研究職員	研究職員一人当たりの人口	
	(人)		(人)	(人)
三重県	1,869,669	60	31,161	10
岐阜県	2,098,131	93	22,560	17
静岡県	3,798,327	124	30,632	11
滋賀県	1,401,073	66	21,228	19
奈良県	1,405,074	61	23,034	16
和歌山県	1,012,397	76	13,321	28

資料源泉：農林水産研究開発要覧

5. 畜産研究所

1 設立目的・根拠条例等

三重県畜産研究所は三重県行政組織規則第 65 条に基づいて設立され、その目的は、「畜産に係る調査研究及び試験検査に関する事務を分掌させるために、畜産研究所を設置する」としており、松阪市を所在地としている。

なお、研究所における分掌事務は、次のとおりである。

三重県畜産研究所	一 畜産試験研究に係る企画調整及び情報提供に関すること。
	二 乳牛、肉牛、豚及び鶏に係る試験研究に関すること。
	三 家畜の改良繁殖に係る試験研究に関すること。
	四 飼料に係る試験研究に関すること。
	五 有機性廃棄物の循環利用に係る試験研究に関すること。

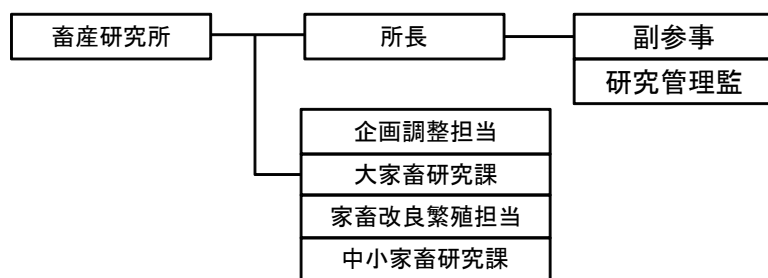
2 沿革

年月	出来事
大正 9 年 4 月	「三重県農業試験場」(安濃郡神戸村、現津市) 内に「三重県種畜場」が設置され、事業を始める。翌年 1 月隣接地約 4. 6 ヘクタールを求めて移転する。
昭和 5 年 2 月	一志郡高茶屋村 (現津市) に土地 6 h a を求めて移転する。
昭和 12 年 4 月	隣接して「三重県役馬利用指導者養成所」が設置される。
昭和 13 年 4 月	「三重県種畜場」より養鶏事業を独立し、同地に新しく「三重県種鶏場」が設置される。
昭和 18 年 4 月	現在の嬉野町に「三重県種畜場」及び「三重県役馬利用指導者養成所」が移転し、「三重県種鶏場」が「三重県種畜場」に併合される。
昭和 22 年 4 月	「三重県種畜場」に「三重県役馬利用指導者養成所」が併合され、有畜営農指導者の養成をも併せ行う。
昭和 25 年 4 月	「三重県種畜場」に「三重県農業試験場畜産分室」を置き、畜産に関する試験調査を行う。同時に場内の一部に「三重県農業経営伝習農場」が設置され、有畜営農指導者の養成の職務を廃止する。
昭和 26 年 11 月	昭和天皇御巡行される。
昭和 29 年 4 月	「三重県農業試験場畜産分室」が廃止され、「三重県種畜場」がその業務を引き継ぐ。「三重県農業経営伝習農場」に用地 5. 5 ヘクタールを管理換えする。

昭和 36 年 4 月	「三重県農業経営伝習農場」が「三重県農業経営研修所」として鈴鹿市に移転し、それに伴いその旧施設等を保管換えする。
昭和 37 年 4 月	「三重県畜産試験場」と改称される。
昭和 45 年 4 月	「三重県農業技術センター畜産部」として発足する。
昭和 49 年 4 月	「繁殖衛生研究室」が廃止され、「畜産環境研究室」が設置される。
昭和 61 年 4 月	「総務部畜産分室」が廃止される。
平成 3 年 4 月	研究各部の再編成により、スタッフ方式が採用され、「酪農」「肉牛」「養豚」「養鶏」「飼料」「畜産環境」の 6 研究室が、「大家畜」「中小家畜」「家畜改良繁殖」「飼料作物」の 4 担当制となる。
平成 10 年 4 月	「三重県科学技術振興センター」に編入され、「三重県科学技術振興センター農業技術センター畜産部」として発足する。
平成 12 年 4 月	グループ制の導入により「大家畜・調整」「中小家畜」「家畜改良繁殖」の 3 グループとなり、部制が廃止される。
平成 13 年 4 月	公設試験研究機関の再編整備により「三重県科学技術振興センター畜産研究部」として発足し、「大家畜」「中小家畜」「家畜改良繁殖」の 3 グループとなる。
平成 16 年 4 月	部内のグループ再編により、大家畜グループ、中小家畜グループ、家畜改良繁殖担当、企画調整担当の 2 グループ 2 担当となる。
平成 18 年 4 月	組織改編により、大家畜研究課、中小家畜研究課、家畜改良繁殖担当、企画調整担当の 2 研究課 2 担当となる。
平成 18 年 10 月	畜舎整備により、大家畜舎、収納舎、堆肥舎、家畜污水处理施設が完成する。
平成 20 年 4 月	組織改編により、「三重県畜産研究所」と改称される。
平成 20 年 11 月	畜舎整備により、中小家畜舎（豚舎・鶏舎・防疫管理棟・作業棟）が完成する。

資料源泉：三重県畜産研究所ホームページより

3 組織（平成 21 年度）



資料源泉：三重県畜産研究所要覧

4 施設の概要と所在地

所在地

三重県松阪市嬉野町 1 4 4 4 - 1

用地・主要建物

建物敷地	4.0 ヘクタール
圃場	15.0 ヘクタール
放牧場ほか	13.4 ヘクタール
合計	32.4 ヘクタール

部門	名称	棟数	面積 (平方メートル)
管理棟関係	管理棟・研修棟・公舎・便所・車庫・物置・その他	9 棟	2,179.88
大家畜関係	大家畜舎(肉牛施設／乳牛施設／飼養試験施設／繁殖処置施設／飼料配合施設／管理施設)・隔離牛舎・めん羊舎・ほか	4 棟	5,104.15
収納舎	収納舎(稲わら等収納庫／飼料作物実験室)	1 棟	1,272.92
中小家畜関係	原種鶏舎・育成鶏舎・試験鶏舎(平飼／ケージ)・作業棟・防疫管理棟・収納棟・試験豚舎・繁殖豚舎・隔離豚舎	11 棟	4,187.57
飼料作物関係	大農機具庫・燃料庫・開発機械展示場・その他	6 棟	1,326.43
受精卵移植関係	家畜生命工学実験棟	1 棟	234.80
環境衛生関係	堆肥舎・糞尿石灰処理施設・糞乾燥ハウス・家畜污水处理施設・焼却炉	7 棟	2,280.6
合計		39 棟	16,586.35

資料源泉：三重県畜産研究所 HP・研究所の位置、主要建物

5 主要な業務内容

(1) 各研究課の主要な業務

研究課	主要な業務
大家畜研究課	肉用牛の飼養、生産物に関する試験研究 乳牛の飼養、生産物に関する試験研究 飼料作物に関する試験研究
家畜改良繁殖担当	牛の繁殖技術に関する試験研究
中小家畜研究課	豚の飼養、生産物に関する試験研究 鶏の飼養、生産物に関する試験研究

資料源泉:三重県畜産研究所要覧

(2) 業務の具体的な内容

当研究所は、三重県における畜産分野の研究を担い、「産業としての畜産を盛んにする」、「循環型社会の実現に貢献する」、「県民の健康・安全・安心に貢献する」ことを基本目標として、三重県の畜産産業発展と畜産農家の経営安定および県民の健康・安心に寄与するための研究に取り組んでいる。

具体的には、下記のような研究課題に平成 21 年度現在取り組んでいる。

大家畜研究課

課題名	期間
牛肉のおいしさ成分研究	平成 19～22 年度
これからの三重県ブランド肥育牛生産技術の開発	平成 20～24 年度
耕畜連携による粗飼料生産と乳牛への給与技術の開発	平成 18～22 年度
大規模水田営農確立技術の開発	平成 21 年度

家畜改良繁殖担当

課題名	期間
クローン牛の産肉能力実証に関する研究	平成 20～24 年度
高付加価値胚作出技術の確立－性判別技術の野外活動に関する研究	平成 20～22 年度

中小家畜研究課

課題名	期間
強制換羽時におけるストレス低減技術の開発	平成 21～23 年度
抗菌性物質無添加飼料給与による豚肉の生産技術の開発	平成 19～21 年度
飼料専用イネの穀実を給与した地域銘柄畜産物の開発	平成 20～22 年度
低・未利用食品残さの高度利用技術の開発	平成 20～22 年度
採卵鶏の免疫機能適正化によるストレス低減技術の確立	平成 18～22 年度

東海地域を中心とする希少な遺伝資源鶏の保存及び活用 技術の開発	平成 19～21 年度
------------------------------------	-------------

資料源泉:三重県畜産研究所ホームページ

6 人員の状況

所属	人員数
所長	1
研究管理監(大家畜研究課総括研究員を兼務)	1
企画調整担当	3
(内訳) 主幹(うち兼務 1 農業研究所本務)	2
嘱託	1
業務補助職員	1
大家畜研究課	18
(内訳) 総括研究員兼課長	1
主幹研究員	2
研究員	4
技術員	12
家畜改良繁殖担当	2
(内訳) 主幹研究員	2
中小家畜研究課	13
(内訳) 総括研究員兼課長	1
主幹研究員	2
研究員	1
技術員	7
業務補助職員	2
	38

資料源泉:農水商工部作成資料

7 収支の状況 (平成 21 年度)

(1) 収支の状況

収支状況は、下記の表 3-5-1 の通りである。平成 20 年度に、多額の備品購入費と負担金が発生しているが、前者は、中小家畜エリアの施設整備実施に伴う、新たな備品の購入によるものである(支出金額は、約 50 百万円)。後者は、下水道接続に伴う負担金を松阪市に支払ったことによるものである(支払金額は、約 11 百万円)。なお、委託金や補助金などの国庫補助金は受け取っていない。

表 3-5-1 収支状況

(円)

科目	平成 20 年度	平成 21 年度
歳入		
県費	109,645,588	50,668,756
国庫補助金	—	—
使用料及び手数料	102,094	99,364
財産収入	57,159,904	60,741,250
受託事業収入	10,259,000	9,308,000
諸収入	178,006	162,282
繰入金	—	—
合計	177,345,092	120,979,652
歳出		
報酬	3,175,680	3,165,440
共済費	1,143,652	1,135,662
賃金	6,804,000	5,186,160
報償費	95,000	154,500
旅費	3,401,130	2,440,512
需用費	66,228,834	65,544,170
役務費	6,482,837	6,606,134
委託料	2,636,437	4,865,889
使用料及び賃借料	323,889	279,421
工事請負費	6,215,370	804,581
原材料費	1,674,144	1,202,703
備品購入費	67,102,589	26,545,340
負担金、補助及び交付金	11,910,430	2,924,440
公課費	151,100	124,700
合計	177,345,092	120,979,652

資料源泉：歳入…歳入に関する調書、歳出…事務事業の概要

(2) 正規職員の人件費

正規職員の人件費については、農水商工部において予算・執行管理、総務事務センターにおいて給与計算及び支払管理を行っており、上記表 3-5-1 には反映されていないため、別途図表 3-5-2 にて把握した。

表 3-5-2 正規職員の人件費

	平成 20 年度		平成 21 年度	
	金額 (千円)	一人当たり 人件費 (千円)	金額 (千円)	一人当たり 人件費 (千円)
給料	148,089	4,356	149,963	4,411
職員手当	93,874	2,761	91,641	2,695
共済負担金	50,534	1,486	49,691	1,462
合計	292,497	8,603	291,295	8,568

職員数(人)	34		34	
--------	----	--	----	--

資料源泉：研究所正規職員人件費一覧

※職員数は、各年度の 4 月 1 日時点の人数である。

8 他府県との比較

畜産のみの比較資料はないとのことであるため、省略する。

6. 水産研究所

1 設立目的・根拠条例等

三重県水産研究所は三重県行政組織規則第 67 条に基づいて設置され、その目的は、「水産に係る調査研究及び試験検査に関する事務を分掌させるために、水産研究所を設置する」としており、志摩市にある三重県水産研究所のほか三重県水産研究所鈴鹿水産研究室、三重県水産研究所尾鷲水産研究室により構成されている。

具体的には、三重県の豊かな水産資源を維持していくための研究や、イセエビの量産技術の開発等の地域の特性を活かした技術開発を行い、安全で安心できる水産物を安定的に供給することを目的としている。

なお、水産研究所における分掌事務は、次のとおりである。

三重県水産研究所	一 水産試験研究に係る企画調整及び情報提供に関すること。
	二 育種技術及び養殖技術に係る試験研究に関すること。
	三 種苗生産技術に係る試験研究に関すること。
	四 漁況及び海況に係る試験研究に関すること。
	五 資源管理及び資源増大技術に係る試験研究に関すること。
	六 内湾漁場環境、赤潮及び貝毒に係る試験研究に関すること。
	七 閉鎖性海域の環境創生に係る試験研究に関すること。
	八 栽培漁業センターの技術指導に関すること。
	九 調査船の運営及び維持管理に関すること。
三重県水産研究所 鈴鹿水産研究室	一 のり養殖及び貝類増殖に係る試験研究に関すること。
	二 伊勢湾の生態系及び環境の保全に係る試験研究に関すること。
	三 河川の生態系及び環境の保全に係る試験研究に関すること。
三重県水産研究所 尾鷲水産研究室	一 海水魚養殖の技術開発に係る試験研究に関すること。
	二 魚類の病害対策に係る試験研究に関すること。

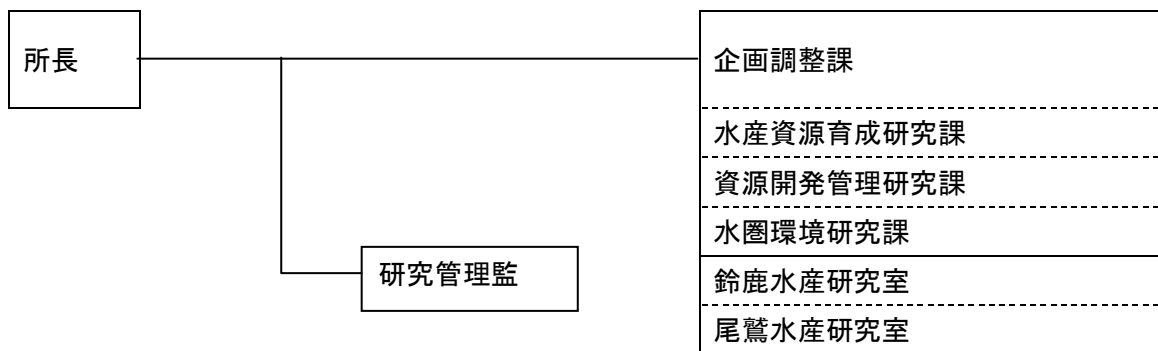
2 沿革

内容
明治 32 年、三重県庁内に三重県水産試験場として創設、同年志摩郡浜島町に移転、その後昭和 5～35 年に 3 分場を設置。
昭和 42 年に各分場が独立し、内水面、伊勢湾、浜島、尾鷲の 4 水試体制となる。

昭和 59 年に 4 水試を統合し、水産研究の中核機関として三重県水産技術センターを志摩郡浜島町に施設整備の上設置。
平成 10 年度に三重県の 8 公設試験研究機関を統合した三重県科学技術振興センターが設立され、その構成機関となる。
平成 13 年 4 月から「三重県科学技術振興センター水産研究部」となる。
平成 20 年 4 月の組織改正により「三重県水産研究所」となり、現在に至る。

資料源泉：三重県水産研究所ホームページ

3 組織（平成 21 年度）



資料源泉：組織・人員配置等事業概要

4 施設の概要と所在地

- (1) 三重県水産研究所 志摩市浜島町浜島 3564-3
 用地面積 11,560.00 平方メートル
 建物面積 2,084.97 平方メートル
 主な建物 本館、倉庫、車庫棟、機械室

- (2) 三重県水産研究所鈴鹿水産研究室 鈴鹿市白子 1 丁目 6277-4
 用地面積 3,307.92 平方メートル
 建物面積 779.62 平方メートル
 主な建物 本館、倉庫・車庫、生物タンク培養棟

- (3) 三重県水産研究所尾鷲水産研究室 尾鷲市大字天満浦字古里 215-2
 敷地面積 1,559.12 平方メートル
 建物面積 1,012.6 平方メートル
 主な建物 管理棟、実習棟、種苗研究棟

資料源泉：水産研究所公有財産台帳

5 主要な業務内容

(1) 各研究課(室)の主要な業務

研究課(室)	主要な業務
水産資源育成研究課	新品種作出、育種技術に係る試験研究に関する事。 種苗生産技術の開発に係る試験研究に関する事。 魚類防疫対策に係る試験研究並びに指導に関する事。
資源開発管理研究課	漁況・海況に係る調査研究に関する事。 資源管理型漁業に係る試験研究に関する事。 資源増大技術開発に係る試験研究に関する事。
水圏環境研究課	内湾漁場環境、赤潮・貝毒の調査研究に関する事。 高機能性人工干潟・浅場の造成技術の開発に係る試験研究に関する事。 底質改善技術の開発に係る試験研究に関する事。
鈴鹿水産研究室	内湾及び陸水域の生態系保全に係る試験研究に関する事。 貝類および黒ノリの増養殖に係る試験研究に関する事。 伊勢湾の資源管理型漁業に係る試験研究に関する事。
尾鷲水産研究室	魚類養殖に係る試験研究に関する事。 魚類の病害対策に係る試験研究並びに指導に関する事。 新魚類量産化技術の開発に係る試験研究に関する事。

資料源泉:三重県ホームページ(県の組織一覧)

(2) 業務の具体的な内容

当研究所の業務は、水産業、水圏環境分野に関する研究開発、技術開発を通じて、産業の振興や県民生活の向上に貢献している。そこで、(a)研究業務と(b)技術支援の2業務に分けて説明していく。

(a) 研究業務

具体的には、主に下記のような研究を行っている。

水産資源育成研究課

課題名	期間
希少な真珠の生産技術の開発に関する研究	平成19年～22年度
イセエビ種苗の効率的安定生産に関する研究	平成20年～22年度

資源開発管理研究課

課題名	期間
栽培漁業技術総合開発研究事業	平成 20～24 年度
資源評価調査事業	平成 12 年度～

水圏環境研究課

課題名	期間
英虞湾漁場環境調査	平成 20～24 年度
英虞湾の環境再生へ向けた住民参加型の干潟再生体制の構築	平成 21～24 年度

鈴鹿水産研究室

課題名	期間
ノリの品種改良及び育苗再生技術等の開発	平成 19～22 年度
アユの減少要因の解明に関する研究	平成 20～24 年度

尾鷲水産研究室

課題名	期間
マハタ・クエの種苗生産・養殖高度化技術開発事業	平成 19～22 年度
魚類養殖試験	平成 21～23 年度

資料源泉：三重県水産研究所ホームページ(試験研究課題)

(b) 技術支援

当研究所では、研究業務のほかに、漁業従事者や関連団体からの技術相談、魚病診断、研修や視察の受け入れをしている。また、学校を対象とした職場体験、総合学習等の対応も行っている。平成21年度は、主に下記のような活動を行った。

- ・魚病診断 (282件)
- ・黒海苔養殖技術支援(139件)
- ・英虞湾プランクトン速報発行 (55回)
- ・赤潮情報発行 (14回)
- ・養殖場の巡回指導 (13回)
- ・魚類養殖技術講習会 (4回) 等

6 人員の状況

平成 22 年 4 月 1 日現在の人員は、下記の通りである。なお、人員数は、監査対象機関である、平成 21 年度末時点と同じであることを農水商工部に確認を行った。

所属	人員数
----	-----

所長	1
企画調整課	12
（内訳） 副参事兼課長	1
主幹	4
主事	1
試験研究技術員	4
業務補助職員	2
水質資源育成研究課	9
（内訳） 総括研究員兼研究管理監兼課長	1
主幹研究員	1
研究員	5
試験研究技術員	1
業務補助職員	1
資源開発管理研究課	5
（内訳） 主幹研究員兼課長	1
研究員	3
業務補助職員	1
水圏環境研究課	7
（内訳） 総括研究員兼課長	1
主幹研究員	1
研究員	3
試験研究技術員	1
業務補助職員	1
鈴鹿水産研究室	10
（内訳） 主幹研究員兼課長	1
研究員	5
試験研究技術員	1
嘱託	1
業務補助職員	2
尾鷲水産研究室	9
（内訳） 主幹研究員兼課長	1
研究員	3
試験研究技術員	1
業務補助職員	4
全合計	53

資料源泉：農水商工部作成資料

7 収支の状況（平成 21 年度）

（1）収支の状況

収支状況は、下記の表 3-6-1 の通りである。

平成 21 年度の委託料が増加している主な理由は、マアナゴ生理生態解析緊急雇用創出事業（国費 100%）において、マアナゴの試料分析を民間試料分析業者に委託したためである。

表 3-6-1 収支状況 (円)

科目	平成 20 年度	平成 21 年度
歳入		
県費	185,852,910	135,668,190
国庫補助金	1,114,000	1,084,000
使用料及び手数料	10,500	10,500
財産収入	1,337,139	1,101,790
受託事業収入	43,114,000	44,567,000
諸収入	540,327	3,644,594
繰入金	—	19,414,648
合計	231,968,876	205,490,722
歳出		
報酬	1,599,360	1,599,360
共済費	2,255,053	2,709,308
賃金	15,144,060	18,374,212
報償費	2,835,380	3,060,450
旅費	11,039,250	9,821,052
需用費	130,705,551	93,192,342
役務費	7,269,901	7,516,318
委託料	23,321,152	49,215,532
使用料及び賃借料	3,531,678	4,192,440
工事請負費	2,953,650	742,140
原材料費	—	—
備品購入費	27,627,841	12,093,168
負担金、補助及び交付金	3,615,600	2,897,000
公課費	70,400	77,400
合計	231,968,876	205,490,722

資料源泉：歳入…平成 21 年度決算・所管する出納業務

歳出…平成 21 年度事務事業概要

（2）正規職員の人件費

正規職員の人件費については、農水商工部において予算・執行管理、総務事務センターにおいて給与計算及び支払管理を行っており、上記表 3-6-1 には反映されていないため、別途図表 3-6-2 にて把握した。

表 3-6-2 正規職員の人件費

	平成 20 年度		平成 21 年度	
	金額 (千円)	一人当たり 人件費 (千円)	金額 (千円)	一人当たり 人件費 (千円)
給料	180,734	4,203	177,327	4,222
職員手当	114,907	2,672	109,307	2,603
共済負担金	61,847	1,438	58,906	1,403
合計	357,488	8,314	345,540	8,227

職員数(人)	43		42	
--------	----	--	----	--

資料源泉：研究所正規職員人件費一覧

※職員数は、各年度の 4 月 1 日時点の人数である。

8 他県の研究機関との比較

三重県水産研究所の人員規模について、全国都道府県の同様の研究機関と比べどのレベルにあるかを把握するため、農林水産省の「平成 20 年度農林水産研究開発要覧」を入手し、比較を行った。47 都道府県のうち、近隣県である静岡県、愛知県、千葉県、和歌山県との比較結果を以下に掲載する。

三重県の水産研究所の技術員 1 人当たりの人口の全国順位は 22 位である。

図表 3-6-3

平成 19 年度他県との比較

都道府県	人口	公設試験研究 機関研究員	研究員一人当たりの人口	
	(人)		(人)	順位(全国)
三重県	1,869,669	28	66,773	22
静岡県	3,798,327	37	102,657	15
愛知県	7,398,327	35	211,380	7
千葉県	2,014,650	47	42,865	37
和歌山県	1,012,397	20	50,619	34

資料源泉：農林水産研究開発要覧

第4 各研究開発機関の監査の意見及び指摘

1. 保健環境研究所

(1) 給与・人事業務について

三重県では、研究所の正規職員の給与等については、県の予算で管理しているため、研究所の会計は、業務補助職員及び嘱託職員が対象となる。そこで、業務補助職員及び嘱託職員の勤怠管理、支払処理の妥当性及び関連資料の確認により、検討を行った。その結果、以下の事項が発見された。

ア 勤務予定報告の押印漏れについて

業務補助職員及び嘱託職員については、月末に翌月の勤務予定報告を提出するが、補助職員及び各々の所属長の押印及び確認した証跡が全く残っていないものが散見された。勤務予定報告は、研究所内部で完結する資料であるため、押印が義務付けられているわけではないとのことである。

しかし、責任の所在を明確にするという観点から、文書をチェックした場合には押印を付す等の証跡を残すことが望ましい。【意見】

なお、平成22年度からは、どの研究所においても、業務補助職員及び嘱託職員の勤怠管理はシステム上で行うこととなった。具体的には、下記のように勤怠管理を行っており、平成22年度からの勤怠管理方法に関しては、特に問題は発見されなかった。

- ① 日々システムに各職員が入力し、直接上司の承認を得る。承認は、電子決裁により行っている
- ② 企画調整課が確定処理を行う
- ③ 県の総務事務センターへデータが送られる

(2) 委託契約事務について

保健環境研究所では、備品の保守・点検や施設管理業務を中心に外部業者に委託している。そこで、表4-1-1に記載している任意で抽出した契約について、事務手続が契約に関する法令及び規程に準拠していることを確認した。また、委託コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討した。その結果、以下の事項が発見された。

表4-1-1 監査で検討した契約一覧

委託業務	契約方法	契約金額 (円)	予定価格 (円)	落札率	入札 業者数
エレベーター保守点検業務委託	単独随意契約 (注1)	811,200	811,200		
汚染土壌の微生物検査・解析等 業務委託	単独随意契約 (注2)	2,375,020	2,384,550		
GLP 保守点検業務委託	一般競争入札	14,574,000	14,589,750	99.9%	1
バイオクリーン等設備・排気燃焼 装置保守点検業務委託	一般競争入札	16,275,000	16,800,000	96.9%	1
三重県保健環境研究所設備総 合管理業務委託	一般競争入札	96,390,000 (3年契約 総額)	104,944,770 (3年契約 総額)	91.8%	3
保健環境研究所分析装置等点 検保守業務	一般競争入札	8,400,000	11,550,000	72.7%	1

(注1) 金額が少額(100万円未満)であり(地方自治法施行令第167条の2第2条第1項)及び安全性及び緊急時の迅速対応が可能であるため、メーカーに保守を委託している(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。

(注2) 土壌中等の全細菌解析を行う技術を持つ事業者が他にないため単独随意契約としている(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。

ア 予定価格の算定における経済面への考慮について

予定価格及び契約金額の推移状況について検討したところ、委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであった。しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が過大ではないかどうかを検討することが望ましい。予定価格が流動的になれば、契約金額も流動的となり、経済面をより考慮した契約業務を行うことができると考えられる。【意見】

イ 1者応札の契約に関する取扱について

一般競争入札の結果、1者応札となった契約について考えられる理由を企画調整課担当者への質問により確認したところ、いずれも、保守点検業務のため、購入先以外の業者が円滑に業務を行うことは困難であるとのことであった。県は、参入業者を増やす工夫として、県の通知(平成21年3月31日付け出納第04-107号「一般競争入札における1者入札の扱いについて(通知)」)に基づいて、予

定価格 500 万円以上のものについては、入札審査会を開催するよう定めている。表 4-1 で記載した業務に限らず、一般的に 1 者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりする傾向にある現状を踏まえると、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記の a 及び b が入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、c は、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。

現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。【意見】

a 品質の向上と入札参加範囲が両立できる範囲内での入札参加条件の緩和が考えられる。入札参加範囲とは、例えば、過去に業務を請け負った業者に限定しない、といったことである。具体的にどのような種類の業務が過去実績を要求しているかは検討していないが、契約関連書類の綴りを閲覧したところ、過去の実績を要求している業務が発見された。

b 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。現在、アンケート等の入札参加者を増やすための工夫は特にしていないとのことである。そこで、例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。

- ① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか
- ② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった理由
- ③ 現行制度の不満点はあるか

なお、②については、アンケートを有用なものとするために、「業務範囲外のため参加しなかった」という理由は除く必要がある。

c 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1 者応札しか見込めない業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく、随意契約への変更が考えられる。

ただし、この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断しなければならない。例えば、1 者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、每期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。そして、このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに留意することが望ましい。

- ① 契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要

がある。契約に関する会議の際には、特に議事録は要求されていない。しかし、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にする必要がある。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する

② 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する

(3) 切手の管理について

ア 切手の保有高について

郵券証書類（切手）は受払簿にて管理されており、定期的に上席者による承認を受けている。この、上席者による承認手続が適切になされているかについて検証するため、受払簿を閲覧した。その結果、受払簿（平成 22 年 3 月分）について上席者の承認が漏れていた。担当者にその理由を質問したところ、前任の課長と現任の課長の入替時期であり、他の業務が忙しく承認を得るのが困難であったために生じたということである。

切手は、換金が容易であり流用の危険性が高い資産であるため、いかなる理由であっても、上席者による承認は欠かすべきでない。【結果】

承認状況に、上述の通り不備があったため、切手について実査を行った。

その結果、切手の受払簿上の残高は実際残高と一致していた。しかし、100 円切手については年間使用実績（406 枚）の 3 倍以上（1,300 枚）も年間で購入しており、切手の保有総額は平成 21 年度末（3 月 31 日）において 679,130 円にのぼる。一般的に出先機関は、職員による不正流用を防止する観点からは多額の現金等を保有すべきではないと考えられる。この点、切手は即時に換金可能な資産であるため、その購入は必要最小限にとどめることが望ましい。【意見】

(4) 研究室のセキュリティについて

研究室のセキュリティ状況についての現場視察及び職員への質問を行った。

その結果、研究所はセキュリティ会社に警備を委託しており、夜間は人の出入りに反応する赤外線センサーが働いているが、日中は当該機能は働いておらず、薬品を扱う研究室を含む使用頻度の高い部屋は施錠されていないことが判明した。また、棟入口に人や警備員はおらず、日中は棟への出入りが実質的に自由となっている。

職員によると、日中は研究者が部屋におり、外部の者は白衣を着ていなければ分かるため、部外者は判断できるとしているが、研究室は入り組んでおり研究者の人数も少ないため、外部の者の入室に気付かないおそれがある。

また、保健環境研究所は三重県環境学習情報センターとの合同庁舎となっているため、他の研究所に比べ外部の人間が出入りする頻度は高い。さらに、保健環境研究所は、研究所の事業として「…細菌やウイルスなどを原因とする感染症や食中毒、

食品の汚染や医薬品の安全性、…（中略）…等に関わる研究や試験検査に取り組んでいる…」（保健環境研究所ホームページより）と掲げているように、他の研究所に比べ扱う研究対象の危険性が高い。

現場視察時には、機器の周りに薬品が出たままになっている箇所があったが、扱う薬品数が他の研究所に比べ非常に多いため、それを随時鍵のかかる場所に保管するにも限界があると考えられる。

そこで、人のいない部屋についてはこまめに施錠する等改善策を講じることが望ましい。【意見】

（５）備品の管理状況について

備品の管理状況について職員に対し、質問を行った。

さらに、備品台帳と現物の整合性につき、備品台帳からサンプルを抽出する方法と現物からサンプルを抽出する方法の両面から検証する手続を行った。その結果、以下の事項が発見された。

ア 備品シールの貼付されていない備品について

平成 21 年度末備品一覧(台帳)に基づいて、現物との照合を数点実施した結果、現物は全てあったが、1 点管理番号シールの貼付されていない備品（ノートパソコン）が発見された(写真 4-1-2)。

ノートパソコンは持出し可能なものであり、個人流用が可能な資産である。管理番号シールの貼付により、研究所の所有であることを明確化することが必要である。【結果】

(写真 4-1-2)



イ 備品の現物確認に関する規程の整備の必要性について

備品の現物確認方法について職員に質問を行った。

その結果、現状は現物確認の実施に関するマニュアル等はなく、各研究所がそれぞれ独自の方法により行っていることが判明した。

保健環境研究所では、各課担当者に照合を依頼し、結果をエクセルデータにまとめて提出し、企画調整課担当者がそれらを集約した上で備品台帳に反映させている。現状では、各課から受ける照合結果は台帳に記載された資産が実際に存在するか否かを報告するのみとなっている。そのため、買替及び処分の事務手続を行う企画調整課においては、現物情報を取りまとめているが、備品の使用見込みを把握できていない状況にある。

これは、現物確認の必要性が適切に理解されていないことに原因があると思われる。三重県会計規則第100条（物品の管理）では、物品は「常に良好な状態においてこれを管理し、その目的に応じて最も効率的な運用を図らなければならない。」とし、同規則第107条（保管）においては、物品を「善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。」としているように備品の有効活用と適切な管理が求められている。

基本的には備品が適切に管理されていれば、現物確認を行った場合に台帳上の数量と実際の数量は一致する。しかし、盗難や紛失、記帳ミス、不適切な管理による破損等なんらかの原因により一致しない状況が発生する可能性はゼロではない。現物確認はこれらを適時に発見し、適切な保管状態を継続させることに資するものである。

また、現物確認は、現物の数量を帳簿と照合することのみが目的ではなく、現物の利用状況や機能を確認することも目的の一つである。除却時の作業の効率性の観点からは、現物確認時に発見した処分が必要なものについて「使用不能」等の貼紙を付したり、「倉庫への移動の有無」や「処分理由」等のコメントを棚卸担当者から入手することにより、除却時に対象資産を再調査する手間が省けるというメリットがある。

これらの理由により、備品についてその使用状況を定期的に現物で確認し、廃棄すべきものの峻別を行うためのルールを定めることが望ましい。【意見】

（6）鉦泉分析手数料の改訂について

研究所では、水質等の試験検査（分析）作業を請け負っている。分析に係る手数料については「三重県試験研究機関関係衛生試験手数料条例（以下「手数料条例」とする。）」に基づいて証紙により徴収されている。この手数料自体の改訂の要否は積算結果をもとに総務省統計局の基準・消費者物価指数を参考として3年に1回程度検討されているとのことであるが、平成17年度以降、改訂には至っていない。この点、改訂の判断に際して作成された資料の提出を求めたところ、特に資料として残しているものは保管されておらず、上記の説明に従って改訂の要否が判断され

ているか否かを文書によって確かめることが出来なかった。

手数料改訂の要否を検討した資料について、その結論に至る過程が明確となるよう、決裁書類等として整理・保存しておくことが望まれる。【意見】

(7) 鉱泉分析の手数料表示について

月別証紙収入一覧と「(鉱泉分析) 申請書」の整合性を確認のうえ、任意の3件について申請書記載の試験項目と証紙金額の整合性を検証したところ、手数料条例(別表)の1項目(二、イ、(へ) 鉱泉分析)について、条例記載額に消費税が加算されていないかった。この理由は、手数料の積算時に当該項目のみ税込金額にて積算されたことから、条例記載額が既に税込金額となっていたことによる。税込表示となっているものは当該1項目のみであり、別表上の金額が税込表示か税抜表示かも明記されていないことから、検査依頼者が手数料金額を正確に把握することができない。内税・外税、いずれの表示であるかを明記すべきである。【結果】

(8) 研究評価に関するホームページの説明について

保健環境研究所では、研究所における調査研究課題の設定、調査研究の内容、調査研究成果の有用性等について評価を行っている。

当該研究評価結果はホームページ上でも開示されているが、ホームページ上では、概要及び評価方法について下記の通り記載している。

【ホームページ上の研究評価説明(抜粋)】

研究評価の概要	原則として、保健環境研究所が実施する全ての研究課題について評価を実施します。ただし、 <u>科学技術研究評価委員会</u> の評価対象となる課題、執行委任事業、受託事業については除外します。
評価方法	(1) 研究計画事前評価 (内容省略) (2) 中間評価、最終評価 (内容省略) (3) <u>追跡評価</u> <u>委員会で評価が必要とされた課題について、成果の活用度を4段階(十分、普通、少ない、不十分)で評価を行っています。</u>

この内容について質問により確かめたところ、下記の点で記載に誤りがあることが発見された。

- ① 科学技術研究評価委員会は組織改革が行われる平成19年度以前に設置されていたものであり、現状は存在しない。
- ② 現行の規程上「追跡評価」という制度はない。研究の追跡は全ての研究課題において行っており、データ化して共有されているが、特に評価と

いう形式はとられていない。

ホームページ上の記載誤りについて、現状に沿うように修正すべきである。【結果】

(9) 研究評価に関する追跡評価について

現状の規程では追跡評価にあたる規程がないが、現在実施されている追跡情報の共有化について、内規等で明文化していくことが望ましい。【意見】

2. 林業研究所

(1) 需用費（消耗品費）の契約書類の不備について

平成 21 年度に支出した需用費より 1 件、サンプルを抽出した。そして、支出事務が適正に実施されていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確かめるため、決裁書、見積書、契約書（請書）、支出負担行為整理兼支出命令書、請求書、納品書等を照合し内容を検討した。その結果、以下の事項が発見された。

「三重県会計規則」第 76 条では、100 万円以上の取引については契約書を作成するよう定められている。しかし、支出金額が 1,433 千円（税込）の需用費（消耗品費）について関連資料を依頼したところ、契約書が作成されていなかった。この理由については、三重県会計規則 76 条 2 項 2 号及び 5 号を適用して判断したとの説明があった。しかし、2 号は契約と納入がほぼ同時である等、契約不履行等の危険が少ない場合に限定されるものと考えられるが、支出負担行為整理兼支出命令書決裁日（平成 21 年 9 月 24 日）と納入日（同年 12 月 22 日）は乖離しており、本取引に適用することは適切ではない。また 5 号についても、相手先は組合であり官公署とは異なるため、適用は適切ではないと考える。例外規定は出来るだけ限定的に捉えるべきである。

契約書が作成されていなければ、契約違反や業務の遅延等の問題が発生した場合に契約内容が証明できないため、契約書は必ず作成し、当研究所にて 1 部保管すべきである。【結果】

三重県会計規則

第七十六条 契約締結権者は、契約を締結しようとするときは、当該契約に必要な事項を記載した契約書（第四十七号様式）を作成しなければならない。

2 契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。

一 契約金額が百万円未満であるとき。

二 物件を購入する場合において、供給者が直ちにその全部を納入するとき。

三 物件を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその全部を引き取るとき。

四 せり売りを行うとき。

五 官公署と契約するとき。

六 前各号に定めるもののほか、契約締結権者が特に必要がないと認めたとき。

(2) 委託契約事務について

林業研究所では、備品の保守・点検や施設管理業務を中心に外部業者に委託して

いる。そこで、下記の表4-2-1に記載したとおり、随意契約のもの及び1者応札の業務の中で、任意で抽出した業務について、事務手続が契約に関する法令及び規程に準拠していることを確認した。また、委託コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討した。その結果、以下の事項が発見された。

表4-2-1 監査で検討した契約一覧

委託業務	契約方法	契約金額(円)	予定価格(円)	落札率	入札業者数
浄化槽清掃業務	単独随意契約 (注 1)	1,634,850	1,634,850		
緊急雇用創出事業(第1回) (育種林整備事業)	一般競争入札	3,255,000	3,320,000	98.0%	1
緊急雇用創出事業(第1回) (川口採種園整備事業)	一般競争入札	1,715,500	1,720,000	99.7%	1
実大材強度試験機の更新	一般競争入札	6,037,500	6,090,000	99.1%	1
木質パネルせん断試験機の更新	一般競争入札	3,402,000	3,409,350	99.8%	1

(注1) 浄化槽法で定められている清掃は、市町村の許可を受けた業者に依頼することとなり、研究所のある津市白山町エリアでは、1事業者しかいないため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。

ア 1者応札の契約に関する取扱について

一般競争入札の結果、1者応札となった契約について考えられる理由を企画調整課担当者に対する質問により確認したところ、緊急雇用創出事業については、雇用者の単価が相対的に低くなることから、委託料が少額となり、結果的に受託業者が受け取る対価が小さくなるため、敬遠されやすいとのことであった。また、緊急雇用以外の表4-2-1に記載した一般競争入札による業務については、入札後に担当者が分析したところ、機器の更新のため、購入先以外が行うのは困難であるという理由によるものであった。県は、参入業者を増やす工夫として、県の通知(平成21年3月31日付け出納第04-107号「一般競争入札における1者入札の扱いについて(通知)」)に基づいて、予定価格500万円以上のものについては、入札審査会を開催するように定めている。しかし、表4-2-1で挙げた業務に限らず、一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりする傾向にあるのが現状である。そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のaは入札をより有意義なものにするための工夫

であり、一方、bは、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。

現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。【意見】

a 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。現在、アンケート等の入札参加者を増やすための工夫は特にしていないとのことである。そこで、例えば、入札参加登録業者に対して、以下のようなアンケートを行うことが考えられる。

- ① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか
- ② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由
- ③ 現行制度の不満点について

なお、②については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加しなかったという理由は除く必要がある。

b 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1者応札しか見込めない業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約への変更が考えられる。ただし、この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断しなければならない。例えば、1者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、每期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。そして、このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに留意することが望ましい。

- ① 契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。現状は、契約に関する会議においては、議事録は要求されていない。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する
- ② 他者との競争が可能な部分については、切り離して発注する

イ 予定価格の算定における経済面への考慮について

予定価格及び契約金額の推移状況について検討したところ、委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであった。しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積

と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。予定価格が流動的になれば、契約金額も流動的となり、経済面をより考慮した契約業務を行うことができると考えられる。

【意見】

(3) 備品購入費の1者応札の契約に関する取扱について

平成21年度に支出した備品購入費については2件サンプルを抽出した(表4-2-2の2件)。そして、支出事務が適正に実施されていること(契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む)を確かめるため、決裁書、見積書、契約書(請書)、支出負担行為整理兼支出命令書、請求書、納品書等を照合し内容を検討した。

備品購入費に関して、決裁書等の書類の整備、資料間の整合性の確保等、形式的な手続面については問題はなかった。しかし、下表(4-2-2)の通り、一般競争入札を行った案件については、いずれも落札率が高く十分な競争性や経済性が確保されていたというには疑問が残る。

一般競争入札の結果、1者応札となった契約について考えられる理由を企画調整課担当者に対する質問により確認したところ、備品が特殊なものであり、当該機器を扱っている業者が1社しかないためとの回答を得た。特に下表4-2-2の備品①は高周波・蒸気複合乾燥機であり、A社のみが取り扱っている。県の方針に従ってできるだけ、同等品を認めるようにしているが、試験研究に使用するものであり、一定以上の精度が求められることから、他に該当する機器がなかった。よって、1者応札になった。備品②は、インストロン型万能試験機であり、1者応札の理由は備品①と同様である。1者応札の案件について、(2)アの意見を参考に、選定過程を再検討することが望まれる。**【意見】**

表 4-2-2

支出科目名	契約金額(円)	予定価格(円)	落札率	入札業者数
備品購入費①	27,825,000	29,967,000	92.9%	1
備品購入費②	8,368,500	8,631,000	97.0%	1

資料源泉:支出に関する各証憑より作成

(4) 毒劇物等(農薬を含む)の管理について

毒劇物等が「三重県林業研究所薬品管理規程」に沿って管理され、定期的に実査・報告されているかについて検証するため、毒物(劇物)保管量調査報告書及び薬品受払簿を閲覧した。また現物の保管状況を視察するとともに、受払簿から任意に抽出したサンプルについて、帳簿残高と実際残高が一致しているかを確認した。その結果、以下の事項が発見された。

ア 毒劇物等の受払簿の運用状況について

(ア) 使用していない農薬の計量について

保有量調査報告書（平成 22 年 5 月 31 日付け）からサンプルとして抽出した農薬 1 件について、監査人立会のもと、実際保有量を計量し、研究所作成の調査報告書（平成 22 年 5 月 28 日付け）とその後の使用を記録した受払簿の合計との一致を確かめた。

その結果、1 件（ディプテレックス乳剤（劇薬）、報告書残高 532g）について実際残高が 180g 多かった。この点について担当者へ質問したところ、前回計量時（平成 22 年 2 月 25 日）から使用がなかったため、その残高を転記したところ、前回残高 352g を誤って 532g と転記してしまったとのことである。しかし、毒劇物等管理規程では第 5 条（2）において、「毎年 5 月・8 月・11 月・2 月の月末までに受払簿に記載されている毒劇物等の保管量を調査・確認して、（中略）報告書により林業研究所所長に報告する」とある。

たとえ受払簿に記載がなくとも、記入漏れや不正な持ち出しによる流用のおそれがある。そのため、受払簿での入出管理と定期的な残高管理の双方を行い、不正な利用や盗難などを把握する必要がある。したがって、規程に定められた月には残量を測定し、その記録に基づき報告すべきである。【結果】

イ 鍵の管理について

2 階科学実験室内の毒劇物等の管理状況について視察を行った。

その結果、当該冷蔵庫が設置された部屋は施錠可能であるにもかかわらず、施錠がなされていなかった。また、劇物保管用の冷蔵庫も施錠されていなかった。（写真 4-2-3）

毒劇物の管理については「三重県林業研究所毒劇物等管理規定」「5. 毒劇物の保管」で「(1) (略) 毒劇物等保管庫に保管し、搬出入、あるいは管理等で必要な場合以外は施錠する」旨が規定されている。日中は施設の入り口自体が開放されている点を加味すると、現状の管理方法では不正な持ち出し・盗難の危険性が非常に高いと考えられる。

そのため冷蔵庫に鍵を取り付ける、部屋に施錠する等、早期に現状を改善すべきである。【結果】

(写真 4-2-3)



ウ 研究室のセキュリティについて

研究室のセキュリティ状況についての現場視察及び職員への質問を行った。

その結果、研究所内の各部屋については、日中は職員の出入りがあるため扉の施錠がなされていない。業務時間中、研究室には人がおり、夜間は警備会社に管理を委託しているため、職員は、管理上安全と考えている。しかし現場を視察したところ、人の出入がない研究室も開放されていた。棟の入り口が開放されている状況を鑑みると、使用していない部屋は施錠することが望ましい。【意見】

(5) 備品の管理状況について

備品の管理状況について職員に対し、質問を行った。

さらに、備品台帳と現物の整合性につき、備品台帳からサンプルを抽出する方法と現物からサンプルを抽出する方法の両面から検証する手続を行った。その結果、以下の事項が発見された。

ア 廃棄済みの備品の台帳除外漏れ及び備品の棚卸規程の整備の必要性について

現在は処分されているにもかかわらず、備品台帳上ワープロ（昭和 63 年購入、平成 12 年処分）が記載されていた。職員に質問したところ、平成 12 年 8 月に財務端末システムを導入した際に、既存の備品については現物照合済みであると理解し、その後は新規購入分のみを取得年度に現物照合するのみであった。

備品の管理については、三重県会計規則第 127 条及び三重県会計事務自己検査要綱により年 1 回確認することとなっているが、備品点数が多いことを理由に、

研究所独自の方法により限定的な現物照合を行っている。そのため、持ち出しや盗難による不正な転用が発生したとしても発見できないような状態となっている。三重県会計規則第 127 条及び三重県会計事務自己検査要綱に準じた現物照合を実施する必要がある。【結果】

(6) 公有資産台帳と登記簿の整合性について

公有資産台帳からサンプルとして抽出した土地につき、登記簿謄本により公有資産台帳と登記事項との整合性を確認した。

その結果、公有財産台帳における土地の現況地目が宅地であるにもかかわらず、登記簿上の地目は学校用地となっていた。ここで、「学校用地」とは、不動産登記事務取扱手続準則 第 68 条 2 号において「校舎，附属施設の敷地及び運動場」と定められている。林業研究所は以前学校であった建物を再利用しており、登記簿上地目の変更手続を行わなかったため「学校用地」となっている。

地目の変更は不動産登記法第 37 条 1 項より、「地目又は地積について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から 1 月以内に、当該地目又は地積に関する変更の登記を申請しなければならない。」と定めている。

登記簿上の地目を変更するには経費が必要であるが、実態と台帳が乖離しているのは好ましい状況ではないため、改善を検討することが望まれる。【意見】

3. 工業研究所

(本所)

(1) 設備機器等の開放について

三重県工業研究所では、企業等に対して所有している機器の開放を行い設備等使用料を収受している。機器の開放に係る設備等使用料の取扱いについては「三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例と同施行規則」に基づいて行われている。調定決議書の金額と、設備機器等使用許可申請書にて計算された設備等使用料の金額が一致していることを確認した。また、設備等使用料の算定過程を検証し、条例に基づいて設備等使用料が算定されていることを、サンプルで確認した。さらに収納済通知書を閲覧し、設備等使用料が速やかに収受されていることを確認した。

一連の証憑については整合性はとれていたが、以下の事項が発見された。

ア 設備機器等使用の許可について

設備機器等使用の許可については、設備機器等使用許可申請書により開放機器管理者と機器担当者の決裁を必ず事前にとることとなっている。使用方法を誤ると危険が伴う設備機器がある以上、機器担当者とその上席者による事前許可は不可欠である。

しかし、使用許可申請書をレビューしたところ決裁欄に日付を記載する欄がなく、決裁日付が記載されていなかった。決裁欄に日付がない場合、いつ決裁されたものなのか客観的に確認できず、設備機器等の使用において問題が発生した場合においても事前に許可がなされていたのか証明できない。また、事後承認が横行する要因となってしまう。

したがって、決裁欄に日付が入るように様式を変えるか、決裁欄に日付を記入することが望ましい。【意見】

イ 設備機器等の稼働状況について

開放されている設備機器等の利用について、平成 21 年度の稼働率を確認したところ、半数以上が稼働していなかった（図表 4-3-2 参照）。稼働していない設備機器については、規格が古く使いにくいいため企業等からの利用ニーズが無いものが多いとのことであった。

設備機器等の開放については、ホームページに申請方法や使用手数料の金額について掲載したり、出前キャラバンにて案内を行うなどの方策を採っているが、以下の点で更なる活用の促進が望まれる。

(ア) 設備機器の有効活用について

当研究所では、研究事業での優先的使用が終了し、既に研究所での使用頻度が低下している機器等についても開放されている。

設備機器等の開放について、稼働率アップの方策として企業のニーズに関する調査を行っているかどうか質問をしたところ、以下の2つを実施しているとのことであった。

- a 研究員が企業に直接出向き、技術開発、品質管理などに関するニーズの調査を実施する出前キャラバンを実施しており、その際にアンケートを実施している。

表 4-3-1 平成 21 年度出前キャラバン件数

担当課・室	電子・機械 研究課	材料技術 研究課	医薬品・食品 研究課	金属 研究室	窯業 研究室	計
出前キャラバン 件数	39	46	30	36	40	191

資料源泉：平成 21 年度事業報告

そのアンケートを閲覧したところ、「工業研究所に依頼したいこと」という設問の回答として、開放機器の充実について記述されているものがあつた。

- b 開放機器等を利用した企業に対してアンケートを実施している。アンケートをサンプルで閲覧したところ、内容は設備機器等の開放に関するサービスの向上に関するものであつた。

設備機器等の開放について、さらに有効なものとするためには、企業のニーズを調査した結果、企業から要望のあつた設備機器等については、現在開放されていないものについても開放を検討することが望まれる。a の出前キャラバンのアンケートについては、設備機器等開放についての意見があれば詳しく調査し、反映できるものについては反映していくことが望まれる。また、b のアンケートについては、サービス向上についてだけでなく、今後開放してほしい設備機器等についての項目を増やすなどにより内容を充実させ、今後の設備機器等の開放に役立てることが望まれる。【意見】

(イ) 設備機器等の廃棄について

開放されている設備機器等で使用実績が3年間無いものは開放対象から外している。当設備機器等を利用した研究や試験期間も終了し、当研究所での使用見込みがなく、さらに利用の促進を図っても、企業からの利用のニーズがない設備機器等については、保有することにより維持費だけがかかり不経済である。

したがって、開放対象の設備機器等から外すだけでなく、稼働状況の如何によっては廃棄についても検討することが望ましい。【意見】

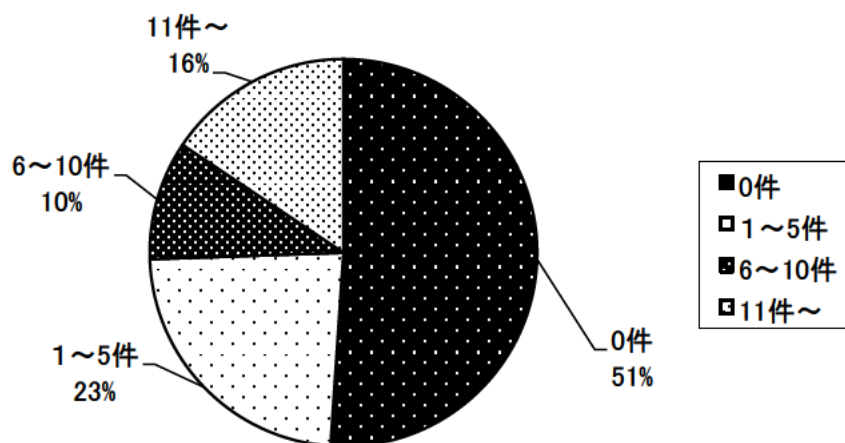
表 4-3-2 工業研究所研究室別、利用件数別の開放機器台数比較

	本所	金属研究室	窯業及び伊賀
利用件数(件)	台数(台)	台数(台)	台数(台)
0件	72	12	24
1～5件	33	11	30
6～10件	14	3	8
11件～	22	5	20
合計(台)	141	31	82

資料源泉：開放機械利用件数一覧表

図 4-3-3 工業研究所(本所)における設備機器等の開放件数ごとの台数(年間)

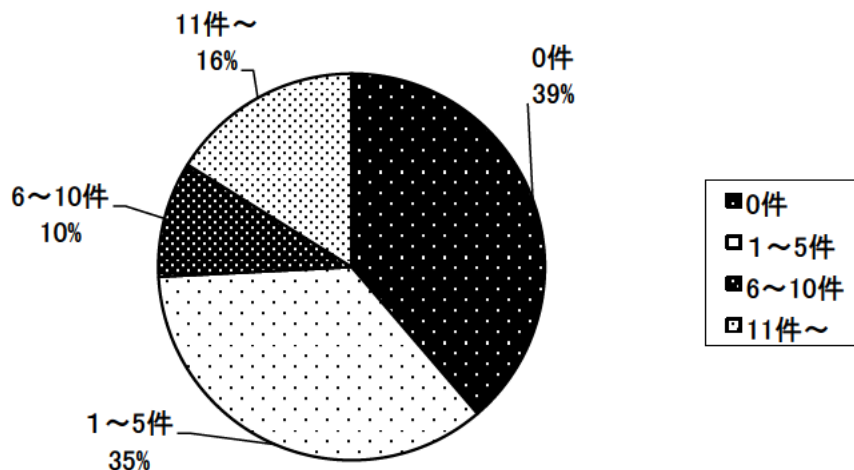
開放機器の利用件数(台)



資料源泉：開放機械利用件数一覧表

図 4-3-4 工業研究所(金属研究室)における設備機器等の開放件数ごとの台数(年間)

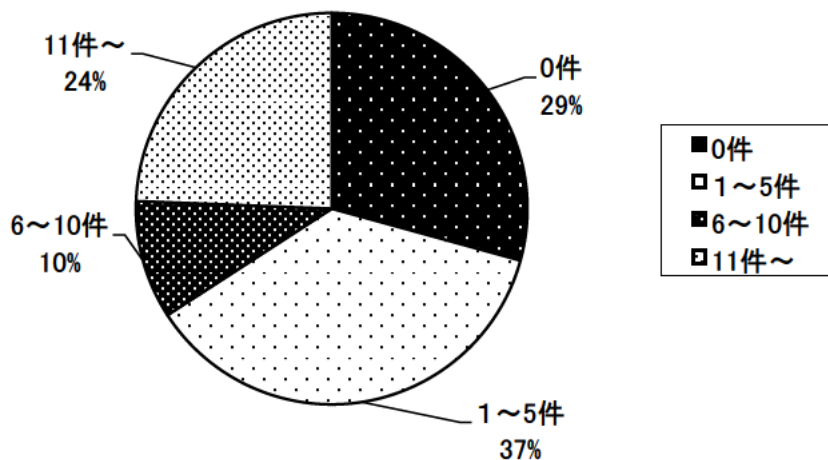
開放機器の利用件数(台)



資料源泉:開放機械利用件数一覧表

図 4-3-5 工業研究所(窯業及び伊賀研究室)における設備機器等の開放件数ごとの台数(年間)

開放機器の利用件数(台)



資料源泉:開放機械利用件数一覧表

(2) 競争的研究プロジェクト受託事業収入について

三重県工業研究所では、競争的研究プロジェクト受託事業に応募し、受託研究を行うことで収入を得ている。競争的研究プロジェクト受託事業については、外部資金にて研究を行える。平成20年度と平成21年度においては、研究所の方針で競争的研究プロジェクト受託事業への応募を積極的に行った。

その結果、当該収入は平成20年度と平成21年度の歳入項目の中で、大きな割合を占めている（図表4-3-6参照）。

平成21年度の競争的研究プロジェクト受託事業収入のうち、サンプルとして「重点地域研究開発推進プログラム（育成研究）—マルチカラーメッセージディスプレイ用高輝度酸化物質蛍光体の研究開発」について契約伺、委託研究契約書、報告書、調定決議書、収納済通知書等の関連資料の閲覧を行い、収入業務（事業や共同研究先の選定過程を含む）が適切に行われているかを検討した。

ア 委託先選定理由の文書化について

「重点地域研究開発推進プログラム（育成研究）—マルチカラーメッセージディスプレイ用高輝度酸化物質蛍光体の研究開発」は科学技術振興機構が募集した競争的研究プロジェクト受託事業である。予算は全額（3年分）で78,000千円、期間は平成20年度から平成22年度である。

当研究については三重県工業研究所のほかに1つの大学と2つの企業が研究に参加している。契約形式としては科学技術振興機構、工業研究所、企業、大学が基本合意書を締結した上で、科学技術振興機構が工業研究所及び企業と直接に委託契約を締結している。大学については、科学技術振興機構と工業研究所との委託契約に基づき三重県が大学に再委託している。

企業と再委託先である大学については、工業研究所が選定を行っているため、その選定理由について担当者に質問したところ、次のとおりであった。

大学については、近隣にありテーマに沿った研究の実績があることであった。企業については、当該研究テーマの目的が現実社会での利用にあり、研究成果についての実証実験が可能な設備と技術を持っていることであった。

このように理由としては納得のできるものであったが、選定過程についての文書が作成されていなかった。

選定過程が残されていない場合、選定先の企業や大学が個人の都合や作為により選定されていても発見されない可能性がある。そのため、特に今回のように委託金額が多額になる場合は、その選定過程について文書を残すことが望ましい。【意見】

表 4-3-6「重点地域研究開発推進プログラム(育成研究)－マルチカラーメッセージディスプレイ用高輝度酸化物質蛍光体の研究開発」に関する委託料(金額単位:千円)

平成 20 年度

委託研究費	委託(中核・企業)			C 大学 (再委託)
	工業研究所	A 社	B 社	(再掲)
直接経費	12,630	0	0	7,370
間接経費	3,789	0	0	2,211
再委託費	9,581	—	—	—
計	26,000	0	0	9,581

注 1)平成 20 年度に関しては、JST と企業との委託契約はない。

平成 21 年度

委託研究費	委託(中核・企業)			C 大学 (再委託)
	工業研究所	A 社	B 社	(再掲)
直接経費	21,560	—	0	980
間接経費	6,478	—	0	294
再委託費	1,274	—	—	—
計	29,312	520	0	1,274

注 2)平成 21 年度に関しては、JST と企業との委託金額の内訳は工業研究所には示されていないため不明。

平成 22 年度

委託研究費	委託(中核・企業)			C 大学 (再委託)
	工業研究所	A 社	B 社	(再掲)
直接経費	11,560	4,250	800	3,440
間接経費	3,468	1,250	200	1,032
再委託費	4,472	—	—	—
計	19,500	5,500	1,000	4,472

注 3)平成 22 年度については、計画金額である。

イ 共同参加企業の選定業務のマニュアル化について

競争的研究プロジェクト受託事業の運営については「競争的研究資金事務処理マニュアル(研究所用)」があるが、共同参加の企業の選定についてはマニュアルに明記されていなかった。当研究所の行う競争的研究プロジェクト受託事業については、金額も多額であり業務も複雑である。業務の適正化を図るため、上記の選定過程の文書化も含め業務全体の流れを洗い出し、応募の決定から報告書の提出までに

必要な手続きをマニュアルに追加することが望ましい。【意見】

表 4-3-7 競争的研究プロジェクト受託事業収入の占める割合

科目	平成 20 年度(円)	構成比	平成 21 年度(円)	構成比
歳入				
県費	102,874,866	51.6%	67,838,915	31.6%
国庫補助金	3,297,400	1.7%	721,000	0.3%
使用料及び手数料	22,065,230	11.1%	21,038,112	9.8%
財産収入	262,650	0.1%	283,250	0.1%
競争的研究プロジェクト受託事業収入	50,697,928	25.4%	77,195,288	36.0%
諸収入	1,986,849	1.0%	24,536,592	11.4%
繰入金	18,377,020	9.2%	23,063,556	10.7%
合計	199,561,943		214,676,713	

資料源泉：収支の状況の表より計算

(3) 知的財産の申請について

知的財産申請中の案件について、管理している台帳を作成していないため、手控えをもとに研究者に内容確認をし、事業報告に記載している。申請中の案件の進捗状況を適切に把握するため、管理台帳を作成することが望まれる。【意見】

(4) 分析試験手数料・機器使用料の改訂について

工業研究所にて実施されている分析試験の手数料および開放されている機器の使用料は3年ごとに再積算が行われ、改訂の要否について議論されている。しかし、平成9年4月1日の改訂以来、平成21年度まで料金改定は行われていない。直近では平成19年度において手数料を再積算し、改訂の要否を検討している。

表 4-3-8 料金の算出方法

<p><分析手数料> (1測定あたり)</p> <p>人件費+印刷製本費+減価償却費+光熱水費+その他(消耗品など)</p> <p>人件費：時間×単価(県統一単価/時間)</p> <p>減価償却費：購入金額×0.9÷耐用年数÷1年当たりの予想稼働時間</p> <p>光熱水費：単価×1日当たりの予想使用量</p> <p><機器使用料> (1時間あたり)</p> <p>減価償却費+水道光熱費+その他経費</p> <p>減価償却費…購入金額×0.9÷耐用年数÷1年当たりの予想稼働時間</p> <p>水道光熱費…単価×1日当たりの予想使用量</p> <p>その他…例) 設備機器使用に必要な消耗品費等の単価×1日当たりの予想使用量</p>
--

図表 4-3-9

(手数料改定に係る積算表 (平成 19 年度作成) の抜粋) (単位: 円)

種別	平成 18 年度 実績(件数)	現行 手数料	積算結果 (消費税込)	倍率
定量分析(原子吸光)	2,288	2,340	32,640	13.95
定量分析(プラズマ発光)			4,300	1.84
定量分析 (これに類するもの)			4,260	1.82
耐力	34	2,340	1,950	0.83
全体(平均)	6,695	4,097	8,603	2.10

図表 4-3-10

(機器使用料改定に係る積算表 (平成 19 年度作成) の抜粋) (単位: 円)

機器名	現行使用料 (注)1	積算結果 (注)2	倍率
高真空ホットプレス装置	1,620	1,480	0.91
近赤外スペクトロフォトメーター	10	320	32.0
全体(平均)	266	296	1.11

(注) 1 : 各試験・機器項目ごとの手数料・使用料を単純に合計し、試験または機器項目数で除したものの。

(注) 2 : 「算出の方法」をもとに積算した各試験、機器項目ごとの手数料、使用料にて、現行と同様の方法で算出したもの。

ア コストを勘案した料金設定について

全体的にコストに比較して手数料・使用料が低いため、手数料については、概算結果を元に経済状況を加味して一律 1.18 倍の値上げ、機器使用料 1.11 倍の値上げを提案しているが、零細企業のコスト負担に対する憂慮もあり、県民ニーズのさらなる分析をもとに再検討することとなり、平成 19 年度においては見直しは 1 年保留された。

零細企業保護目的により料金改定を保留すること自体は否定されるものではない。しかし、上記の通り種別により乖離率は様々であるため、種別間の不公平感を排除するため、一律ではなく乖離率を勘案して料金改定を検討することが望ましい。【意見】

イ 料金改定検討過程の文書化について

さらに、上記アの保留を受けて、翌年は手数料に関する利用者アンケートの結果が添付されていたものの、詳細な検討・議論の経緯は残っておらず、見直しは

しないという決裁のみが添付されていた。平成 20 年度においては、平成 19 年度において問題提起された事項を受けて詳細検討し、その結果をもって判断したという過程を記録するべきであったと思料される。【意見】

ウ 機器使用料の弾力的改訂について

「(1) イ設備機器等の稼働状況について」でも述べたとおり、開放されている設備機器の利用状況が思わしくない。すでに計算上は減価償却を終えた資産については、規程の範囲内で値下げを行い、設備機器の利用促進を図ることが望まれる。【意見】

(5) 生産物売払い価格について

酒類製造用の酵母についても売払いを行っており、平成 21 年度において総額 265 千円の収入を得ているが、売り払い単価については、設定当初（平成 9 年頃および平成 16 年頃）から定期的な見直しは行っていない。酵母についても実勢価格を調査し、定期的な見直しを検討することが望まれる。【意見】

(6) 給与・人事業務について

三重県では、研究所の正規職員の給与等については、県の予算で管理しているため、研究所の会計は、業務補助職員及び嘱託職員が対象となる。そこで、業務補助職員及び嘱託職員の勤怠管理、支払処理の妥当性及び関連資料の確認により、検討を行った。その結果、以下の事項が発見された。

ア 出勤簿の押印漏れについて

業務補助職員及び嘱託職員については、月末に翌月の勤務予定報告を提出するが、補助職員及び各々の所属長の押印及び確認した証跡が全く残っていないものが散見された。勤務予定報告は、研究所内部で完結する資料であるため、押印が義務付けられているわけではないとのことである。しかし、文書をチェックした場合には、所属長が責任を負うという観点から、押印を付す等の証跡を残すことが望ましい。【意見】

イ 休暇残日数の管理について

休暇残日数について、明確に管理した資料が認められなかった。（鉛筆書きで累計日数をメモする程度である。）嘱託職員については変則的な出勤形態であり、休暇残日数の管理が特に煩雑であるため、明瞭な方法で記録することが望ましい。【意見】

なお、平成 22 年度からは、どの研究所においても、業務補助職員及び嘱託職員の勤怠管理はシステム上で行うこととなった。具体的には、下記のように勤怠

管理を行っている。

- ① 日々システムに各職員が入力し、直接上司の承認を得る。承認は、電子決裁により行っている
- ② 所属長が確定処理を行う
- ③ 県の総務事務センターへデータが送られる

以上のことから、平成 22 年度からの勤怠管理方法に関して、特に問題は発見されなかった。

(7) 委託契約事務について

工業研究所では、備品の保守・点検や施設管理業務を中心に外部業者に委託している。そこで、表 4-3-11 に記載した、任意で抽出した契約について、事務手続が契約に関する法令及び規程に準拠していることを確認した。また、委託コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討することとした。その結果、以下の事項が発見された。

表4-3-11 監査で検討した契約一覧

委託業務	契約方法	契約金額 (円)	予定価格 (円)	落札率	入札業者数
ものづくり中小企業支援体制整備緊急雇用創出事業委託(本所)	一般競争入札	6,142,498	11,543,700	53.2%	3
平成 18～21 年度工業研究所空調設備保守管理業務委託(本所)	一般競争入札	12,390,000 (3 年契約総額)	14,427,000 (3 年契約総額)	85.9%	2
液体窒素製造装置の改造委託業務(本所)	単独随意契約 (注 1)	783,300	783,300		
重点地域研究開発推進プログラム再委託研究(本所)	単独随意契約 (注 2)	1,274,000	1,274,000		
平成 19～22 年度窯業研究室総合管理業務委託(窯業)	一般競争入札	6,763,050	6,983,550	96.8%	1
窯業研究室試作棟・調土棟耐震補強計画業務委託(窯業)	指名競争入札	2,163,000	2,616,000	82.7%	11

(注 1) 製造メーカーでないと対応ができないため。他メーカーに依頼を行っても、瑕疵担保上問題が生じるため拒否される(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)。

(注2)大学との共同研究の契約締結時に交わした機密保持契約のため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。

三重県では、契約先を決定する際には、一般競争入札を原則としているが、一部業務について指名競争入札を利用している。指名業者は、県の営繕室保有のリストから、地域要件や「三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」の要件を満たすように抽出している。指名競争入札に関連する業務に関しては、特に問題は発見されなかった。

ア 予定価格算定の根拠について

上記表 4-3-11 について、予定価格算定の根拠資料を確認したところ「液体窒素製造装置の改造委託業務」については、設計書等の根拠資料を確認できなかった。決定方法を確認したところ、事前に業者と業務連絡等をする際に、見積を聞いて、それを予定価格としたとのことであった。しかし、以下の点から根拠資料を残すことが望ましい。

- a 見積書もしくは積算書類を作成・添付することで算定根拠を整理することができる上、予定価格の妥当性も保たれる
- b 次回に同様の契約をする際にも参考になり効率的な入札を行うことができる

したがって、金額が電話による問い合わせの場合も、問い合わせた業者や簡単な明細を記載した書類を残すことが望ましい。【意見】

イ 予定価格の算定における経済面への考慮について

予定価格及び契約金額の推移状況について検討したところ、委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであった。

しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。予定価格が流動的になれば、契約金額も流動的となり、経済面をより考慮した契約業務を行うことができると考えられる。【意見】

ウ 発注規模の見直しについて

上記表 4-3-11 の「平成 19～22 年度窯業研究室総合管理業務委託（窯業）」に関して、本所の企画調整課担当者によると、当該業務は、清掃・消防設備保守業務であり、特殊なノウハウや技術が要求される業務とはいえませんが、1 者しか応じない要因は分からないとのことである。入札時の地域要件は、三重県全域とし

ており、特段要件を厳しくしているわけではない。

そこで、対応策として発注規模を見直すことが考えられる。設計書によると、業務の構成は、表 4-3-12 のようになっている。例えば、清掃（①②⑥）、除草（③④）、保守（⑤）のように発注規模を細分化することが一案ではないかと考える。

【意見】

なお、下記契約は分室の業務であるが、契約手続きは全て本所にて行っているため、本所欄にて記載をした。

表 4-3-12 窯業研究室総合管理業務の内訳

	数量(回)	単価(円)	金額(円)
① 本館定期清掃業務	156	14,212	2,217,072
② 本館内部清掃業務	12	125,000	1,500,000
③ 除草・草刈等業務	6	250,000	1,500,000
④ 樹木剪定	3	214,285	642,855
⑤ 消防用設備保守点検業務	6	61,904	371,424
⑥ 側溝清掃	6	70,000	420,000
合計(注1)			6,651,351

(注 1) 合計金額を千円未満切り捨てた金額に 1.05 を乗じた金額が予定価格となる。したがって、表 4-3-12 にあるように、 $6,651,000 \times 1.05 = 6,983,550$ 円となる。

(8) 研究課題の評価と予算の関連性について

現状、研究課題の中間評価に応じて予算が変動することはないとのことであるが、研究者のモチベーションを上げるためにも、中間評価の良かったものは、予算を増やす等の工夫を行ってもよいのではないかと考える。【意見】

(9) 備品の管理について

備品の管理状況について職員に対し、質問を行った。

さらに、備品台帳と現物の整合性につき、備品台帳からサンプルを抽出する方法と現物からサンプルを抽出する方法の両面から検証する手続を行った。その結果、以下の事項が発見された。

ア 現物実査

(ア) 廃棄済みの備品の台帳除外漏れ

備品について、備品台帳からサンプルを抽出し実査を行ったところ、中央棟 1 階のパーソナルコンピュータ (NECPC9821NR13/D10、平成 13 年 4 月 2 日受入) が平成 21 年度 12 月、既に現物が廃棄されていたにもかかわらず、廃棄時に必

要な手続である、物品返納書、物品不要決定・分類換決議書及び処分決議書の作成・決裁がなされておらず、往査時点（監査日平成 22 年 8 月 9 日時点）で備品台帳に記載されたままであった。廃棄を備品台帳に漏れなく正確に反映させるため、廃棄時には現物と必要な文書の照合を行うことを徹底すべきである。

【結果】

(イ) 備品台帳への記載漏れ

現在実際に使用されているディープフリーザー(写真 4-3-11、12)について、備品シールは添付されていたが、備品一覧に記載されていなかった。これは、同機器については平成 14 年度に更新計画があり、機器の性能、今後の使用見込み、保管スペース、修理部品が今後無くなっていく状況等を考慮し、担当者から事務担当に廃棄する旨連絡があり、これを受けて、平成 14 年 7 月 15 日付けで物品返納、分類替え、不要決定を財務システム上で行ったが、その後、研究内容の変更等があり同機器を継続して使用することとなった。しかし、その旨が伝えられていなかったため「データ上は廃棄処理されたが、現物は残った」ままとなっていたものである。

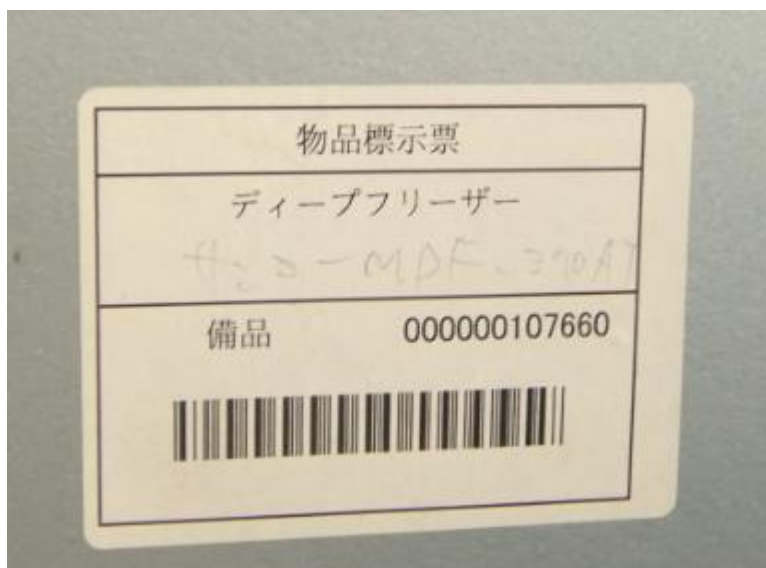
なお、備品シールの作成（再印刷）は、システム上で登録されていないとできないとのことである。

経緯はどうあれ備品の不正な転用防止の観点から、廃棄処理手続きをした備品が、間違いなく廃棄処理されたことの確認を徹底すべきである。【結果】

(写真 4-3-13)



(写真 4-3-14)



(ウ) 備品シールの添付漏れ

備品シールを添付し忘れた保温測定装置（写真 4-3-15）、遠心分離機（写真 4-3-16）が発見された。

備品シールの添付は、備品の網羅的な管理を目的としており、一部の高温になるなど備品シールを物理的に添付できない備品を除き、添付されるべきものである。また当該シールが添付されているということは正規の手続を経て購入されたものであるという証明でもある。

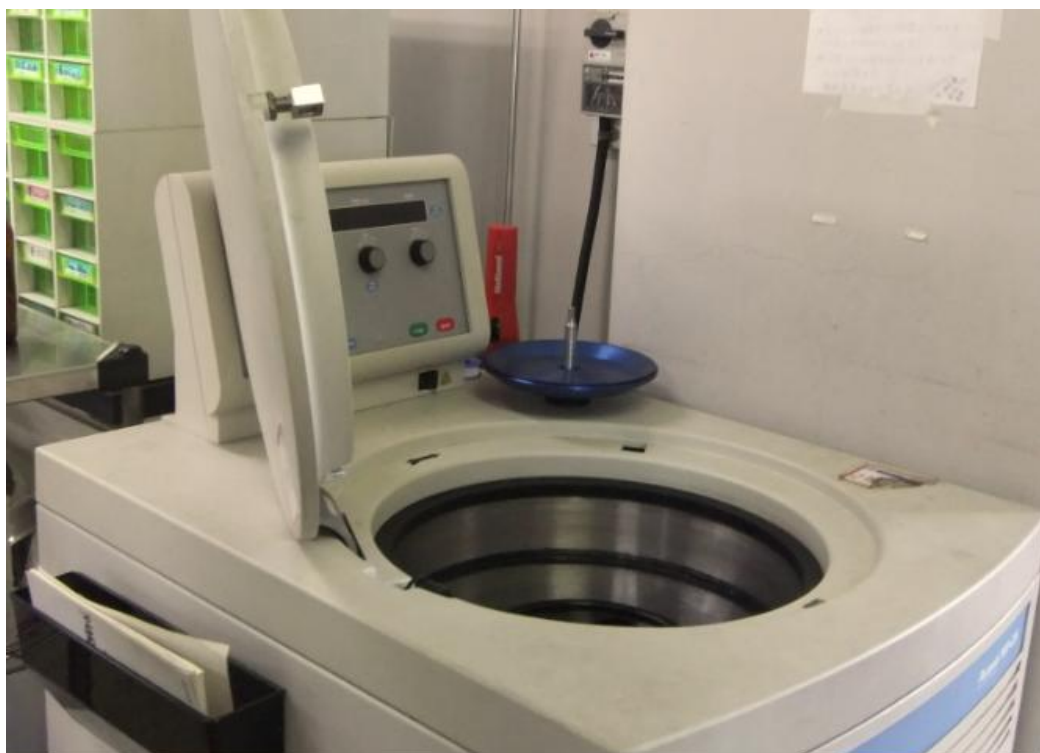
備品シールの添付漏れは毎年適切に現物と台帳の照合が行われていれば本来は発見される事項であり、このような状況では毎年適切に棚卸が行われているかが疑問とされる。備品の現物照合の際、現物の有無を確かめると共に、備品シールの添付を確かめた上で台帳と付け合わせることを徹底すべきである。

【結果】

（写真 4-3-15）



(写真 4-3-16)



(エ) 廃棄予定の物品について

既に使用されておらず、今後も使用見込みのないコンピュータ(写真 4-3-17) および、使用見込みのない備品数点(写真 4-3-18)が台帳に記載されているこ

とが発見された。

使用見込みのない備品に関しては、仮に現在の担当者がその内容と経緯を把握していたとしても、その記録が残されていないならば、担当者が変わってしまった場合、使用可能性の有無及び廃棄予定か否かが分からなくなってしまい、処分されずに放置されてしまう可能性がある。

三重県では、使用しなくなった備品を「リサイクルセンター」へ搬入し、県の組織内で有効利用する、という有意義な取組を行っている。しかし、このような状況下では、当該取組が形骸化してしまうおそれがある。

長期間使用されないまま保管することなく、適時有効な処分を行うためには、当該備品が機能的に利用可能か又は廃棄すべきか否かについて、実査を通じて把握し、これを記録しておくことが望ましい。【意見】

(写真 4-3-17)



(写真 4-3-18)



(10) 薬品の管理状況について

薬品が「三重県工業研究所毒物劇物等管理規定」に沿って管理され、定期的の実査・報告されているかを、毒物（劇物）保管量調査報告書及び薬品受払簿を閲覧す

ることで確認した。また、現物の保管状況を視察し、サンプルにて薬品受払簿と実際の数量が合致していることを確認した。その結果、以下のような事項が発見された。

ア 研究室のセキュリティについて

研究室のセキュリティ状況についての現場視察及び職員への質問を行った。

その結果、薬品を管理する部屋については、管理棚の施錠はなされていたが、日中は職員の出入りがあるため、部屋の施錠がされていない。日中は研究室に人がおり、夜間は警備会社に管理を委託しているとのことから職員は管理上安全と考えている。しかし、現場視察をしたところ、人の出入りがない研究室も、日中は棟の入り口および部屋が開放されていた。このような状況下であると、薬品棚の施錠を怠ってしまった場合、持ち出し・盗難のおそれがある。

したがって、薬品を保管する部屋については、使用していない場合は施錠することが望ましい。【意見】

(金属研究室)

(1) 領収書の連番管理について

ア 領収書の連番漏れについて

領収書綴りを閲覧したところ、領収書の連番漏れ(平成22年度8月分No.2244)が発見された。職員へ質問をしたところ、担当者が領収書を書き損じたが、当該部分を廃棄してしまったため連番が続いていないとのことである。

イ 領収書の連番重複について

領収書について、平成22年3月17日分と平成22年3月18日の別の取引であるにもかかわらず、重複した番号(No.2533)で領収書が作成されていた。上記のような事象は、連番の記入が「領収書の内容を記入してから連番を打つ」といった後付作業になっているために生じたとのことである。

ア、イいずれも共通であるが、そもそも領収書に連番を付す意味は網羅的に収入を把握しているか検証し、収入金の不正流用を防止することにある。これを念頭において、収入と領収書金額の合計額の一致を定期的にチェックすべきである。また、書き損じについても、領収書にマークを付す、控えとともにホチキス止めするなどの方法により使用不能な状態にしておくことが必要である。

また、領収書はシステム上、現金日計表及び歳入の金額を入力するため重要な原始証憑となっているため、現状の運用状況は早期に改善されるべきである。【結果】

(2) 建物の防火対策について

備品の管理状況について職員に対し、質問を行った。

さらに、備品台帳と現物の整合性につき、備品台帳からサンプルを抽出する方法と現物からサンプルを抽出する方法の両面から検証する手続を行った。その結果、以下の事項が発見された。

抽出したサンプルのうち、金属試験室実験棟にある高周波誘導電気炉については現在使用されていなかった(写真4-3-19)。担当者に質問したところ、この装置は大量の電気を流して高熱を発生させ金属を融解させる機械であり、以前は使用していたが現在は動作が不安定であるため、使用していないとのことであった。

金属試験室実験棟には同様の金属を融解するための機器が多く見受けられたが、棟の火災等への対応としては消火器が1つあるだけであった。

研究所自体では付保等を決定する権限がないということを経験すると、県自体が金属溶解に伴う火災等の危険度を把握し、防火対策を行うのが望ましい。【意見】

(写真4-3-19)



(3) 公有資産台帳と登記簿の整合性について

公有資産台帳からサンプルとして抽出した土地につき、登記簿謄本により公有資産台帳と登記事項との整合性を確認した。

ア 地目の相違について

現況地目は宅地であるにもかかわらず、登記簿上の地目が雑種地となっていた。地目の変更は不動産登記法第37条1項より、「地目又は地積について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から1月以内に、当該地目又は地積に関する変更の登記を申請しなければならない。」と定められている。

登記簿上の地目変更を行うには経費が必要であるが、実態と台帳が乖離しているのは好ましい状況ではないため、改善を検討することが望まれる。【意見】

イ 地積の相違について

大字志知字西山(地番208)について、登記簿上の地積は7,752㎡であったが、台帳上取得時公簿面積は7,599㎡となっていた。しかし、登記簿によれば錯誤により、平成22年3月23日に7,752㎡に地積が変更されている。台帳に記入すべき面積は県規則によれば実測面積であるが、これも公簿面積と同様、7,599㎡と

なっていた。台帳で管理されているデータと実物が乖離してしまうのでは、台帳管理の趣旨が形骸化してしまうため、早期に適切な数値に修正すべきである。【結果】

(4) 毒物と劇物の管理について

「三重県工業研究所毒物劇物等管理規定」に沿って管理され、定期的の実査・報告されているかを、毒物（劇物）保管量調査報告書や毒物（劇物）使用簿を閲覧することで確認した。また、現物の保管状況を視察し、サンプルにて毒物（劇物）使用簿と実際の数量が合致していることを確認した。

その結果、以下のような事項が発見された。

ア 耐震について

薬品庫の毒劇物の保管状況について確認したところ、薬品庫の「薬品棚」については耐震対策がなされていたが、薬品庫の「薬品棚」以外の棚については耐震対策がなされていないことが判明した。「薬品棚」以外の棚にも医薬品外劇物や薄めた塩酸等が置いてある。毒劇物管理者は耐震の重要性を認識しており、その棚の危険性を認識しているが、具体的な耐震対策ができていない状況である。

「三重県工業研究所毒物劇物等管理規定第 5 条」の毒物管理者及び劇物管理者の責務についての規定にて、毒劇物管理者が毒劇物の安全管理について責任を負うことが規定されている。したがって、少なくとも紐等で固定するなど応急処置を棚に行うことが望ましい。【意見】

イ 毒劇物の現物実査

毒劇物について毒物（劇物）使用簿より各 3 件サンプルを抽出し、受払簿と実際の保有量の一致を確認した。

(ア) 毒劇物の処分について

数量については小数点未満の僅差（気化や膨張によるもの）はあったが、概ね毒物（劇物）使用簿と実際の数量は一致していた。しかし、実査対象の劇物で平成 19 年 4 月より全く使用されていないものがあった（写真 4-3-20）。担当の職員に使用予定を確認したところ、老朽化しており試験に使用できる状態ではないとの回答を得た。不要な毒物（劇物）により薬品棚のスペースが狭められてしまうと、必要な薬品が置けなくなってしまう。また、毒物（劇物）は人体に危険を及ぼす可能性のあるものであり、盗難や事故のリスクがある。

したがって、不要なものについては処分対象とし適時処分することが望ましい。【意見】

写真 4-3-20



(イ) 保管量調査報告書の数量について

当研究所では、定期的に毒劇物の保管量を計り、保管量調査報告書の形で所長に報告している（三重県工業研究所毒物劇物等管理規定にて規定）。平成 22 年 8 月 31 日の保管量調査報告書の数量より数件のサンプルを抽出し、実際に計量した結果と報告書の数量の一致を確認したところ（平成 22 年 9 月 1 日に実施）、無水クロム酸について報告書には 639g と記載されていたが、実際の計量結果は 644g であった。差異の理由を質問したところ、無水クロムは吸水性の薬品であるため、厳重に保管していても徐々に数量が増加するとのことであった。数量の増加自体は納得できる理由であったが、報告書に数量の増加が反映されていないのは問題である。劇物使用簿を確認したところ、最終使用日（平成 19 年 4 月 19 日の時点）の数量と報告書の数量が全く同じであった。担当者に理由を確認したところ、定期報告の際に実際の数量を計量してはいるが、実際の数量を記載せず、劇物使用簿の最終使用日時点の数量をそのまま報告書に転記しているとのことであった。

定期的に実査結果を所長に報告するのは、分室の毒劇物の管理状況に問題がないことを所長が確認するためである。これではなんらかの要因で減少（増加）していた場合でも報告書には記載されないため、管理状況の実態が伝わらず報告する意味が薄れてしまう。本所では保管量調査報告書に実際の数量を記載し、備考に増減理由を記載しており、金属研究室においても同様の対応が望まれる。

また、本所によって報告書に関する詳細な理解はなされていなかったとのことであるが、分室は人員も少なく、県の担当部局の目も届きにくいことから、本所において他の分室を管理する必要がある。その管理体制について強化を行うことが望ましい。【意見】

4. 農業研究所

(本所)

(1) 委託契約事務について

農業研究所では、備品の保守・点検や施設管理業務を中心に外部業者に委託している。そこで、表4-4-1に記載した、任意で抽出した契約について、事務手続が契約に関する法令及び規程に準拠していることを確認した。委託コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討した。

その結果、以下の事項が発見された。

表4-4-1 監査で検討した契約一覧

委託業務	契約方法	契約金額(円)	予定価格 (円)	落札率	入札業者数
新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業委託(本所)	単独随意契約 (注1)	7,500,000	7,500,000		
農業研究所茶業研究室ほ場茶木抜根及び耕作土改良業務委託(茶業研究室)	一般競争入札	1,312,500	1,417,500	92.6%	4
農業研究所・畜産研究所外清掃業務委託(本所) (注2)	一般競争入札	9,828,000 (3年契約総額)	17,672,130 (3年契約総額)	55.6%	3
農業研究所等自家用電気工作物保安管理業務委託(本所)	一般競争入札	3,987,900 (3年契約総額)	3,987,900 (3年契約総額)	100.0%	1
伊賀農業研究室果樹園等一般管理作業委託(伊賀)	一般競争入札	1,974,000	2,142,105	92.2%	2

(注1) 国から提供される競争的研究資金に基づいて行われている業務である。三重県が中核機関として、予算の割当を受け、共同研究機関に配分した。そのため、随意契約という形になっている(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。なお、上記金額は、従属した機関の1つに係るものである。

(注2) 農業研究所の名前で申請。畜産研究所が負担すべき費用を見積所要時間などをもとに按分している。

ア 単価契約の契約方法について

農業研究所では、灯油・A重油料金やプロパンガス料金に関して、単価契約を

結んでいる。単価契約の場合、通常、物価の変動を考慮して、数か月単位で契約を締結している。ただし、プロパンガス料金については、1年契約となっている。

1年契約の場合、契約に物価変動が適切に反映されているとは言い切れないため、契約期間を改めることが望ましい。

なお、この問題に関して、出納局から契約期間の見直しを要求されているため、来年度は半年に一度契約を更新する予定である。【意見】

イ 1者応札の契約に関する取扱について

一般競争入札の結果、1者応札となった契約について考えられる理由を企画調整課担当者に対する質問により確認したところ、自家用電気工作物の電気保安に関する業務を受託できる県内の業者は、限定されてしまうとのことであった。現行では、県の通知（平成21年3月31日付け出納第04-107号「一般競争入札における1者入札の扱いについて（通知）」）に基づいて、予定価格500万円以上のものについては、入札審査会を開催するように定められているので、契約方法の妥当性の確認や要因分析を行っている。しかし、表4-4-1で挙げた業務に限らず、一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりしている業務が多いのが現状である。

そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のa及びbは入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、cは、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。

現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。【意見】

a 品質の向上と入札参加範囲の両立できる範囲内での入札参加条件の緩和が考えられる。入札参加範囲とは、例えば、過去に業務を請け負った業者に限定しない、といったことである。具体的にどの業務が過去実績を要求しているかは検討していないが、契約関連書類の綴りを閲覧したところ、過去の実績を要求している業務が発見された。

b 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。現在、アンケート等の入札参加者を増やすための工夫は特にしていないとのことである。そこで、例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。

- ① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか
- ② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由

③ 現行制度の不満点はあるか

なお、②については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加できなかったという理由は除く必要がある。

c 特殊な技術やノウハウが要求される業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく、随意契約への変更が考えられる。この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断する必要がある。例えば、1 者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、每期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに気を付ける必要がある。

- ① 契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。現状、契約に関する会議において、議事録は特に要求されていない。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する
- ② 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する

ウ 予定価格の算定における経済面への考慮について

予定価格及び契約金額の推移状況について検討したところ、委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであった。しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。予定価格が流動的になれば、契約金額も流動的となり、経済面をより考慮した契約業務を行うことができると考えられる。【意見】

(2) 生産物の販売収入について

農業研究所では、研究所において栽培した農産物の販売を行っている。そこで、事務手続が適切か、価格設定が適切かどうかを、規程などの関連資料の確認及び担当者へのヒアリングを通じて行った。その結果、以下の事項が発見された。

ア 生産物の払い下げ基本価格の設定について

農業研究所においては、生産物について秀品・優品・良品に選別した上で過年度の販売単価の平均値や市場価格等に基づき販売価格を決定することとしている。この販売価格の決定に当たっては、払い下げ価格の伺いを起案し所長の承認

を得て決定している。ただし、関連する販売価格の決定方法を定めた規定は存在しない。

しかし、今年度の生産物の販売状況の確認を実施したところ、「いちご」について良品に品質が満たないものについても低料金にて別途販売の対象としているが、決裁伺いによる承認の対象に含まれていなかった。

販売価格の適切性を担保するため、良品に満たない品物についても販売価格について決裁による承認を得ることが望ましい。

また、決裁伺いについては回覧されているとのことであり、販売価格が修正された場合については回覧により把握しているとのことであるが、販売価格が常に最新であることを担保することや販売価格の更新が適宜適切に実施されていることを確認できるようにするためにも、販売価格の一覧表を作成するとともに、更新日を記入するような形で一覧表を作成することが望ましい。【意見】

(3) 情報管理に関する研究所固有の取り組みについて

農業研究所においては固有の研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを行うためのマニュアル等は現状作成されておらず、一般的な県の情報の取扱いに関するルールを順守することを原則としている。

研究・調査データ等研究そのものの機密保持については個々の研究所の実態に応じて管理状況が異なるため、情報の管理体制や教育研修に関する事項など研究所単位で特有な部分についてはより詳細な管理ルールの策定を行うことが望ましい。【意見】

(4) 備品購入費について

平成 21 年度に支出した備品購入費について支出事務が適正に実施されていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確かめるため、決裁書、見積書、契約書（請書）、支出負担行為（整理）書、支出負担行為整理兼支出命令書、請求書、納品書等を照合し内容を検討した結果、以下の事項が発見された。なお、サンプルにて任意に抽出した 2 件を検討対象としている。

備品購入費については支出 5 万円未満については簡易伺、5 万円以上については物品発注仕様伺いにより担当課長の決裁を取っている。また、500 万円以上の支出については仕様伺を作成し所長決裁を取っている。2 件のサンプルについては金額に応じて伺書が作成されていたが伺書の様式は以下の点で適切とは言えなかった。

5 万円以上 500 万円未満の伺については決裁日が様式上記載する箇所がなかった。備品購入の決裁については、担当者の発注ミスや計画外の発注を防ぐためにも事前承認が必須である。しかし、決裁日が無いと決裁の時点が客観的に分からない。その結果、事後承認が横行する要因となってしまう。

したがって、決裁日を記載する箇所を設けるか押印の下に決裁日を記載し、決裁時点を明らかにすることが望ましい。【意見】

(5) 請負工事費について

平成 21 年度に支出した工事請負工事費 1 件について支出事務が適正に実施されていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確かめるため、決裁書、見積書、契約書（請書）、支出負担行為（整理）書、支出負担行為兼支出命令書、請求書、納品書等を照合し内容を検討した。一連の証憑については整合していたが、以下の事項が発見された。

サンプルの請負工事の予定価格については、当該解体工事にかかる費用の見積もり額の設計を E 社に委託し、その金額をそのまま予定価格としているが、その金額の妥当性に疑問が生じる。なぜなら、図表 4-4-3 の通り 15 社中 14 社（うち 1 社は入札書の様式が「三重県会計規則」第 68 条に則ったものではなく、三重県の「入札心得」2 (7) の無効要件に該当したため無効）について予定価格を基に算定された最低制限価格※を下回っており、結局、入札に参加できたのは一番高い入札価格を提示した 1 社のみであったためである。最低制限価格については「三重県発注の公共工事に係る最低制限価格の運用」にて定められた計算方法にて計算されている。

予定価格は落札決定するかの基準となる数値であり、その適正化は入札の競争性や経済性を確保するためには重要となる。予定価格は、「予算の範囲内で、契約の目的になるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする」ものであり（「三重県会計規則運用方針」より）、その定義に則って積算を行うよう定められている。予定価格が不当に高すぎると落札価格止まりし、参加業者の経費削減努力が損なわれるとともに、予定価格の漏洩の疑いが生じてしまう。また、不当に低すぎると入札が成立せず、再入札になり、余分な経費がかかってしまう。

したがって、工事の設計については数社の見積書を取る等、設計額の妥当性を評価することが望ましい。【意見】

※最低制限価格の算定（三重県の「公共工事に係る最低制限価格の運用について【解体工事】」より）

- ・ 計算式…最低制限価格={直接工事費×90%×0.95+共通仮設費×0.9+(直接工事費×10%+現場管理費)×0.7+一般管理費×0.3}×1.05
- ・ 実際計算結果…15,792,000 円={15,191,230 円×90%×0.95+296,000 円×0.9+(15,191,230×10%+309,000 円)×0.7+1,698,000 円×0.3}×1.05

注) 1.05 を乗じる前の数値を万円未満切り捨てする。

図表 4-4-2

支出科目名	契約方法	契約金額 (円)	予定価格 (円)	落札率	入札業者数
工事請負費	一般競争入札	15,844,500	18,368,941	86.3%	15(ただし 13)

			(上限) 15,792,000 (下減)	社失格、1社 無効)
--	--	--	----------------------------	---------------

資料源泉：収支の状況の表より計算

図表 4-4-3

入札業者	入札額(円)	備考
A社	15,030,000	失格
B社	無効	
C社	14,720,000	失格
D社	15,030,000	失格
E社	15,030,000	失格
F社	15,020,000	失格
G社	14,920,000	失格
H社	15,090,000	入札
I社	14,760,000	失格
J社	14,770,000	失格
K社	14,870,000	失格
L社	14,780,000	失格
M社	14,770,000	失格
N社	14,970,000	失格
O社	15,030,000	失格

資料源泉：入札結果調書

(6) 指定管理薬品（農薬物及び毒劇物）の管理について

指定管理薬品が「三重県農業研究所薬品管理規程」に沿って管理され、定期的の実査・報告されているかについて検証するため、毒物（劇物）保管量調査報告書及び薬品受払簿を閲覧し確認した。また現物の保管状況を視察するとともに、監査人立会のもと、抽出したサンプルの実際残高を計量し、受払簿上の残高と一致するかについて確かめた。その結果、以下の事項が発見された。

ア 農薬の受払簿の運用状況について

(ア) 使用履歴の受払簿への記載漏れ

農薬についてその保管状況を視察するとともに、受払簿からサンプルとして抽出した農薬について、監査人立会のもと、実際保有量を計量し、研究所作成の受払簿との一致を確かめた。

その結果、園芸研究課倉庫内農薬庫にあるオンコル粒剤（劇物）について受払簿記載の残高（1,350g）と実際残高（1,165.5g）が異なっていた。また、ロ

ディ乳剤（劇物）についても受払簿記載の残高（92g）と実際残高（86.3g）が異なっていた。職員に質問したところ、作業時に作業員が使用量を記載する使用メモから受払簿への転記もれにより発生したとのことである。

同様に、バイテク棟の薬品実査を行ったところ、酢酸（消防法上の危険物）について、受払簿記載の残高（536.2g）と実際残高（534.0g）が異なっていた。これは使用した職員による受払簿の記入が随時行われなかったことによる。

受払簿は使用権限がある者が研究に必要な薬品を使用したことを証明する機能及び、盗難等による薬品の不正利用が発生していないかを定期的にモニタリングできる機能を持っている。特に毒劇物等は外部の者が持ち出した場合、少量でも非常に危険な影響をもたらす可能性がある。したがって、受払簿の管理運用は徹底されるべきである。【結果】

（イ）使用期限の過ぎた薬品の処分について

有効期限の切れたアグロスリン（有効期限：2008年、農業工学実験棟内に保管）及び、使用期限の切れたサイコセル（有効期限：2006年、農薬庫内に保管）が発見された。アグロスリン及びサイコセルは劇物に該当する薬品である。

使用期限の過ぎた薬品や、使用していない薬品の処分について検討はしているが、処分費用もかかるため、処分は行っていないとのことであった。また、農薬の登録試験を行うなど外部に出荷しない試験用（非食用）の農作物については、使用期限が切れたものを使っても法的に問題はないことから、有効利用をしているとのことである。

しかし、農薬の使い残しなどにより、有効期限が過ぎてしまった残農薬は十分な効果が得られないことが考えられる。農薬の容器を含め、適正な処分は農薬使用者の責務であり、本来は使用せずに産業廃棄物として速やかに処分することが望ましい。また、処分を行った農薬については、研究室としての適正在庫量を検討し、今後処分在庫がでないよう必要最小限の購入に努めることが望ましい。【意見】

（7）備品の管理について

備品の管理状況について職員に対し、質問を行った。

さらに、備品台帳と現物の整合性につき、備品台帳からサンプルを抽出する方法と現物からサンプルを抽出する方法の両面から検証する手続を行った。その結果、以下の事項が発見された。

ア 備品登録のされていないパソコンについて

備品について備品台帳からサンプルを抽出し、実査を行った。その結果、水稻育種実験棟において、破棄予定であるが備品台帳への登録も廃棄手続もなされて

いないパソコンが発見された。(写真 4-4-4) このような状況では不正に持ち出し、転売を行っても気付くことができない。

また、県では「みえ・グリーン購入基本指針」に基づき、備品の不要決定を行う前に県指定の電子掲示板に掲載し、他の所属への保管移転又はリサイクルセンターへの搬入（出納局への搬入）を決め、備品の長期使用に努めているが、このような状況ではこれらの有意義な試みが形骸化してしまう。事実関係の確認を行い、登録ないしは廃棄すべきである。【結果】

(写真 4-4-4)



イ 廃棄予定の物品について

実查を進めていく過程で、備品台帳に記載されているが、既に使用されておらず廃棄予定であるという説明を受けた物品が散見された。

管理担当者は廃棄予定物品として把握しているにもかかわらず、台帳上はその旨を記載していない。担当者が変わってしまえば、廃棄予定か否か分からなくなってしまい、処分されずに放置されてしまう可能性がある。

三重県では、アに記載のとおり使用しなくなった備品を「リサイクルセンター」へ搬入し、県の組織内で有効利用する、という有意義な取組を行っている。

しかし、このような状況下では当該取組が形骸化してしまうおそれがある。

長期間使用されないまま保管することなく、適時有効な処分を行うためには、当該備品が機能的に利用可能か又は廃棄すべきか否かについて、実査を通じて把握し、これを記録しておくことが望ましい。【意見】

(8) 連番管理されていない生産物売却時の領収書

平成 21 年度の領収書綴りの管理状況について、職員への質問及び領収書つづりの閲覧を実施した。

農業研究所では、トマト等の農産物を販売した際、その袋に付した半券（金額・日付が記載された簡便なもの）が領収書として保管されている。しかし、この領収書は連番管理がされていない。したがって、売上収入が網羅的に歳入となっているか否かについて事後的に確かめることができない状況にある。

職員に質問したところ、「これまで売却額の不正受領といった事象は知りうる限りでは発生しておらず、販売個数も少ないため、領収書の連番管理の必要性は乏しいと感じている」とのことである。

しかし、現在は領収書、生産者である園芸課の職員が記載するメモ票及び歳入の原資証憑となる生産物報告書についての照合を行っておらず、仮に生産物報告書の紛失、ないしは意図的な廃棄により、正確な金額が歳入として計上されていなかったとしても、見逃されるおそれがある。

したがって、領収書、生産物報告書については連番管理した上で、財務システムへの入力前に照合し、網羅的に歳入計上されているか検証することが望ましい。【意見】

(9) 公有資産台帳と登記簿の整合性について

公有資産台帳からサンプルとして抽出した土地につき、登記簿謄本により公有資産台帳と登記事項との整合性を確認した。

その結果、土地の現況地目が雑種地であるにもかかわらず、登記簿上の地目は畑となっていた。地目の変更は不動産登記法第 37 条 1 項より、「地目又は地積について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から 1 月以内に、当該地目又は地積に関する変更の登記を申請しなければならない。」と定められている。

登記簿上の地目変更をするには数万円の費用が必要であるが、今後当該費用等を勘案し検討することが望ましい。【意見】

(茶業研究室)

(1) 薬品の管理状況について

毒劇物等及び農薬が「三重県農業研究所薬品管理規程」に沿って管理され、定期

的に実査・報告されているかについて検証するため、毒物（劇物）保管量調査報告書及び薬品受払簿を閲覧した。また現物の保管状況を視察するとともに、薬品受払簿から任意に抽出したサンプルについて、帳簿残高と実際残高が一致しているかを確かめた。その結果、以下の事項が発見された。

ア 薬品棚の鍵の管理について

薬品庫について、薬品を保管する部屋の鍵の保管は適切になされていたが、薬品棚の鍵は、同じ部屋の一室の棚に無造作にしまわれているだけであった。薬品管理規程第5条（薬品の保管）において、「保管庫または貯蔵所は常時施錠し、保管庫の鍵は薬品副管理者または予め副管理者が指定する管理担当者が保管管理する。」とあるように、鍵は管理者が保管すべきである。【結果】

イ 農薬の受払簿の管理について

農薬の受払簿の運用状況を含む、管理状況を視察した。農薬に関しては、三重県農業研究所薬品管理規程（以下「薬品管理規程」とする。）第2条（定義）で「農薬取締法に規定する「農薬」（天敵及び特定農薬を除く）」と定義され、農薬は天敵（＝殺虫剤等）等、一部を除いて指定管理薬品に該当する。

薬品管理規程第6条の3においては、「指定管理薬品を使用した場合には指定管理薬品受払簿」に記入し、薬品管理者の確認を受けるものとする。」と規定されている。しかし、農薬受払簿を閲覧したところ、平成22年の6月まで上席者の押印がなかった。

この理由について職員に対して質問したところ、受払簿は作成していたが、上席者への報告は口頭でのみ実施されていたとのことであった。

毒劇物以外の指定管理薬品についても、口頭のみでなく文書での報告を得ることが必要である。【結果】

ウ 実地棚卸の記録について

三重県農業研究所薬品管理規程において、指定管理薬品（毒物、劇物等）は、年2回の実地棚卸（9月及び3月）を行うこと（第7条）が規定されている。「危険物受払簿・毒劇物受払簿」をレビューしたところ、平成10年度から平成21年9月9日の間、実地数量が確認された形跡がなかった。平成21年3月期の状況を質問したところ、実地棚卸自体は実施したが帳簿に記録はせず、口頭による確認のみであった。劇物・毒物については、流用し悪用される危険性が特に高いため、厳格な管理が必要である。規程に従い棚卸を実施し、その証跡を記録する必要がある。【結果】

エ 毒物、劇物使用についての事前承認

「三重県農業研究所薬品管理規程」によると「毒物及び劇物取締法」第2条1項に明記されている毒物とポリ塩化ビフェニルについては使用に事前承認が必要であるが、承認が口頭ベースである。

危険性の高い毒物、劇物の事前承認については、誤使用や不正使用を牽制・防止する意味で事前承認が必要である。しかし口頭ベースでは承認があったか客観的に確認できないため、事後承認が横行する要因になってしまう。したがって、承認日付と承認印の押印を徹底することが望まれる。【意見】

オ 廃棄予定の農薬について

農薬管理状況を視察し担当研究室に管理状況について質問をしたところ、農薬保管庫（鍵のかかる保管庫）にあった数種類の廃棄予定の農薬について、数量管理対象から除外しているとのことであった（写真 4-4-5）。ただし、廃棄予定であってもパダン水溶液（12本）については管理簿に記載されている。したがって、管理簿にて管理されているものとされていないものがあり、管理方法が統一されていないと言える。廃棄予定の農薬は、平成22年度よりパソコン上でデータ管理を行うようになったため、それを機に整理を行った結果生じたものであるが、廃棄予定月は平成22年11月と廃棄まで期間がある。

たとえ、廃棄予定のものであっても、農薬類は盗難・流用・不正使用の危険もあり、またその毒性から流用された場合の社会的影響が大きいため、実際に廃棄が行われるまで帳簿管理を継続するように管理方法を統一し、厳密に管理すべきである。【結果】

写真 4-4-5



カ 薬品保管庫・農薬保管庫の鍵の保管について

薬品保管庫・農薬保管庫の鍵は、鍵のかかるキャビネットに保管されているが、事務職員全員がキャビネットの鍵の所在場所を把握している状況である。現状、鍵の管理者は室長とされているが、管理代行者1名を選任し、管理者と管理代行者により厳重管理することが望まれる。【意見】

キ 分室に対する管理体制について

上記のア～カの問題点もあり、当分室の毒物、劇物、危険物の管理体制が不十

分であることが判明した。

分室は人数も少なく県からの情報も入りにくいことから、研究所主導で管理を行う必要がある。視察、抜き打ちチェックや報告体制の徹底を行うことが望まれる。【意見】

(2) 公有財産台帳と登記簿の整合性について

公有資産台帳からサンプルとして抽出した土地につき、登記簿謄本により公有資産台帳と登記事項との整合性を確認した。

その結果、亀山市椿世町（地目 992-2）について、台帳上の取得時公簿面積は 43,585 m²となっていたが、登記簿によると平成 9 年度に分筆し登記簿上の地積は 41,953 m²となっている。分筆し現状の面積に変更があった以上、取得時の面積は変更すべきである。台帳で管理されているデータと実物が乖離してしまうのでは、台帳管理の趣旨が形骸化してしまうため、早期に改善すべきである。【結果】

（紀南果樹研究室）

(1) 農薬の管理状況について

農薬が「三重県農業研究所薬品管理規程」に沿って管理され、定期的の実査・報告されているかについて検証するため、毒物（劇物）保管量調査報告書及び薬品受払簿を閲覧した。また、現物の保管状況を視察するとともに、薬品受払簿から任意に抽出したサンプルについて、薬品受払簿と実際残高が一致しているかを確かめた。その結果、以下の事項が発見された。

ア 使用期限の切れた農薬について

保管薬剤一覧を閲覧したところ、有効期限の切れた農薬は防除庫において保管されている農薬 41 件中、ほぼ半数の 20 件にのぼった。古いものでは 1989 年の 7 月に有効期限が切れたもの（エルノー液剤、627g）もあった。

職員によると、農薬の登録試験を行うなど外部に出荷しない試験用（非食用）の農作物については、使用期限が切れたものを使っても法的に問題はないことから、有効利用をしているとのことである。

しかし、農薬の使い残しなどにより、有効期限が過ぎてしまった残農薬は十分な効果が得られないことが多い。したがって、残農薬は産業廃棄物として速やかに処分すべきである。農薬の容器を含め、適正な処分は農薬使用者の責務である。

【意見】

（伊賀農業研究室）

(1) 公有資産台帳と登記簿の整合性について

公有資産台帳からサンプルとして抽出した土地につき、登記簿謄本により公有資産台帳と登記事項との整合性を確認した。

その結果、土地の現況地目が宅地であるにもかかわらず、登記簿上の地目は畑となっていた。地目の変更は不動産登記法第37条1項より、「地目又は地積について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から1月以内に、当該地目又は地積に関する変更の登記を申請しなければならない。」と定められている。

登記簿上の地目変更を行うには測量等の経費が必要であるが、今後費用等を勘案し検討することが望ましい。【意見】

(2) 毒物、劇物、危険物の管理について

「三重県農業研究所薬品管理規程」に沿って管理され、定期的の実査・報告されているかを確認した。また、現物の保管状況を視察するとともに、サンプルにて毒劇物受払簿と実際の数量が合致しているかどうか確認した。

一連の手続きによって、以下の事項が発見された。

ア 水田部門の薬品（農薬）受払簿の整備について

三重県農業研究所薬品管理規程において、指定管理薬品（毒物、劇物等）は、年2回の実地棚卸（9月及び3月）を行うこと（第7条）が規定されている。水田部門の平成21年度における「指定薬品受払簿」を閲覧したところ、実地棚卸の証跡を確認できなかった。劇物・毒物については、流用し悪用される危険性が特に高いため、厳格な管理が必要である。規程に従い棚卸を実施し、その証跡を記録する必要がある。【結果】

イ 果樹部門の薬品（農薬）受払簿の整備について

果樹部門は、9月30日の実数確認及び薬品管理者の確認証跡が認められたが、年度末における実数確認結果は平成21年度の受払簿上に記録されず、翌年度の期首残高として繰り越されていた。そのため、平成21年度の受払簿上、期末における上席者の確認証跡が認められなかった。翌年度の受払簿上の繰越状況を閲覧することで、棚卸状況を把握することは可能ではあるが、期末における実数確認結果は当該年度の受払簿上に記録し、棚卸実施状況を明らかにすることが望まれる。【意見】

ウ 薬品（試薬）受払簿の記載方法について

平成21年度の薬品受払簿上、同種薬品で複数の規格（濃度等）がある場合、これを帳簿上区別することなく記録していたが、厳格な管理を行う観点から、規格別に帳簿管理すべきであった。【意見】

なお、この点については平成22年度の受払簿上で改善されていることを確認している。

5. 畜産研究所

(1) 委託契約事務について

畜産研究所では、備品の保守・点検や施設管理業務を中心に外部業者に委託している。そこで、表4-5-1に記載した、任意で抽出した契約について、事務手続が契約に関する法令及び規程に準拠していることを確認した。また、委託コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討することとした。

その結果、以下の事項が発見された。

表4-5-1 監査で検討した契約一覧

委託業務	契約方法	契約金額 (円)	予定価格 (円)	落札率	入札業者数
体細胞クローン牛と畜及び解体等に関する業務委託	単独随意契約 (注1)	273,189	325,000		
畜産研究所産業廃棄物等収集運搬処分業務委託	一般競争入札	1,003,800	1,164,650	86.2%	3
畜産研究所樹木伐採等業務委託	一般競争入札	1,900,500	2,306,000	82.4%	1

(注1)クローン牛のと畜、解体に実績のある業者は限定されるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。

ア 1者応札の契約に関する取扱について

一般競争入札の結果、1者応札となった契約について考えられる理由を企画調整課担当者への質問により確認したところ、特殊な技術やノウハウが要求される業務とはいえ、はっきりとした理由は分からないとのことであった。現行では、県の通知(平成21年3月31日付け出納第04-107号「一般競争入札における1者入札の扱いについて(通知)」)に基づいて、予定価格500万円以上のものについては、入札審査会を開催するように定められているので、契約方法の妥当性の確認や要因分析を行っている。

しかし、表4-5-1で挙げた業務に限らず、一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりしている業務が多いのが現状である。

そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のaは入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、bは、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。

現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。【意見】

a 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。現在、アンケート等の入札参加者を増やすための工夫は特にしていないとのことである。そこで、例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。

- ① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか
- ② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由
- ③ 現行制度の不満点はあるか

なお、2については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加できなかったという理由は除く必要がある。

b 特殊な技術やノウハウが要求される業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく、随意契約への変更が考えられる。この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断する必要がある。例えば、1 者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、每期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに気を付ける必要がある。

- ① 契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。現状、契約に関する会議において、議事録は特に要求されていない。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する
- ② 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する

イ 予定価格の算定における経済面への考慮について

予定価格及び契約金額の推移状況について検討したところ、委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであった。しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。予定価格が流動的になれば、契約金額も流動的となり、経済面をより考慮した契約業務を行うことができると考えられる。【意見】

(2) 毒劇物等の管理方法について

毒劇物等が「三重県畜産研究所薬品管理規定」に沿って管理され、定期的に実査・報告されているかについて検証するため、毒物（劇物）保管量調査報告書及び薬品受払簿を閲覧した。また現物の保管状況を視察するとともに、薬品受払簿から任意に抽出したサンプルについて、帳簿残高と実際残高が一致していることを確かめた。農薬についても、その保管状況を視察するとともに、受払簿からサンプルとして抽出した農薬について、監査人立会のもと実際保有量を計量し、受払簿記載の残高との一致を確かめた。

一連の過程において、以下のような事項が発見された。

ア 薬品の受払簿の運用状況について

薬品の受払簿（継続記録）及び年に2回提出される保管量報告書（実査記録）の閲覧を行ったところ、畜産研究所では薬品の保有残量について、一部を除き、計量していなかった。また、保有残量調査の際にも、薬品の残量ではなく、薬品を入れる瓶の数量を年1回確認するだけであった。

しかし毒物・劇物管理規定第3条では、「使用する毒劇物については毎年度、受払簿を持って、その数量を管理する。」とあり、また同規定第8条には「年2回(9月及び3月)に保管量を調査する」と棚卸の明記があるが、実際はいずれも当該規定が遵守されていなかった。

さらに同規定第5条には、「薬品室の薬品庫に保管し、薬品庫は常時施錠する」と規定されているが、部屋に施錠がなされているのみで薬品庫には鍵は付されていない。

管理担当職員に質問したところ、「規定上の「保有量の確認」を「本数の確認」と解釈し、毒劇物についてはアジ化ナトリウムを除き、残量管理をしていなかった」とのことである。

毒劇物については少量で致死量となるものもあるため、計量を行った上で残量管理をしていないのは問題である。また毒劇物に該当しない薬品についても、他の研究所にならって、計量を行った上で残量管理をすることが必要である。

【結果】

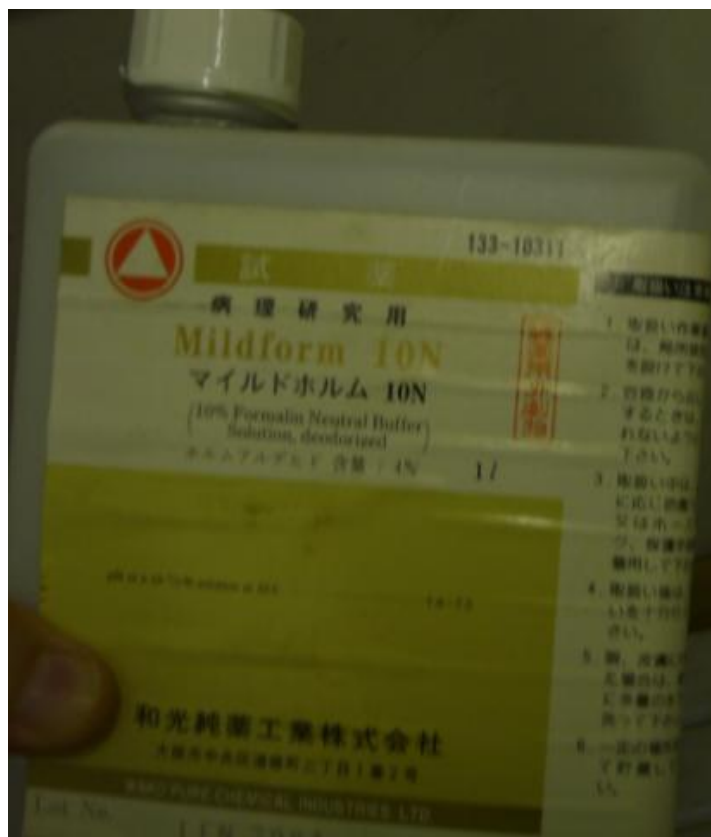
イ 毒物・劇物・農薬の施錠管理について

本館実験室内の薬品倉庫、サンプルで現物照合したもののうち、マイルドホルム 10N(劇物、写真 4-5-2)については数量が多く、施錠されない棚の外に保管されていた。

保管する部屋には施錠がなされていたが、毒物劇物管理規定第5条では、「毒劇物は全て薬品庫の保管庫に保管し、保管庫は常時施錠する」とあり、「保管庫の鍵は劇物副管理者が管理する」とある。このような状況は規定違反である。他

の研究所に習い、部屋の施錠だけではなく、薬品庫の施錠をすることが必要である。【意見】

(図 4-5-2)



(3) 納品書の連番漏れについて

鶏卵の販売における代金の入金管理は、商品納入と同時に代金を収受しているため、納品書にて実施している。

鶏卵の販売に係る納品書について、平成 21 年度の 8 月 27 日から 10 月 5 日までをサンプルとして抽出し、連番管理状況を検証した。

その結果、連番管理はされていたが、納品書の綴りから一部抜き取られたような跡が発見された。

担当者に質問したところ、書き損じ分の納品書を廃棄してしまったということであるが、これでは連番管理をしている意味がない。

そもそも納品書に連番を付す意味は、網羅的に収入を把握しているか検証し、収入金の不正流用を防止することにある。これを念頭において、収入と納品書金額の合計額の一致を定期的にチェックすべきである。また、書き損じについても、納品書にマークを付す、控えとともにホチキス止めするなどの方法により使用不能な状態にしておくことが必要である。

また、納品書はシステム上、現金日計表及び歳入の金額を入力するため重要な原始証憑となっているため、現状の運用状況は早期に改善されるべきである。【結果】

(4) 物品売払収入について

畜産研究所では、「物品売払収入」として飼育された牛豚鶏の売却代金を計上している。また、「畜産関係生産物売払収入」として鶏卵、生乳の売却代金を計上している。

「物品売払収入」のうち松阪牛の枝肉については「三重県松阪食肉公社」の主催する「松阪牛枝肉ネットオークション」にて販売し、肉畜の販売については「全国農業協同組合連合会三重県本部」に販売委託を行っている。また、「畜産関係生産物売払収入」のうち、生乳については「三重県酪農業協同組合連合会」を通じて販売委託を行っている。監査においては、上記ネットオークション、販売委託の業者選定理由を把握するとともに、サンプルとして1カ月分の収入について関連書類を閲覧し、販売報告額と収入金額の整合性を確かめた。当該手続の過程において以下の事項が発見された。

ア 松阪牛枝肉ネットオークションに関する契約について

契約書上、オークションについては出品予定数を毎月報告すると記載されている。しかし、実際は先方が年度の初めに送付してきた計画書（年に数回報告するよう記載されていた）に沿って報告を行っており、毎月の報告は行われていない。実際の行為に沿って契約の変更を行うことが望まれる。【意見】

6. 水産研究所

(三重県水産研究所)

(1) 委託契約事務について

水産研究所では、施設管理業務を中心に外部業者に委託している。そこで、表4-6-1に記載したとおり、随意契約のものや1者応札のものの中から任意で抽出したのものについて、事務手続が契約に関する法令及び規程に準拠していることを確認した。また、コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討した。その結果、以下の事項が発見された。

表4-6-1 監査で検討した契約一覧

委託業務	契約方法	契約金額 (円)	予定価格 (円)	落札率	入札業者数
NOAA HRPT 受画装置保守管理委託	単独随意契約 (注1)	735,000	735,000		
マアナゴ生理生態解析業務委託	一般競争入札	11,970,000	12,928,146	92.6%	1
アマモ場再生効果調査業務委託	一般競争入札	10,874,850	11,776,800	92.3%	1
カワウによる被害状況の県税調査業務委託	一般競争入札	8,358,000	9,897,697	84.4%	1
生物・底質調査業務委託	一般競争入札	17,640,000	27,116,042	65.1%	1

(注1) この装置は、米国社製であり、日本で保守・管理が可能な業者は、1社しかいないため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。

ア 入札審査会の議事録について

予定価格500万円以上の契約に関して、1者応札となったものについては、県の通知である、平成21年3月31日付け出納第04-107号「一般競争入札における1者応札の扱いについて(通知)」に基づいて、入札審査会が開催される。競争性や透明性が確保されていることの確認が主な趣旨であるが、議事録・協議メモを残しておらず(特に要求されていない)、具体的な内容を確認できなかった。

本来、1者応札では競争性が十分に確保できないため、今後入札業務をよりよい方向に持っていくための検証資料として、議事録や協議メモを残しておくことが望まれる。【意見】

イ 1者応札の契約に関する取扱について

一般競争入札の結果、1者応札となった契約について考えられる理由を企画調整課担当者への質問により確認したところ、いずれも水産業に関する研究という特殊性から、三重県内で受託可能な業者がわずかであるという理由であった。現行では、県の通知（平成21年3月31日付け出納第04-107号「一般競争入札における1者入札の扱いについて（通知）」）に基づいて、予定価格500万円以上のものについては、入札審査会を開催するように定められているので、契約方法の妥当性の確認や要因分析を行っている。しかし、表4-6-1で挙げた業務に限らず、一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりしている業務が多いという現状がある。そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のa及びbが入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方cは、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。

現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。【意見】

a 品質の向上と入札参加範囲が両立できる範囲内での入札参加条件の緩和が考えられる。入札参加範囲とは、例えば、過去に業務を請け負った業者に限定しない、といったことである。具体的にどの業務が過去実績を要求しているかは検討していないが、契約関連書類の綴りを閲覧したところ、過去の実績を要求している業務が発見された。

b 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。現在、アンケート等の入札参加者を増やすための工夫は特にしていないとのことである。そこで、例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。

① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか

② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由

③ 現行制度の不満点はあるか

なお、②については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加できなかったという理由は除く必要がある。

c 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1者応札しか見込めない業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約への変更が考えられる。ただし、この理由が相当であるか否かについては、慎重に

判断しなければならない。例えば、1者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、毎期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。そして、このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに留意することが望ましい。

① 契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。現状、契約に関する会議において、議事録は特に要求されていない。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する

② 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する

ウ 予定価格の算定における経済面への考慮について

予定価格及び契約金額の推移状況について検討したところ、委託業務について、主に前年度の契約先に参考見積もりを採り、また過去の契約額等を参考にして予定価格を設定しているとのことであった。しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。予定価格が流動的になれば、契約金額も流動的となり、経済面をより考慮した契約業務を行うことができると考えられる。【意見】

(2) 薬品の管理方法について

薬品が「三重県水産研究所薬品管理規定」に沿って管理され、定期的の実査・報告されているかについて検証するため、毒物（劇物）保管量調査報告書及び薬品受払簿を閲覧することで確認した。また、現物の保管状況を視察するとともに、薬品受払簿から抽出したサンプルについて帳簿残高と実際残高が一致していることを確かめた。その結果、以下のような事項が発見された。

ア 薬品の受払簿の運用状況について

薬品について、受払簿及び年2回提出する保有残高報告書および受払簿の閲覧をしたところ、一部の受払簿について、平成21年度は作成していなかった。毒劇物等は、少量でも致死量となる。受払簿での入出管理と定期的な残高管理の双方が行われることによって不正な利用や盗難などを把握しうるため、受払簿が作成されていないことは管理上問題である。また毒劇物等に該当しない薬品についても、他の研究所にならって、受払管理を実施することが、管理上有用であると考えられる。【結果】

イ 薬品庫の鍵の管理について

薬品庫の管理状況について現場視察をするとともに管理担当職員への質問を行った。

その結果、組織実験室に設置されている薬品庫については、薬品庫の鍵が隣接する細菌実験室の机の抽斗で管理されていること、及び、組織実験室の施錠が日中はなされていなかった。

組織実験室内の薬品庫には劇物が管理されていることを考慮すると、現在の鍵の管理状況は問題であり、不正な流用及び盗難を防止するため、より厳重に管理されることが望ましい。【意見】

ウ 薬品の計量方法について

監査人立会のもと、実際保有量を測り、毒物及び劇物について研究所作成の調査報告書（平成22年3月16日付け）とその後の使用を記録した受払簿との合計との一致を確かめた。

その際、職員は厳密な計測のためにホルマリン（劇物）の原液を一旦別の容器に移し替え、移し替えた容器の重さを差し引いた秤を用いて容量を計測していた。この方法によった方が正確に残高を検証できるが、「三重県水産研究所毒劇物等管理規定」「第6条毒劇物等の使用」では「3 毒劇物の使用時には有害性、危険性を考慮し、極力薬品の使用量が少なく、廃液等の発生が少ない手法を用いる等、環境負荷低減等に努める。」旨が規定されている。安全面や計量のために移し替えた容器の洗浄により廃液が発生することを考慮すると、継続的な実施を前提に風袋込みで計量するのが望ましい。【意見】

エ 塩化カリウムの保管について

視察時に、倉庫棟において塩化カリウムの入った段ボールが発見された。職員に質問したところ、塩化カリウムは指定管理薬品には分類されておらず、人体への影響が少ないとの理由から残量検査の義務は規則上ないと考えているとのことであった。

確かに、塩化カリウムは少量の摂取で人体に影響を与えるものではないが、大量投与により人体に影響を及ぼす薬品であり、その使用による死亡例もある。指定管理薬品に分類されない薬品であっても、保有量と危険性を勘案して指定管理薬品に準じた管理を検討することが望まれる。【意見】

(3) 通帳について

研究所が保有している通帳を閲覧したところ、使用されていない口座（常時払用）が発見された。

常時払用口座とは、駐車料・郵便代金着払い等、現金の使用が急に必要となった

とぎのために使用する資金の定額支給用の口座であり、使用しきれず残った金額は年度末に返還する。しかし、常時払用の通帳への支給については平成 21 年度を最後に、平成 22 年度は行われていない。

管理責任者に確認したところ、平成 21 年度から旅費についての取り扱いが県の規則上変更されたことにより、従来常時払で対応していた職員の移動先で使用した駐車料について、後日申請による精算が可能となった。

これに伴い、できるだけ現金を持たないようにするという方針のもと、従来常時払で対応していた他のものについても、請求書をもらい後日振込としたとのことであった。

これら常時払用口座を使用しない試みは、平成 22 年度からの試験的な取り組みのため、現在当該通帳は残してあるとのことであるが、使用していない通帳は不正に利用されるおそれがあるため、今後の使用実績に留意し、利用が見込まれないのであれば解約を検討することが望ましい。【意見】

(4) 歳入について

歳入については調定決議一覧よりサンプルとして抽出した使用料及び手数料収入 1 件、財産収入 1 件、受託事業収入 4 件、諸収入 1 件の計 7 件について契約伺、契約書、報告書、調定決議書、収納済通知書等の関連資料の閲覧を行い収入業務（事業計画や共同研究先の選定過程を含む）が適切に行われているかを検討した。いずれも書類の整合性については問題なかったが以下の事項が発見された。なお、諸収入には委託先倒産による違約金が含まれているが、これについては委託業務の検討会において検討している。

ア 雑入について

諸収入（雑入）のうちの 1 件について、内容的には受託事業収入のものがあつた。

「伊勢湾資源調査試験事業委託」であり、財団法人水産振興事業団から事業を受託し、伊勢湾資源調査を行い委託費を 800 千円收受している。理由を質したところ 3 カ年計画であり長期のものではないため項目を作らなかったとのことである。

雑多な科目である雑入は収入の内容が分からないため、できる限り使うべきではないし、他の同様の内容の収入については受託事業収入に計上されていることから、他年度との比較を行う際にも比較可能性が失われてしまう。

したがって、受託事業収入とすることが望ましい。【意見】

イ 共同研究の事業費の積算について

毎年行っている事業で独立行政法人水産総合研究センターからの受託事業である「平成 21 年度資源評価調査事業」について、契約書と事業費の積

算資料を確認した。当契約では、当所は資源評価を行い、独立法人水産総合研究センターより委託費を受け取ることになっている。契約書によると当所の受取金額は、契約金額かもしくは実費のうち小さい金額となっている。当事業で当社が負担する経費の大部分を占めるのは船舶燃料費（平成21年度は9,180千円）である（図表4-6-2参照）。船舶燃料費については単価×予定使用料（リットル）で計算されている。単価は契約当初の市場価格を参考につけられるが変動が激しい場合大きく予算を上回る（下回る）ことがある。しかし、委託契約書の第8条では「委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と委託費の限度額のいずれか低い額とする」としており、実際の経費の額が当初契約した委託費の確定額を下回った場合は実費になるが、上回った場合に損失が発生する。よって、当所が不利な契約となっているといえる。

実際に実費が上回った場合は、他のところに割当てられた予算をカットしたり予定していた調査の一部を中止し燃料費に回すことで対応しているが、これでは当初予定していた調査に支障をきたす可能性がある。船舶燃料費等、当所の業務の効率性と関係ない部分での経費の増加については、追加の委託料を受け取ることができるようにするなど先方との協議を行うことが望まれる。【意見】

図表 4-6-2 「平成 21 年度資源評価調査事業」の経費の構成

科目	積算金額	構成比
旅費	1,760,900	10.1%
賃金	1,585,500	9.1%
消耗品	1,553,550	8.9%
船舶燃料費	9,180,000	52.7%
謝金	1,707,050	9.8%
通信費	390,000	2.2%
用船料	1,230,000	7.1%
合計	17,407,000	

注 1) 計算方法…軽油 90 円×102,000 ㍓=9,180,000 円

資料源泉: 委託事業計画書

(5) 支出について

各支出項目について、金額の大きいものを中心に、支出事務が適切に実施されていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）や支出状況の管理方法を確認するため、契約書、見積書などの関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。その結果、以下の事項が発見された。

ア 執行伺の決裁日付の記載漏れについて

水産研究所（浜島本所）に保管されている執行伺綴りを閲覧した結果、修繕費及び委託契約に関する執行伺について、決裁日付が記載されていないものが散見された。

執行伺には、決裁権限者である所長の決裁押印はなされていたものの、決裁日付を記載していないと、事前の承認があったかが分かりづらい。水産研究所担当者へのヒアリングによれば、日付の記載を必ず行うこととしているものの、不注意により記載漏れとなってしまうとのことであった。執行伺綴りを閲覧からも、ほとんどの執行伺については日付が記載されていたものの、数件について記載漏れとなっていることが確認できた。

修繕・委託契約に限らず、支出事務については、必ず事前に執行伺や入札伺を作成し、承認を得ることとなっており、執行伺の承認が得られたか否かは、承認押印のみでなく、決裁日付の記載が重要となってくる。決裁日付が記載されていないと、適切に承認を得た支出かが不明であり、事後決裁となっているおそれもある。現状は、日付未記載のもの件数は少なく、明らかに事後決裁となっているものは発見されなかったが、日付未記載が容認されると、事後決裁の支出が頻発するおそれもあるため、決裁日付の記載を徹底するべきである。【結果】

（尾鷲水産研究室）

（1）掛売カードの管理について

研究所内の金庫を視察したところホームセンターの掛売カードが2枚入っていた。このカードは当所が研究に使用する材料等を購入しているホームセンターにて掛けにて買い物ができるものである。カードの管理について管理状況を視察したところ、金庫については室長が管理しており、職員がいないときは施錠しているが、以下の事項が発見された。

掛売カードの使用頻度は週に数回であるが、使用簿が作成されていなかった。消耗品等を購入する際は購入伺を作成し、支払の際は月に1回送付されて来る請求書と購入伺を突き合わせてから支払処理をしている。しかし、現状では不正使用は事後的にしか分からないため、使用頻度が多いことを鑑みても使用簿を作成し不正使用を牽制することが望ましい。【意見】

（鈴鹿水産研究室）

（1）毒物、劇物の管理について

「三重県水産研究所薬品管理規定」に沿って管理され、定期的の実査・報告されているかを、毒物（劇物）保管量調査報告書や薬品受払簿を閲覧することで確認した。また、現物の保管状況を視察し、またサンプルにて薬品受払簿と実際の数量が

合致していることを確認した。その結果、以下のような事項が発見された。

ア 実地棚卸について

三重県水産研究所薬品管理規定上、劇物・毒物については、受払簿を作成（第6条）し、年2回の実地棚卸を行うこと（第10条）が規定されている。しかし、鈴鹿水産研究室においては21年度は薬品受払簿を作成していなかった。その経緯は不明であるが、薬品の盗難・紛失等の有無を遅滞なく把握するため、棚卸調査のみならず、受払を継続的に記録することは不可欠である。【結果】

なお、平成22年度以降は薬品受払簿を作成していることが確認されている。

また、受払簿と現物、現物と受払簿の突合を行ったが、1件数量が異なるものがあった。原因は定かではないが、平成21年3月15日の実査の日から4月1日（受払簿開始）までに使用があったためであると推定される。すなわち、4月1日の受払簿作成開始時には、改めて現品数量を調査して開始数量を確定させる必要があったが、3月15日時点の数量を開始数量として記載してしまったと考えられる。作成開始時の数量が誤っていると、継続記録の意味をなさない。改めて現品調査を実施し、数量の整合性を確保することが望まれる。【意見】

イ 毒物、劇物の保管状況について

毒物、劇物については、鍵付の薬品庫にて保管している。しかし、一部使用中のもので劇物に該当するホルマリン等人体に害が及ぶ可能性があるものについて、鍵のかかる薬品庫以外の研究室の棚や机の上に置いてあるものがあった。使用中のホルマリンについては、使用頻度が高くまた、薬品庫にスペースが少ないため、研究室の棚や机の上に置いているとのことであった。研究室は警備会社に管理を委託しており、職員は管理上安全と考えているが、このような状況下であると持ち出し・盗難の危険性はあることから、人体に害があるものについては、薬品庫に保管することが望ましい。薬品庫のスペースの問題もあるが、一度適正在庫量を検討し不要なものは処分することによりスペースを確保するか、例えば、三重県水産研究所のように、現在ある棚の扉に簡便な鍵を設置することで解決は可能と考えられる。【意見】

写真 4-6-3 薬品棚に入りきらない薬品類



写真 4-6-4 ホルマリン



ウ 毒物、劇物の保管状況について

また、ホルマリンや使用中の劇物を薄めたもの含む薬品等が入ったビンのある棚には何の耐震・防犯対策が施されていない。耐震や防犯対策としてガラス張りにする等工夫することが望まれる。【意見】

写真 4-6-5 耐震対策が施されていない棚



第5 研究所共通の意見及び指摘

(1) 需用費（消耗品費）及び備品購入費の予定価格の算定根拠について

各研究所において平成21年度に支出した需用費と、備品購入費についてサンプルを抽出し、支出事務が適正に実施されていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確かめるため、決裁書、見積書、契約書（請書）、支出負担行為（整理）書、支出負担行為兼支出命令書、請求書、納品書等を照合し内容を検討した。

その結果、一般競争入札を行った案件について、落札率が高いものが散見された（下表5-1）。落札率が高いと、十分な競争性や経済性が確保されていないのではないかという疑問が生じる。そこで、予定価格の算定過程の根拠資料を閲覧するとともに算定過程とそれに関する規程の有無について三重県の研究所の所管部署と研究所に質問した。

研究所の所管部署に質問したところ、三重県の方針としては、参考見積もり、過去事例及び市場価格等より設計額を積算し、所属長が予算等を考慮したうえで予定価格を決定しているとのことであった。また、三重県としての明確な規定はないとのことであった。

各研究所の視察時に各研究所の企画調整課の担当者に質問したところ、見積書やカタログ、インターネットでの検索や業者への問い合わせによって価格を設定し、その価格をもとに予定価格を決定しているとのことであった。

(ア) 見積書やカタログより決定している場合

特注品等の多くの企業が扱っていないものや比較的高額なもの等、一部のケースについては、取扱業者から見積書を入手し、その価格をもとに予定価格を決定している。その見積書は購入伺に添付されることで証拠として残される。

ただし見積書の妥当性については特に検討方法はルール化されておらず、見積書の金額をそのまま予定価格とするか、見積書よりいくらか下回る金額を予定価格としているケースが多い。

(イ) インターネットや口頭確認により決定している場合

多くの企業が扱っているものを購入する場合に、インターネットでの検索結果等をもとに予定価格を決定しているケースが見られる。インターネット等にて得た情報については、特に取り扱いが決まっておらず、それらの情報から決定した予定価格については、根拠書類が残されていない。

また、研究所においても、特に予定価格の算定に関する明確な規程はなかった。

予定価格は落札決定する基準となる数値であり、その適正化は入札の競争性や

経済性を確保するためには重要となる。

予定価格は、「予算の範囲内で、契約の目的になるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする」ものであり（「三重県会計規則運用方針」より）、その定義に則って積算を行い、妥当な予定価格を決定することが望まれる。予定価格が不当に高すぎると落札率が高止まりし、参加業者の経費削減努力が損なわれるとともに、予定価格の漏洩の疑いが生じてしまう。また、不当に低すぎると入札が成立せず、再入札になり、余分な経費がかかってしまう。特に入札参加者が少数であることが予想される場合においてその業者から入手した見積書のみで予定価格を決定することは、予定価格の漏洩につながり、参加業者の経費削減意欲が損なわれてしまう。

入札の経済性、競争性、公平性を期すためにも、予定価格については数社の見積書を取る等、その妥当性を十分に検討する必要があると思われる。また、次回同じような物品を購入する際の参考になるため、文書として残しておくことが望ましい。

また、予定価格の算定過程について明確な規定がないため、予定価格の算定過程について三重県にて明確な規定を設けることが望ましい。【意見】

表 5-1 落札率の表

研究所名	支出科目名	契約金額 (円)	予定価格 (円)	落札率
工業研究所	備品購入費	2,622,000	2,622,000	100.0%
工業研究所	備品購入費	7,947,450	8,000,000	99.3%
林業研究所	備品購入費	27,825,000	29,967,000	92.9%
林業研究所	備品購入費	8,368,500	8,631,000	97.0%
農業研究所	備品購入費	4,205,760	4,688,000	89.7%
保健環境研究所	備品購入費	51,765,000	51,975,000	99.6%
水産研究所	備品購入費	1,837,500	1,953,000	94.1%
工業研究所	需用費(消耗品費)	276,675	277,725	99.6%
林業研究所	需用費(消耗品費)	1,433,250	1,433,250	100.0%

資料源泉：支出に関する各種証憑

(2) 知的財産の管理

研究開発機関は、研究の成果として、特許権、意匠権、実用新案権、育成品種等の知的財産を保有している場合が多い。三重県においては、知的財産の申請・管理は、農水商工部科学技術地域資源室にて担当している。

そこで、特許の申請までの流れや管理状況について、規程などの関連資料の確認及び担当者へのヒアリングを通じて検討を行った。具体的手続きとして「知的財産

管理事務取扱要領」「知的財産管理事務取扱マニュアル」を閲覧し、関連書類を把握した。また、各研究所における職務発明審査会提出の可否に関する決裁資料、及び科学技術・地域資源室における職務発明等審査会の決裁書類を閲覧し、各研究所において適切な決裁を経ていることを確かめた。

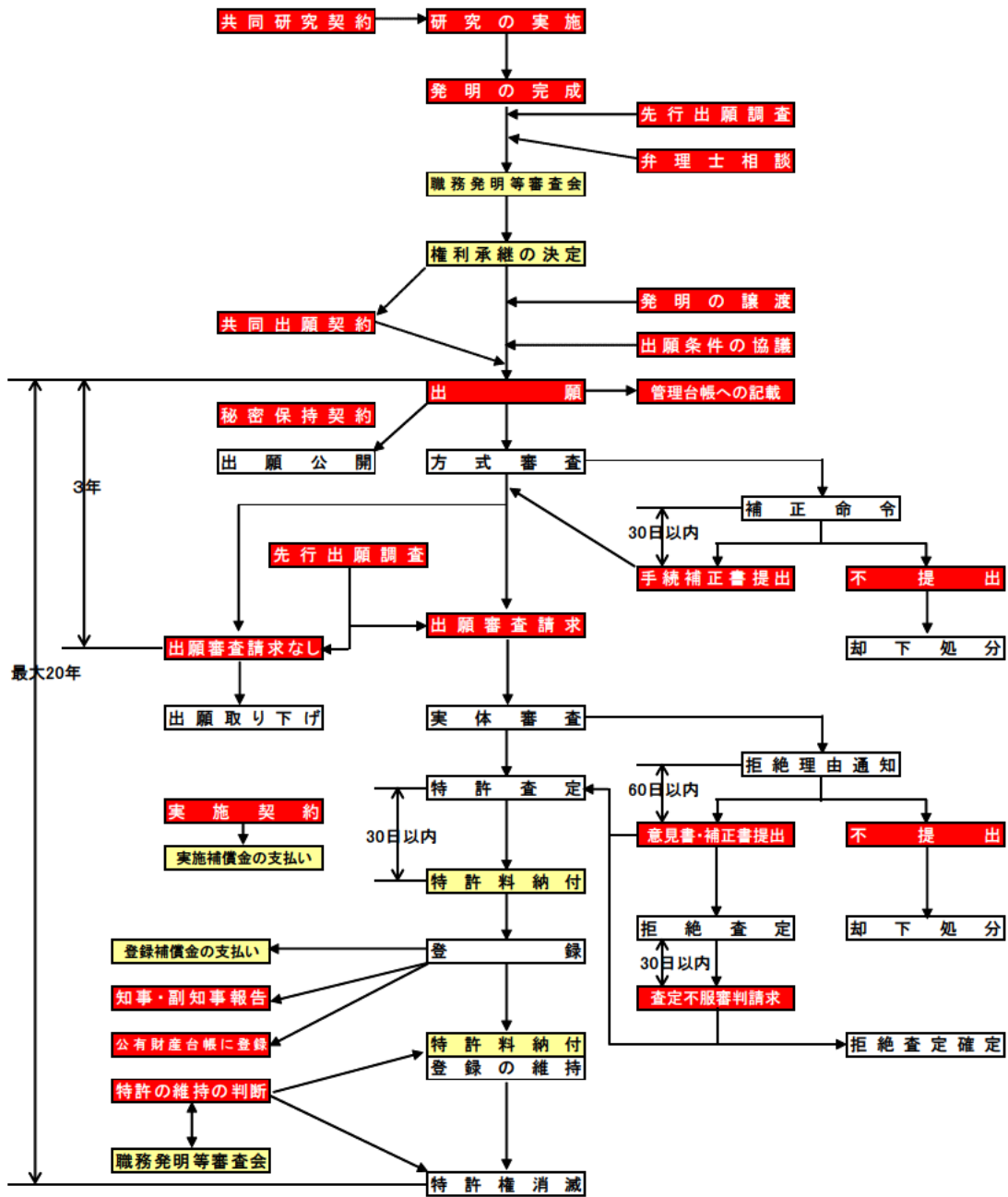
各研究所の知的財産権保有件数と収支および、知的財産管理事務のフローは下記のとおりである。

表 5-2 試験研究機関別知的財産権保有件数と収支(件数は平成 22 年 3 月 31 日現在)

研究所名	知的財産権 保有件数	平成 21 年度に実施 許諾収入があった 知的財産件数	平成 21 年度 特許関連収入	平成 21 年度 特許関連支出
保健環境研究所	1	0	0	0
林業研究所	2	1	5,571	42,800
工業研究所	19	2	57,487	607,768
農業研究所	15	5	4,001,639	431,330

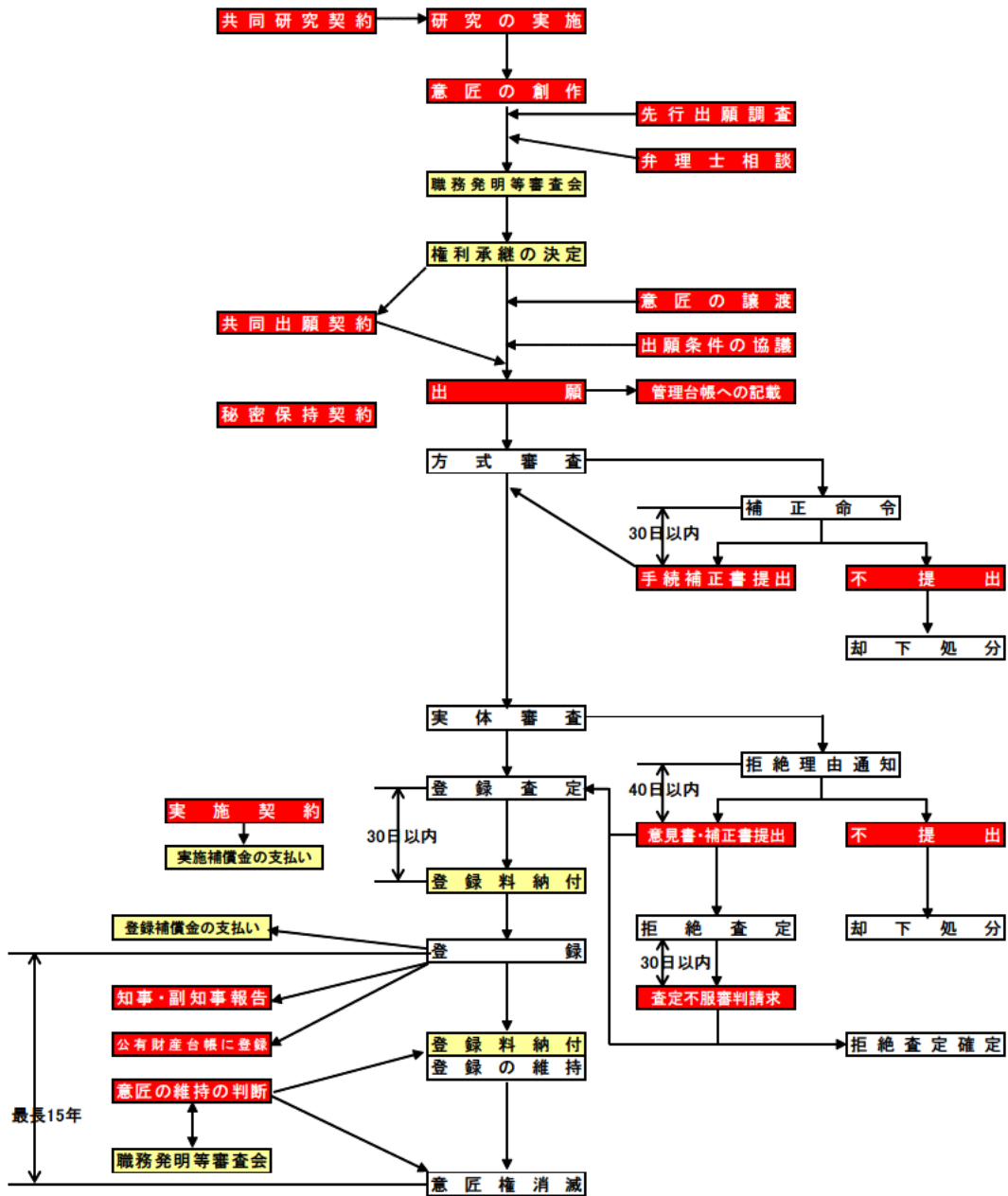
資料源泉:農水商工部科学技術地域資源室作成資料

図表 5-3 知的財産管理事務流れ図(特許編)



凡 例 … 科学技術・地域資源室における処理事項
凡 例 … 各研究所における処理事項
凡 例 … 特許庁における処理事項
 数字は「知的財産管理に関する事務手続き」に示すNo.
 斜体文字…研究部での処理
 普通文字…総合研究企画部での処理

図表 5-4 知的財産管理事務流れ図(意匠編)



凡例 ... 科学技術・地域資源室における処理事項
凡例 ... 各研究所における処理事項
凡例 ... 特許庁における処理事項
 数字は「知的財産管理に関する事務手続き」に示すNo.
 斜体文字…研究部での処理
 普通文字…総合研究企画部での処理

知的財産管理事務に係る関係書類の閲覧及び質問の過程において下記の事項を発見した。

ア 知的財産管理事務取扱マニュアルの更新について

三重県においては、平成20年において三重県科学技術振興センターが廃止されているが、知的財産管理取扱マニュアルや知的財産管理事務取扱要領に記載されている名称が「科学技術振興センター」の名称で現状も記載されており、組織改編に伴う更新がなされていなかった。

各研究所においては、現時点においても当該マニュアルに準拠した事務処理を行っているが、現状の組織形態と合致していないため形式上は各研究所が準拠すべきマニュアルかどうか不明確である。

組織再編に応じてマニュアル類を適切に更新していく必要があるとともに、各研究所単位で管理していない事項については業務に不足が生じないように本庁にて管理していることを明確にする必要がある。【結果】

イ 知的財産に係る台帳の充実化について

知的財産の管理台帳として、各年度の収入が記載された表（「試験研究機関等が保有している知的財産権の実施許諾数」と、登録補償金及び各年度の登録料が記載された「特許等登録年金一覧表」が確認されたが、当初申請時から現在に至るまでの累積費用も合わせて管理し、特許取得全体に関する収益性をより明確に把握することが望ましい。【意見】

ウ 知的財産継続保持の判断について

特許権継続の判断において、現状、維持費を上回る収入がないものは原則取り下げるという慣習があるが、特に明文化は行われていない。内規等により目安を例示することが望ましい。【意見】

エ 知的財産の実施許諾料の見直しルールについて

知的財産の許諾使用料について、特許権、意匠権、実用新案権については「県特許権等の実施許諾に関する取扱要領」にて規定されており、農業研究所で保有している育成品種にかかる許諾使用料については、「三重県職務育成品種に関する運営要領」及び「職務育成品種規程の細部運用の規程」の第2の2及び「三重県職務育成イチゴ品種「かおり野」に関する運営許諾要領」第4に定めている。

しかし、各要領においては許諾使用料の見直しには触れられておらず、見直しに関する明確なルールが定められていない。

知的財産に係る使用料を算定するための実施料率等に関しては状況に応じて見直されるべき要素が含まれているケースや市場の動向を考慮して設定しているケースもあるとのことであり、要領等において定期的に見直しを行うことを明文化し

たうえで見直しを実施することが望ましい。【意見】

(3) 研究テーマごとの支出把握について

一部の研究所では、研究テーマごとの支出実績について、エクセル等で管理を行っていたが、事務手続きにおいて義務付けられているものではなく、自主的に行っているとのことであった。他の研究所においては、研究所全体の支出についての把握は行っているものの、研究テーマごとの支出についての管理は行われていなかった。

研究テーマごとの支出実績管理は、研究テーマがどの程度のコストで達成されるかを把握するために有用な情報であり、かつ、県費が適切に使用されているか否かを計るためには重要な要素であるため、いずれの研究所においても実施されることが望ましい。

しかしながら、研究テーマごとに支出実績を把握している研究所においても、研究員の人件費については研究所の予算管理の中に含まれておらず、支出実績額としても把握されていないこと、業務補助職員等についても、勤務時間を、明確に特定の研究テーマに関連付けられないことから、人件費の把握については、予算額イコール実績額としている。

そのため、いずれの研究所においても研究テーマごとの成果については、その評価制度が確立しているが、研究所にて取り組んでいるテーマにどれだけのコストがかけられているか、コストに見合った効果が得られているか、という費用対効果の側面については残念ながら計られていないのが現状である。

研究テーマごとの勤務実績管理を精緻に行うことは容易ではないが、まずは、業務日報を行うなどしてより正確なコスト管理を志向し、さらに意義深い研究評価をすることが望ましい。【意見】

(4) 契約履行能力の確認について

水産研究所の平成21年度収入において倒産契約解除に係る違約金が2,589,010円計上されている。このうち2,539,870円は平成21年度において委託先として選定しA社が期中に倒産したため、委託事業を続行できなくなったことによる違約金であり、契約書に基づき(契約額－出来高)×10%の違約金を得ている。

平成21年度におけるA社との契約案件は下記のとおりである。

表 5-5 A社との契約内容、違約金の内訳 (単位:円)

委託契約名	契約金額	出来高	違約金	契約日	落札率
生物・底室調査業務委託契約	17,640,000	1,287,041	1,635,295	2009/7/6	65%

沿岸遊休 英虞湾干潟・アマモ場 生物分析	8,358,000	0	835,800	2009/4/15	84%
カワウによる被害状況の県勢調査 業務	687,750	0	68,775	2009/6/19	—

出来高については、破産管財人との調整を行いながら所長が決定した。契約解除方法について、特に問題は発見されなかった。

次に、入札資格の確認が問題となるが、入札資格は、三重県会計規則第 61 条において下記のように規定されている。

- 一 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者であること
- 二 令第 167 条の 4 第 2 項に該当する者でないこと
- 三 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと

なお、二号において規定されている地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項とは、契約履行時の不正や契約妨害等があった場合は、入札参加に関して、停止措置をとることができるという内容である。

水産研究所は、契約先が 1 号～3 号に該当しないことを確認しており、契約自体は規程に基づいて適切に行われている。しかし、A 社との最終の契約日は平成 21 年 7 月 6 日であるが、その後まもなく倒産し、平成 21 年 10 月 16 日に「委託業務続行不能について」の文書入手している。「債務者代理人からの受任通知並びにお願い」によると、A 社は、平成 17 年度以降売上低迷により財務状況が悪化し、最終的に 11 億円を超える債務超過が発生していることから、契約時点においても相当財務状況が悪化していたものと推測される。そのような状況を確認することなく委託先を選定した結果、契約途中で委託先が倒産し、研究目的が達成されないことに加え、緊急雇用対策目的も果たされないこととなってしまった。

このような損失を被ることに備えて、上記 3 事項に追加して、契約締結時に、決算書や現在業者が請け負っている事業内容の把握を通じて相手先の内情の把握をし、契約履行能力の有無を把握することが望まれる。【意見】

(5) 情報管理に関する研究所固有の取り組みについて

三重県電子情報安全対策基準において、情報資産とは「ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係る全てのデータ並びにネットワーク及び情報システムで取り扱う全てのデータをいう。(第 2 章)」としており、情報資産は、「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ対策基準」に基づいて、情報資産の管理が行われている。

三重県が組織として管理する情報システム及びネットワークの管理者は「情報セキュリティ対策基準」に基づき、各機関の情報資産や業務の重要性に応じて、情報セキュリティ対策の具体的な手順を定めた「情報セキュリティ実施手順」を策定するもの（第9章）とされている。

ここで、各研究所における「情報セキュリティ実施手順」の作成状況は下記のとおりであり、作成の対象外（三重県が組織として管理する情報システム及びネットワークの範囲外）とされる畜産研究所・保健環境研究所においては「情報セキュリティ実施手順」は作成されていない。しかし、このような研究所においても、例えばUSB等の利用によって重要な研究データを流出する危険性や、火災等により滅失する可能性は否定できないため、「情報セキュリティ実施手順」に準じ、情報の重要性について検討することが望まれる。

また、「情報セキュリティ実施手順」を作成している研究所についても、詳細な情報管理マニュアルの作成が必須であると結論付けている研究所はなく、工業研究所が独自で表5-6に記載したマニュアルを作成しているのみである。しかし、研究所においては、知的財産など重要な情報資産に該当する機密情報を保有していると考えられるため、このような特性を持った情報の重要性についても再考することが望まれる。そして、重要と判断された情報資産については、特別なセキュリティ対策を講じるとともに、情報の外部バックアップを実施する等の対策が求められる。

個々の研究所の実態や情報資産の質に応じて、情報セキュリティ対策を記載したマニュアルや要領の作成の必要性について検討することが望まれる。【意見】

表 5-6 各研究所の情報セキュリティ実施手順の作成状況

研究所名	情報セキュリティ実施手順 (括弧内は対象)	情報セキュリティ対策マニュアル等の 作成状況
工業研究所	作成している。(イントラネットサーバ)	セキュリティ対策要領 試験機器測定記録等取扱要領
農業研究所	作成している。(ホームページ)	なし。
水産研究所	作成している。(ホームページ)	なし。
林業研究所	作成している。(ホームページ)	なし。
畜産研究所	作成対象外。	なし。
保健環境研究所	作成対象外。	なし。

(6) 固定資産に対する付保状況について

固定資産に対する付保状況について質問を行った。

その結果、今回の調査対象研究所は、建物、動産その他高額機器（保健環境研

究所及び車両の自賠責保険を除く)については保険には一切加入していないことが判明した。

したがって、現状は故障等の事象が発生した都度、割り当てられた修繕費予算内で対応している。

この点について、コストを削減するという意識が高いのは大変良いことであるが、高額な精密機器が故障するリスク等、研究所で実際に機器と接する職員しか把握していないリスクがある。購入した建物、動産その他高額機器を安全かつ長期にわたって使用するには、そういった職員の意見を斟酌する必要があると考えられる。

購入した備品全てについて検討するのは煩雑であると考えられるため、検討するための金額基準等を設け、該当するものに関しては付保を検討することが望ましい。【意見】